

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

こども家庭庁 第2次回答

管理番号	6	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	○(3)以外
提案分野	03_医療・福祉		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

提案事項(事項名)

妊婦支援給付金に係る不支給決定通知以外の通知の廃止

提案団体

市川市

制度の所管・関係府省庁

こども家庭庁

求める措置の具体的内容

子ども・子育て支援法施行規則第1条の4の5において「市町村は、法第10条の9第2項の妊婦給付認定及び妊婦支援給付金の額の決定その他その支給に関する処分を行ったときは、その内容を申請者又は届出者に通知するものとする。」とされているが、不支給決定以外の通知については支給をもって決定通知とみなすこと等により、文書による決定通知等を省略することができるよう見直しを求める。

具体的な支障事例

【現行制度について】

現在、子ども・子育て支援法に基づき、妊婦給付認定及び妊婦支援給付金の額の決定その他その支給に関する処分を行った際、申請者又は届出者に全件書面での決定通知を送付しているが、同給付金はオンラインによる申請が主であり、書面での決定通知とは別に口座振込を行っている。

【支障事例】

妊婦支援給付金の申請件数は毎月600件を超える状況であり、審査業務以外に決定通知の作成から発送に係る事務処理に約10時間を要している。

オンライン申請により紙面での処理をなくしているにもかかわらず、書面での通知を行うことにより事務処理だけでなく郵送料も発生している状況である。

【制度改正の必要性】

市町村の事務負担等の軽減を図るため、申請から決定までの手続をオンラインのみで完結できるよう改正する必要がある。

【支障の解決策】

不支給決定者以外の通知については、支給をもって決定通知とみなすこと等により省略することを可能とすることを提案するもの。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

妊婦支援給付金の支給対象となる妊婦はオンラインでの手続が主流である若い世代であることから、書面の通知があっても確認しない方が多いことが想定される。

また、オンライン申請を行っている市町村の中には独自の判断で書面での通知を送付していない市町村もあると伺っている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

オンラインでの申請受付及び現金振込をもって手続が完結することができ、妊婦支援給付金支給に係る市町村の事務手続の簡素化が図れるとともに、事業費削減の効果がある。

根拠法令等

子ども・子育て支援法第 10 条の 15、子ども・子育て支援法施行規則第 1 条の 4 の 5

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

須賀川市、沼田市、高岡市、福井市、名古屋市、小牧市、大阪市、枚方市、高松市、春日市、佐世保市、熊本市、宮崎市

○【支障事例】

妊婦支援給付金の申請件数は毎月 140 件を超える状況であり、作成から発送に係る事務処理に時間を要しているだけでなく、封筒代、郵送料、紙代など出産・子育て応援金の時は発生していなかった需用費や役務費が発生している。

【制度改正の必要性】

妊婦支援給付金の対象者は 20～40 代のオンラインに慣れ親しんでいる世代が主流であることから書面の通知にこだわらないことが想定される。市町村の事務負担軽減のためにも支給をもって決定通知とみなし、不支給決定通知書のみを送付することを提案する。

各府省庁からの第 1 次回答

子ども・子育て支援法施行規則（平成 26 年内閣府令第 44 号）第 1 条の 4 の 5 においては、「市町村は、法第 10 条の 9 第 2 項の妊婦給付認定及び妊婦支援給付金の額の決定その他その支給に関する処分を行ったときは、その内容を申請者又は届出者に通知するものとする。」と規定されているとおり、給付認定及び支給額の決定は申請者又は届出者の権利義務に関する行政処分であることから、適切な権利行使を保障する観点を踏まえ、その内容を申請者又は届出者に対して通知することは必要であると考えている。

その上で、申請者又は届出者への通知の方法について特段の定めは設けていないため、当該通知の具体的な方法については、各地方公共団体において、その実情や事務処理体制等を踏まえ、適切にご判断いただくことが可能である。

このため、例えば、ご提案のあった支給決定通知等をオンラインにより行うことは、現行制度の範囲内で対応し得るものと考えている。

各府省庁からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

支給決定通知に係る処分の通知方法について特段の定めを設けておらず、オンラインで決定通知等を行うことが可能である旨は承知している。郵送であってもオンラインであっても申請者全員に対して、通知を送付する事務処理の流れ及び件数に変わりはなく、郵送費の削減に留まるものである。

本給付金はオンラインによる申請を主としており、支給決定者は決定通知とは別に、現金振込をもって給付を確認することが可能である。申請者に対する支給決定に係る通知は不支給決定者のみに対して行うものとし、支給決定通知を廃止することによる、事務処理の簡素化を求める。

各府省庁からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【高岡市】

「通知の方法について特段の定めは設けていないため、支給決定通知等をオンラインにより行うことは、現行制度の範囲内で対応し得る」という回答であるが、オンライン通知の場合でも、送信先の登録や誤送信防止のためのチェックなどの事務負担や、オンラインサービス利用料等の経費が発生することには変わりはないため、不支給決定以外の通知については、支給をもって決定通知とみなすこと等の措置をお願いしたい。

【高松市】

オンラインでの通知により一定の負担軽減は図れるものとする。

更には、ご回答いただいた、適切な権利行使を保障する観点を踏まえ、その内容を申請者又は届出者に対して通知することは必要であるとの考えも理解できるが、提案にあるとおり、行政の事務負担軽減の観点から、不支給決定のみの通知送付で事足りるように施行規則の改訂の余地があればご検討いただければ幸甚である。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

—

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項のみ記載）

—

各府省庁からの第2次回答

第1次回答のとおり、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第1条の4の5においては、「市町村は、法第10条の9第2項の妊婦給付認定及び妊婦支援給付金の額の決定その他その支給に関する処分を行ったときは、その内容を申請者又は届出者に通知するものとする。」と規定されているとおり、妊婦給付認定及び支給額の決定は、申請者又は届出者の権利義務に関する行政処分であることから、適切な権利行使を保障する観点を踏まえ、その内容を申請者又は届出者に対して通知することは必要であると考えている。その上で、申請者又は届出者への通知の方法について特段の定めは設けていないため、当該通知の具体的な方法については、妊婦のための支援給付・妊婦等包括相談支援事業自治体職員向けQ&A（令和7年10月10日）のNo.316及びNo.320にてお示しのとおり、各地方公共団体において、その実情や事務処理体制等を踏まえ、適切にご判断いただくことが可能である。

なお、第1次回答においては、具体的な支障事例として挙げられたオンライン申請に関する提案が主訴であるとして、その対応について例示したものであるが、オンラインでの支給決定通知によらず、振込をもって支給決定通知とすることも地方公共団体の判断で可能であると考えている。ただし、給付金の支給をもって支給決定通知とするなどの対応を行う場合は、適切な権利行使を保障する観点を踏まえ、申請者又は届出者に対し事前に説明・提示を行った上で、実施する必要があるものと考えている。

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

こども家庭庁 第2次回答

管理番号	8	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	×
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	×
提案分野	03_医療・福祉		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	○

提案事項(事項名)

市町村社会福祉協議会が入所施設の経営を行うことを可能とすること

提案団体

足利市

制度の所管・関係府省庁

こども家庭庁、厚生労働省

求める措置の具体的内容

市町村社会福祉協議会が入所施設の経営を行うことを可能とすること。

具体的な支障事例

(提案に至った背景等)

当市の児童養護施設である泗水学園は、昭和 32 年に当市社会事業協会(以下「社事協」という。)により設置された。その後、平成 14 年に当市社会福祉協議会(以下「市社協」という。)と社事協の合併の際、「平成 12 年 12 月 1 日障企第 59 号厚生省大臣官房障害保健福祉部企画課長、社会・援護局企画課長、老人保健福祉局計画課長、児童家庭局企画課長連名通知「社会福祉法人の認可について(通知)」」により、「市社協は入所施設の設置者となれない」と解されるため、当市が設置者となり、現在、市社協が指定管理者として運営を行っている。当園については、平成 30 年 3 月の当県からの改善勧告、平成 31 年 3 月の「泗水学園検証・改善委員会の建議書」を受け、平成 31 年 4 月に県に提出した「勧告事項改善計画書」に基づき、市と市社協、学園関係者が一体となり、児童支援力をはじめとする運営向上に継続して取り組んでいる。

当建議書においては、現在の管理運営体制では、移り変わりが激しい現在の児童養護の潮流に即座に応じにくい一面が見受けられ、機動的な動きが取れず対応が進まない傾向にあると指摘されている。

例えば、小規模施設の設置や、入所児童数の実態を踏まえて定員を変更すること、在宅家庭支援の拠点化など、事業の拡充・変更や新規事業を実施する場合、市が設置者であるが故に、指定管理者と市との協議や、それぞれの組織内での意思決定、条例や規則に定めのある案件については議決を経る必要があるなど、多くの時間を要する等の事情がある。

また、当計画書においても、現在、施設の運営管理に裁量の余地が少なく、機動的に動きにくい状況にあることを課題として挙げている。

さらに、「新しい社会的養育ビジョン(厚生労働省)」では、児童養護施設について、小規模化・地域分散化を原則とすることや、市区町村と連携した在宅家庭支援を行う等、施設の専門性を高めていくことが期待されており、「こども基本法」においては、代替養育について、できる限り家庭的な環境において養育されるべきことが謳われている。

以上のことから、当園が時代のニーズに応じた入所児童のより良い養護環境の整備や在宅家庭支援の拠点化など、地域児童福祉の向上に資する施設であり続けられるようにするため、市社協を設置者として当学園の民営化を実現したいと考えている。

市社協による入所施設の経営の可否については、市社協と社事協が合併する際、平成 13 年に厚生労働省に相談した経緯があるが、その際は、市町村社会福祉協議会の目的からして適切ではないとの回答であった。

しかし、当市社協は他の市町村社会福祉協議会と異なり、入所施設を運営していた社事協と合併し、施設の管理運営の形態を変えながらも現在まで当園の運営に携わっている。社事協の時代から当園に携わっている職員が在籍し、入所施設の運営に必要な人員やノウハウを有しており、本来の市町村社会福祉協議会の目的達成のために支障のない体制が整っている。

また、「新しい社会的養育ビジョン」で示された、高度なケアニーズを有するこどもに対する専門的なケアを担う職員の配置をはじめとする施設の高機能化や地域の在宅家庭支援の拠点としての機能を担う多機能化を図り、地域の子育て支援活動を行う団体等とも連携して子育て支援活動を展開することにより、地域の課題解決にも資することとなり、社協の中心活動にも寄与することになる。

以上を勘案して、市町村社会福祉協議会が入所施設の経営を行うことを可能としていただきたい。

（具体的な支障事例等）

施設の高機能化や地域分散化のための施設整備を行うには、設置者（市）の意向を考慮しなければならず、運営者の意向だけでは進められない。

児童養護の潮流に応じた機動的な動きがとりづらい管理運営体制である。

空調設備に不具合が生じ、小規模修繕を重ねているが、本格的な更新が必要である（約 4,600 万円）。

令和 18 年度以降には施設の大規模修繕が必要である。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

「勧告事項改善計画書」では、将来的な民設民営化も視野に検討する必要があるとしており、市社協からも完全民営化の希望が寄せられている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

設置者が施設の管理運営の裁量権を持ち自ら実施することにより、時代のニーズに即座に対応できる施設運営が可能となる。

施設の専門性を活かした地域の子育て家庭支援の拠点として、地域の子育て支援活動と密な連携を図れるようになり、地域の子育て家庭の孤立化を防ぐなど、地域課題の解決に寄与することができる。

当園の入所児童の平均入所期間は 4 年 8 ヶ月、11% の児童は 10 年以上入所しており、長い時間をかけて職員との信頼関係を築いていることを考慮すると、社事協が設置者であった時から当園に携わっている職員が在籍し、児童養護施設の管理運営に関するノウハウを持っている市社協を設置者とするこゝで、入所児童の心理的負担に配慮した運営が可能となる。

民改費が支給されることにより、施設の大規模修繕や建替えのための積み立てができる。

根拠法令等

「社会福祉法人の認可について（通知）」（平成 12 年 12 月 1 日障企第 59 号社援企第 35 号老計第 52 号児企第 33 号）

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

大阪市

—

各府省庁からの第 1 次回答

社会福祉協議会は、社会福祉法第 109 条及び 110 条において、「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」として法定されており、地域で活動する住民組織、ボランティア組織の連携強化、一般の社会福祉事業者が行わないような日常生活援助等の一事業者や一個人では実施が期待できない活動を担う団体として位置づけられている。

また、これらの社会福祉法の規定では、社会福祉協議会が区域内の社会福祉事業等を行う主体の過半数が参加することを求めていることから、社会福祉事業者や住民組織・ボランティア組織の連携・協働を含め公私協働を推進する協議会として、公平・中立な運営が求められている。

このため、社会福祉協議会においては、これまでも、住民の地域活動への参加援助や一般の社会福祉事業者

が実施しないような日常生活援助を実施してきており、この点で、高齢・障害・児童等の分野で社会福祉事業を行うことを目的に設立される一般の社会福祉法人と元来の性格が異なる。

こうした社会福祉協議会に求められる役割を踏まえ、社会福祉協議会の中心活動を適正に実施いただく観点から、当該業務に支障を来さない場合に限り、通所施設の経営や、市町村等が設置した入所施設の受託経営を行っても差し支えないこととしている。

この取り扱いに関し、通所施設を含む在宅福祉サービスは、社会福祉協議会の事業や地域のボランティア活動等の民間活動として実施されたサービスが制度化されてきた性格があり、社会福祉協議会の中心活動との連続性も維持しやすいことから、社会福祉協議会が自ら経営主体となることを認めている。これに対し、入所施設については、利用者を施設に入所させ、生活の大部分を施設内で営ませるものであり、社会福祉協議会の中心活動を実施しながら、人的・物的資源や、経営のための専門性の確保がより一層必要な事業であるという特性に鑑み、行政関与の必要性を明確化し、受託経営に限定する考え方を整理し示している。

こうした経緯や社会福祉協議会の特徴なども踏まえ、社会福祉協議会の中心活動に係る業務に支障を来たすことがないよう、市町村社会福祉協議会と一般の社会福祉法人を区別した整理をしている。今回の提案については、社会福祉協議会に本来求められる役割や公私協働を推進する協議会としてのあり方に大きな影響を及ぼすと考えられるため、市町村社会福祉協議会を入所施設の経営主体とすることは困難である。

なお、民間施設給与等改善費（以下「民改費」という。）については私営施設（社会福祉事業団等が運営するものを除く）を対象としており、指定管理制度により運営の委託を受けている本件の場合は「私営」になるので、現行制度においても民改費の対象になる。

各府省庁からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

社会福祉協議会（以下「社協」という）本来の役割や、公私協働を推進する協議会としての公平・中立な運営など、社協として担うべき組織運営・機能等について、社会福祉法人足利市社会福祉協議会（以下「市社協」という）は、実質的な児童養護施設の運営とともに、社協本来の機能も十分に有していると認識している。

市社協では、地域福祉の推進を目的とした地域福祉課、保育施設・障害児通所支援事業の運営及び児童養護施設の受託運営を含めた各施設を総括する施設課、市社協全体の運営を担う総務課の3つの課を中心とした一体的な組織体制による活動を行っており、市社協が入所施設の経営主体となることに大きな支障はなく、社協本来の目的やあり方に対して大きな影響を及ぼすことはないと認識している。

現在も設置者となれないことから、施設機能の改善や人的配置、予算確保等の過程において、設置者である当市と受託者である市社協の2つの機関での意思決定及びその調整が生じる二重構造の弊害により、入所児童への迅速かつ柔軟な支援体制に大きな影響を与えている状況である。

地方分権改革の本旨に則り、地域資源の実情に応じて柔軟な運用となるよう「自治体が指定管理等で実績を認めた社協に限り、特例的に設置者となることを認める」などの段階的・特例的な制度改正を強く要望する。

民改費については、これまでも栃木県を経由して国へ相談した結果、適用されないとの判断である。「私営」との見解になるのであれば、設置認可者である都道府県（栃木県）に対して統一した取扱いがなされるよう必要な関連法の整備や通知等による周知を強く要望する。

各府省庁からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

—

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項のみ記載）

—

各府省庁からの第2次回答

第1次回答のとおり、今回のご提案については、社会福祉協議会に本来求められる役割や公私協働を推進する協議会としてのあり方に大きな影響を及ぼすと考えられるため、慎重な検討が必要です。

市町村社会福祉協議会は、地域の住民組織、ボランティア組織の連携強化や日常生活援助を中心的な活動とする、地域の公益的な組織として位置付けられていることから、市町村社会福祉協議会を入所施設の経営主体とした場合に地域福祉の推進に与える影響等について、福祉関係団体等からのご意見等もお伺いしながら、今後の社会福祉協議会のあり方を検討してまいります。

なお、1次回答において、「指定管理制度により運営の委託を受けている本件の場合は「私営」になるので、現行制度においても民改費の対象になる」と回答いたしましたが、「社会福祉事業団等の設立及び運営の基準について」(昭和46年7月16日付け社席第121号)に規定のとおり、公設民営の施設については民間施設給与等改善費の算定対象外となるため、この点については1次回答を修正させていただきます。

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

こども家庭庁 第2次回答

管理番号	20	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	○(3)以外
提案分野	12_その他		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

提案事項(事項名)

オンライン申請等に対してオンライン処分通知等を行う際に相手方の同意を不要とすること

提案団体

茨木市

制度の所管・関係府省庁

こども家庭庁、デジタル庁、総務省、経済産業省

求める措置の具体的内容

オンライン申請等に対してオンライン処分通知等を行う際は相手方の同意を不要とすることを求める。
具体的には、現行制度では、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(以下「法」という。)第7条第1項に基づく全てのオンライン処分通知等に対して相手方の同意が必要だが、「書面による申請等に対する処分通知等」と「申請等に基づかない処分通知等」をオンラインで行う場合に限り、相手方の同意を必要とすることを求める。

具体的な支障事例

【現行制度について】

法第7条第1項に基づき処分通知等をオンライン化する場合、対象者全員にオンライン処分通知等を希望するか否かの意思表示を求め、同意が得られた者にしかオンラインで処分通知等を行うことができない。

【支障事例】

(当市における手数料等のオンライン決済が必要な手続の事務フロー例)

①オンラインで申請受付。その際、「納入の通知」をオンライン又は郵送のどちらで行うほうがよいか申請者に確認。

②オンライン決済フォームを申請者に案内し、「納入の通知」をオンライン決済フォーム上で実施。上記①で郵送を希望した者には紙媒体でも「納入の通知」を送付。

③申請者によるオンライン決済の実施。

このように、オンライン申請・決済であるにもかかわらず、希望者には紙媒体での通知が必要となっている。

なお、「納入の通知」は地方自治法施行令第154条第3項で書面による通知と規定されているところ、法第7条第1項を適用し、オンライン決済フォーム上に必要な事項を表示することをもって相手方に通知したものと扱っており、当該扱いについては問題ない旨を令和5年3月に総務省及びデジタル庁に確認している。

【制度改正の必要性】

申請等がオンラインで行われているにもかかわらず、相手方の同意が得られなければ処分通知等を書面で送付しなければならないのは事務負担も大きく、デジタルファースト原則(法第2条第1号)の観点からも適当ではないと考える。

【支障の解決策】

法第7条第1項に基づくオンライン処分通知等を行う際の相手方の同意については、オンライン申請等に対してオンライン処分通知等を行う場合に限り相手方の同意を不要とする。

なお、当市では保育分野等、具体例以外の手続でも処分通知等のオンライン化を検討しているところ、法第7条

第1項ただし書きが支障となり得ることから、「支障事例」に記載の「納入の通知」に限らず、オンライン申請等に対して行う全ての法第7条第1項に基づく処分通知等において同意を不要とすることが必要である。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

現行制度では、法第7条第1項に基づきオンラインで行われた申請等に対して、相手方の希望に応じてオンライン処分通知等と書面での処分通知等の2通りを用意しておかなければならず事務フローが複雑であるが、制度改正によりオンライン申請等に対してはオンライン処分通知等と対応が一本化されることで、事務フローが簡略化される。

なお、当市は現状オンライン処分通知等の実施事例が少なく、支障事例は限定的であるものの、今後、オンライン処分通知等を本格的に実施していく際、現行制度のままでは複雑な事務フローを各手続で構築していかなければならず、各部署での事務負担が生じることを懸念している。

※本提案は、民間事業者のように紙での処分通知等を求める際は追加費用を申請者に求める方向性とはせず、行政手続のデジタル完結と業務効率化を図りつつ、書面での申請者には希望に応じて書面またはオンラインで通知する制度とすることで、書面ニーズにも応えようとするものである。

根拠法令等

情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項但し書及び当該規定の定める主務省令

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

宮城県、大田原市、川崎市、寝屋川市、都城市

○デジタル庁では「処分通知等のデジタル化に係る基本的な考え方」を策定しており、処分通知等のデジタル化を進めている状況であり、現行制度の相手方へ同意については、支障となると考えられる。

○オンライン申請の様式にオンライン処分通知等の同意の文言を追加する必要がある。

○e-Gov等のシステムは自治体で様式の修正等を行えないため、別の方法でオンライン処分通知等の同意を得る必要がある。

各府省庁からの第1次回答

【デジタル庁】

オンラインでの処分通知等を行う際の相手方の同意要件の緩和については、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（以下「デジタル行政推進法」という。）第7条第1項の改正をせずとも、各手続等の根拠となる個別法令によって対応することが可能である。

なお、デジタル行政推進法では、個別法令の規定により書面等の方法が定められている手続等について、個別法令の規定を改正することなく、手続等を所管する各省庁の省令等（「主務省令」）で定めることにより、当該手続等のデジタル化・オンライン化を可能とするスキームとなっている。このため、相手方の同意要件の緩和に関するデジタル行政推進法第7条第1項の改正については、各手続等を所管する各省庁のニーズ等を踏まえた上で検討を行う必要がある。

【総務省】

ご指摘のとおり、デジタル行政推進法第7条第1項では、電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を行うことができるとされているが、これは、当該処分通知等を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の表示をする場合に限るとされていることから、現行法上、通知を受ける者の同意が必要となっているものである。

この点に関し、処分通知等を受ける旨の表示の方式は、総務省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成15年総務省令第48号）第9条において、「電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を受けることを希望する旨の行政機関の定めるところによる届出」の方式等と規定されており、どのような方法で処分通知等を受けることを希望する旨の届出を受け付けるかは、当該処分通知を行う

行政機関において判断されるものであることから、ご提案のように、「オンライン決済フォーム上に必要な事項を表示する」ことを「処分通知等を受ける旨の表示の方式」とすることは、当該機関の判断によりできるものと考えられる。

ご提案に関しては、デジタル行政推進法第7条第1項の規定の改正を求めるものであり、改正の可否については、同法を所管するデジタル庁において検討されるべきものと考えているが、地方自治法第231条に基づく歳入の収入の方法における納入の通知を所管する当省としては、上記のような解釈を明確化して周知すること等を検討してまいりたい。

各府省庁からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

デジタル庁見解では、本法の趣旨が、「個別法令の規定を改正することなく(中略)オンライン化を可能とする」と点であるとしているにもかかわらず、同意要件の緩和については個別法令によって対応すべきとしている。しかしながら、デジタル行政推進法が存在しているために個別法令ではオンライン処分通知等に関する規定は設けられておらず、同法第7条第1項を根拠にオンライン化されるものとする。仮にデジタル庁見解のとおり、個別法令で対応するならば、まず個別法令上にオンライン処分通知等に関する規定を改めて設けたうえで、同意要件の緩和についても規定しなければならず、本来、個別法令の改正を行わずにオンライン化を実施するとした本法の趣旨に反するものとする。

また、主務省令についての言及もあるが、デジタル行政推進法の逐条解説(内閣官房編著)では、同意要件を「一律に法律における要件として規定することとした」と明記されていることから、オンライン処分通知等における同意要件は現行法上、必須の要件であり、主務省令で緩和することはできないものとする。

そのため、デジタル庁においては関係省庁と調整の上で法改正について検討いただきたい。

総務省見解について、当市で「オンライン決済フォーム上に必要な事項を表示すること」を実施しているのは、「納入の通知のオンライン化」部分であり、「処分通知等を受ける旨の表示の方式」は、申請受付時に、「申請フォーム上でオンライン又は郵送のどちらで行うほうがよいかを申請者に確認すること」としている(「具体的な支障事例」中の事務フロー例①の部分)。当市が提案しているのは、「オンライン決済フォーム上に必要な事項を表示する」ことを「処分通知等を受ける旨の表示の方式」とすることではない。

各府省庁からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

行政手続のオンライン化やデジタル基盤の統一化・共通化など、デジタル技術の活用によって住民サービスの向上および地方公共団体の業務効率化が図られるよう、本提案の実現に向けて特に積極的な検討を求める。あわせて、提案の実現にあたっては、国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会と必要な連携を図ることを求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項のみ記載)

—

各府省庁からの第2次回答

【デジタル庁】

現行のデジタル行政推進法第7条第1項ただし書きにおける同意要件は、処分通知等を受ける者がオンラインを希望しない場合や、そもそも電子計算機を有しておらずオンラインで受けることができない場合を想定したものであるが、その運用において、オンラインでの処分通知等を行う際の相手方の表示(同意)の方式については、個別の手続やシステムの性質等に応じて、各主務省令を定める府省庁において適切に判断することができるものであり、デジタル庁としては、各府省庁での運用実態も踏まえ、現行制度の下で可能な運用の考え方について、各府省庁への周知方法を検討してまいりたい。

【総務省】

「各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解」において、申請受付時に、「申請フォーム上でオンライン又は郵送のどちらで行うほうがよいかを申請者に確認すること」が支障事例として挙げられているが、この際に必ずしも郵送で行うかどうかを確認する必要はなく、オンライン申請時に申請フォーム上に「当該申請を行う場合には、納入通知をオンラインで送付することを希望したものとみなす」等の必要事項を表示することをもって「処分通知等を受ける旨の表示」とすることが、当該行政機関の判断により可能であると考えられることを第1次回答で示したものである。この場合、支障事例に挙げられている「オンライン又は郵送のどちらで行うほうがよいかを申請者に確認する」事務フロー自体が不要となり、当該支障事例の解消に資するものと考えられる。

ご提案に関しては、デジタル行政推進法第7条第1項の規定の改正を求めるものであり、改正の可否については、同法を所管するデジタル庁において検討されるべきものと考えているが、地方自治法第231条に基づく歳入の収入の方法における納入の通知を所管する当省としては、納入通知のオンライン化にあたっての、デジタル行政推進法第7条第1項ただし書きの「処分通知等を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の表示の方式」に係る解釈について、本年度中にお示しできるよう検討してまいりたい。

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

こども家庭庁 第2次回答

管理番号	56	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	×
提案分野	03_医療・福祉		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

提案事項(事項名)

児童手当に係る支給事務の実施主体の見直し

提案団体

松前町、愛媛県、今治市、西条市、伊予市、東温市、砥部町、内子町、伊方町、松野町、鬼北町

制度の所管・関係府省庁

こども家庭庁、デジタル庁

求める措置の具体的内容

マイナポータル等の利用や、事務を集約して実施するセンター機能を整備することなどにより、国において児童手当事務を実施すること。

具体的な支障事例

【児童手当制度の概要】

・市区町村は、第1号法定受託事務として児童手当事務を執行している。事務執行に際しては、国が示す通知等を参考にするほか、疑義が生じた際は、県を通じて国に照会し、回答を待って対応している。また、所属職員に対して給与と併せて児童手当を支給している。

・都道府県は、管轄する市区町村のとりまとめ(事務監査、国負担金手続きのとりまとめ、県負担金の支払手続、疑義照会など)を実施している。

・国は、事務費を交付税措置し、手当費(扶助費)の国負担分を都道府県を介して市区町村に支出している。

【具体的な支障事例】

・当町において18歳以上の子どもが会社員である場合の監護相当要件について、県を通じて国に対し疑義照会した際、回答までに約6か月を要し、その間住民の認定請求手続きを進めることができず、住民に不利益を与えたことがあった。加えて、その照会に対する回答は「監護相当・生計費の負担については個々のご家庭でご事情が異なるところ、機械的な基準は設けておりません。また、個々のケースにおいては当室では判断いたしかねますのでQA等をご参考に判断いただきますようお願いいたします。」という市区町村に判断を委ねるものであり、住んでいる市区町村が異なるだけで児童手当額が変わることがあり得る状況が懸念される。

(例:A市では月額40,000円(第1子:大学生年代の有職者0円+第2子:高校生年代10,000円+第3子:中学生年代30,000円)であったものが、B市へ転居後、月額20,000円(大学生年代の有職者0円〔独立して生計を立てているとして第1子に含めない〕+第1子:高校生年代10,000円+第3子:中学生年代10,000円)となる等)

・当町では主担当1名(他業務と兼務)が児童手当事務を行っており、毎年約400件程度の申請・届出に対応している。現況届では、届出を省略することができることになったものの、届出が必要な場合があり、それを周知する通知を対象者(約2,400名)に発送している。また、届出を省略できる場合は、公簿等による確認ができることであるため、一人ひとりの対象者について確認している。システムの一括確認機能がないため、ほぼ手作業である。

・児童手当システムについては、度重なる改正やシステム標準化対応のためベンダーのリソースが不足しており、必要最低限の改修に留まっている。そのため、エラーが度々発生しており、ミス防止のため児童手当支給の度に紙ベースの申請書・届出書と突合して二重チェックしており事務負担が多い。全国的にもシステムエラーに

よる支給ミスでプレスリリースされているものが散見されており、他市区町村においても同様の状況（ベンダーのリソース不足）が懸念される。

【補足】

加えて、各地方公共団体で児童手当事務を行っているため、国全体では巨額の事務費がかかっている状況。全国約 1,700 余の市区町村それぞれに、事務費（人件費・郵送費・システム保守費・システム標準化対応経費・びったりサービス利用料・概算交付差額分の銀行借入れ分の支払い等）相当を交付する形よりも、国において集約的な事務センター機能を整備した方が、効率性・公平性・確実性・費用対効果の観点で合理的ではないか。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

自治体間での異動（転入・転出）若しくは公務員の異動（退職・就職）又は児童手当制度改正などで、児童手当の認定請求が 15 日以内にできなかった住民から「児童手当を受給できる資格があるのに、期限内に書類を提出できなかっただけで児童手当を受給できないのは納得がいかない。」とご意見をいただくことがあり、説明に窮したことがある。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

国が実施主体となることで、次のとおり児童手当受給者の手続きが軽減されるとともに、児童手当制度に係るトータルの事務負担・コストが相当程度軽減されると見込まれる。

【児童手当受給者】

- ・マイナンバーを利用した全国対応版児童手当システム（仮）により、申請・届出をペーパーレス化。
- ・対象児童のマイナンバーを受給者に紐づけることで、手当受給者を確定し、児童手当の二重払いを防止。
- ・出生届の提出によりマイナンバーが付番される制度を利用し、プッシュ型で児童手当を支給。
- ・住民票異動（転出、転入等）情報は、マイナポータルに API 連携されていることから住民の異動に関する手続きが不要となり、併せて申請期限（15 日以内）の概念がなくなることで受給できない期間が生じない。
- ・多子加算における監護相当要件等の見解が統一され、平等な取扱いになる。

【地方公共団体】

- ・各市区町村においては、児童手当事務（窓口受付、現況届手続、予算調整、システム保守・改修、簿冊管理、他の官公署とのやりとりなど）の負担が減少。
- ・都道府県においては、市区町村のとりまとめ事務（事務監査、国負担金手続のとりまとめ、県負担金の支払手続、疑義照会など）の負担が減少。

【国】

- ・事務センターに児童手当手続き一元化させることで、事務負担を軽減。
- ・国負担金の支払事務が減少。

根拠法令等

児童手当法

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

北海道、横浜市、名古屋市、豊田市、大阪市、寝屋川市、笠岡市、福岡市、春日市、熊本市

○住民票、所得証明等、添付書類の軽減を図ることができる。

○①県を通じて令和 6 年 9 月に照会した質問について、現在令和 8 年 5 月時点でも回答がなく、その回答が Q&A でも更新されず、独自の判断で実施せざるを得ない。仮にのちに見解が示され、それが万一当市の取扱と異なった場合は大変大きな影響となる。しかし、見解が示さなかったとしても、他市との取扱に差が出るため、受給者に不満や本制度への不信が生じる。

②請求者が他市から転出予定日に係る書類をもたなかったため架電により他市に確認した際、誤った回答がされ請求者の支給開始月に誤りが発生しそうになった。先方へ説明するにあたり再度他市に架電で確認したところ、先に聞いていた転出予定日と違う回答を得たため、誤りを未然に防止できた。国により一括管理をしていたら本件のような誤りは発生しない。

各府省庁からの第1次回答

児童手当制度については、現行法上、一般受給資格者に係る認定・支給は市区町村長が行うこととされており、その費用についても、児童福祉施策の一環として国・都道府県・市区町村がそれぞれ負担する仕組みとなっている。これは、他の児童福祉施策とあいまってその趣旨が活かされること、住民の養育の実態等を把握していること等から、この認定、支給等の事務を市区町村が行うこととされているものであり、引き続き市区町村において当該事務を実施することが適当と考える。

仮に、国において一元的に実施するとなった場合、現行の実施主体及び費用負担の枠組みを改める法改正に加え、認定・支給事務、関係機関との情報連携の在り方等を全面的に再構築する必要がある。また、児童手当の認定にあたっては、監護・生計関係、離婚協議中の別居、DV・虐待事案、施設入所等、個別具体の事情に応じた判断を要する場合がある。こうした事案については、住民の養育実態や関係機関の情報を踏まえた丁寧な確認が必要であり、国において一律に把握・判断することは困難であるため、かえって受給者に不都合が生じるおそれがある。

特に、出生届の提出のみをもって一律にプッシュ型で支給を開始することについては、現行法上、児童手当の支給を受けるためには認定請求が必要であり、父母指定者や施設等受給者、DV 避難者等の例外もあることから、慎重な検討が必要。

また、個別事案に係る疑義照会については、当庁としては認定の判断を行う立場にはないことから、引き続き、法令等に基づく一般的な考え方をお示しつつ、市区町村における適切な判断に資するよう、各自治体ご担当者より寄せられる疑義照会の速やかな回答に努めるとともに、必要に応じて「児童手当 Q&A」の更新等を行う。なお、事務負担軽減の観点からは、令和6年10月にお示した「児童手当システム標準仕様書(第2.0版)」において、現況届提出対象者の抽出機能、一覧で確認できる機能等を実装機能として定めており、これらの機能もご活用いただきたい。

また、オンライン申請・ペーパーレスの観点からは、マイナポータルの「サービス検索・電子申請機能(ぴったりサービス)」において児童手当の認定請求等は可能であることから、積極的なご活用を検討いただきたい。当庁においてもデジタル庁と連携し、その充実を図ってまいりたい。

各府省庁からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

回答では、技術的にできないことは論じられておらず、法改正に加え、認定・支給事務、関係機関との情報連携の在り方等を全面的に再構築すれば、実施可能であることが伺えた。

また、回答では、「市区町村長が行うこととされており」としているが、児童手当事務は第1号法定受託事務であり、本来国が果たすべき役割を市区町村が担っている形である。全国民を対象とする制度は、認定・支給を一元化することが望ましく、一元化できる環境がある今、国において実施すべきである。

個別具体の事情に応じた判断についても、回答において「ぴったりサービスにおいて児童手当の認定請求等が可能である」と認めるとおり、現在ぴったりサービスを利用している各市区町村は、監護・生計関係、離婚協議中の別居、DV・虐待事案、施設入所等に関する書類について電子申請システムを通じて提出させ、審査している。これと同様に、国が一元化システムを構築すれば、同じく認定請求等の受付・審査が可能である。国が市区町村実施の根拠とする「住民の養育実態や関係機関の情報」についても、情報連携や事務センター(仮)で対応することが可能であり、各市区町村がこの事務を持つ必然性はない。

疑義照会に関する回答では、「当庁としては認定の判断を行う立場にはない」としているが、本来の責任主体である国が個別具体的な判断を回避することは、責任の放棄に他ならない。全国一律制度であるにもかかわらず、判断基準が市区町村でまちまちであることは、制度運用の統一性・公平性の観点から問題である。

児童手当のプッシュ型支給については、国が一元的に実施した上で、改めて検討していただきたい。

各府省庁からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【豊田市】

児童手当は他の児童福祉施策と相まって趣旨が活かされるとあるが、新型コロナウイルスや物価高等国の施策の一環としてその受給者を対象とした突発的な事業が国のトップダウンで行われることが目立ち、実情としては国の経済対策の一環に組み込まれる状況が近年続いている。また、市町村は住民の養育の実態を把握しているとはいえ、外国人に対する支給要件の Q&A に見られるように実際の居住実態でなく住民票のみを根拠としている制度とも考えられるため、住民基本台帳と連携した児童手当システムを利用した画一的な処理でも不都合は生じにくいと考えられる。そして、DV 案件や施設入所等は現在も県を通じて把握しており、また、父母指定者や留学や未成年後見人等の例外についても大変件数が少なく市町村は不慣れな現状から、特殊な案件のみ国又は県が把握し判断するほうが効率的である。あるいは継続して市町村が事務を行うとする場合、DV や施設

入所等県を通じて情報を得るものについては遅滞なく速やかに市町村に情報提供する仕組みを強化するなど、市町村が過誤払いとならない仕組みを検討していただきたい。また、父母指定者や留学等特殊な事例が生じやすいものについて、国及び県が市町村の疑問に速やかに回答し取扱例を共有する手立てを講じてほしい。なお、市町村間で電話での消滅確認や8号通知等の文書による確認は、その正確性やタイムラグに問題が生じて重複支給が発生することがある。これによる返還金の債権は全責任を市町村のみが負うものであり、これを防止する観点で国の回答に含まれていない。

【春日市】

国において、監護・生計関係、離婚協議中の別居、DV・虐待事案、施設入所等、個別具体の事情に応じた判断に当たり、丁寧な確認を行うことが困難であること、また子が出生したときに、一律にプッシュ型で支給を開始することに慎重な検討が必要であることは一定理解した。

しかしながら、認定請求、額改定請求等各種請求・届出の受付と認定は市町村の事務とし、手当の支払を国に一元化することは、検討の余地があるのではないかと考える。

申請・届出の受付と処理を市町村が担うことで国が懸念する事項はおおむね解消されると思われる。

国において一元的に支払をすることにより、市町村にとっては、国内の住民異動に伴う消滅及び新規認定、二重払い防止のための相互の確認、国庫負担金及び県負担金の交付申請等に係る事務が不要となる。国、都道府県においても、負担金交付に係る事務がなくなるため、全体として事務の負担が軽減し、経費の節減につながるものと考えている。

住民にとっても、国内における転出入に伴う事務手続の負担が軽減されるとともに、異動に伴い手当を受給できなくなる空白期間が生まれないというメリットがある。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国町村会】

提案団体の意見を十分に尊重し、積極的に検討していただきたい。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項のみ記載）

—

各府省庁からの第2次回答

先述のとおり、地域における他の児童福祉施策の一環としてその効果が発揮できること、住民の養育の実態等を把握していること等から、法律上、認定、支給等の事務は市区町村の権限とされているものであり、引き続き市区町村において当該事務を実施することが適当と考える。

国においては、市区町村がこれらの事務を行うに当たっての判断に資するよう、疑義照会への対応の迅速化や疑義の生じやすい事案の共有などにより、児童手当制度の円滑な運用に努めてまいりたい。

なお、マイナンバーによる情報連携などを活用しても、養育状況を把握することはできないため、申請手続等を省略して、プッシュ型支給とすることは困難であると考えている。

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

こども家庭庁 第2次回答

管理番号	90	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	×
提案分野	03_医療・福祉		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

提案事項(事項名)

児童手当及び児童手当関連制度の周知の責任主体明確化

提案団体

仙台市、札幌市、石巻市、白石市、角田市、大崎市、蔵王町、涌谷町、千葉市、横浜市、川崎市、新潟市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、北九州市、福岡市、熊本市

制度の所管・関係府省庁

こども家庭庁

求める措置の具体的内容

児童手当及び児童手当の支給対象児童を対象とする給付金について、制度改正等が行われる際、国において制度周知の責任主体を明確化し、自治体へ通知すること。
特に、受給者(保護者)と児童の住民登録地が異なる(別居監護)ケースを想定し、児童の住民基本台帳を管理する自治体が、他市区町村に居住する受給者に対しても確実に周知を行うべきことを、全国統一の運用ルールとして明示すること。

具体的な支障事例

児童と保護者の居住地が異なる場合、保護者の居住地である自治体においては、住民基本台帳等の公簿により当該児童の存在を把握することができず、個別の案内送付が実務上困難である。
令和6年度の児童手当制度改正時においては、国からの通知等で「市区町村の実情を踏まえ、公簿等に基づき対象者を特定した上で周知すること」とされたが、具体的な周知主体までは示されなかった。
このため、「児童の居住地」と「保護者の居住地」のいずれの自治体からも案内が届かない事案が発生した。その結果、市外に居住する児童を養育している保護者に対し、周知を行う自治体と行わない自治体で対応が分かれた。これにより、制度を知らないまま申請期限を過ぎてしまう受給対象者が発生し、居住地によって「申請機会の不公平」が生じている。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

令和6年度の児童手当制度拡充において、対象世帯でありながら児童が市外居住であったために、本市からの個別勧奨(プッシュ型通知)の対象外となった事例が確認された。その結果、申請期限(令和7年3月31日)を過ぎてから来庁された複数の方より、「対象者には個別に申請を促すべきである」との厳しい指摘を受けている。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

児童の居住地自治体が周知(または受給者居住地への情報提供)を担うことが明確化されることで、世帯形態にかかわらず申請機会が等しく保障され、住民の不利益が解消される。
周知主体が定義されることで、申請漏れに伴う事後の苦情対応や、遡及適用の可否判断、個別勧奨といったイレギュラーな事務の抑制に繋がり、行政コストを大幅に削減できる。

根拠法令等

- ・児童手当法
- ・「児童手当の抜本的拡充に係るQ&A」(こども家庭庁)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

豊中市、寝屋川市、東温市、高知市、春日市、延岡市

○当市に父親単身世帯、他自治体に母親と高校生年代の子という世帯があり、児童手当制度改正時に、当市は父親に児童がいることの確認はできないため、個別案内しなかった。児童が住む居住地から案内があったかは不明。

物価高対応子育て応援手当の手続き案内が児童の住民票に届いたことにより、児童手当の申請をしていなかったことを当該世帯が知り、令和7年度に申請を受付、令和6年10月分からの児童手当を遡及支給するという事例があった。

提案にあるとおり、児童の住民登録がある市町村が周知を行うと明確にあれば、制度改正時に当該申請者からの申請漏れを予防できたり、また、当市も遡及支給ではなく、請求翌月からの支給など、判断に迷わずに支給処理を行うことができた。

また、令和7年度中の物価高対応子育て応援手当についても、同様の事例が危惧されるが、予算やシステムの都合上、各自治体の申請期限後に発覚しても支給対応できない場合があり、居住地によって、「申請機会の不公平」が生じていることから提案に賛同する。

各府省庁からの第1次回答

広報等については、一般的には認定請求等を行う受給資格者の居住自治体において実施されるものと考えられるものの、制度改正の周知漏れ等を防止する観点から、「市町村における児童手当関係事務処理について」（令和6年9月30日付こども家庭庁成育局長通知）第3条においては、「児童手当制度の目的を踏まえ、受給資格者が確実に申請できるよう、多様な方法により制度の広報を行う」とこととされているところ。

例えば、支給要件児童の居住自治体が、他自治体に居住する受給資格者に対して周知・広報を行うこととした場合、学生寮に入寮している児童等のように、住民票のみでは養育の実態を把握することが困難な家庭については、十分な周知が難しい状況も想定されうる。

したがって、周知・広報の実施主体を一律に定めることは困難であり、制度改正等を国民に広く漏れなく周知する観点からご理解をお願いしたい。

各府省庁からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

「児童手当制度の目的を踏まえ、受給資格者が確実に申請できるよう、多様な方法により制度の広報を行う」とされているとのことであるが、自治体によって対応が分かれ、周知・申請漏れが生じているおそれが否定できない。このため、全国統一的なルールとして周知・広報の責任主体を明確化する必要があると考える。

また、第1次回答で例示されている「住民票のみでは養育の実態を把握することが困難な家庭」の児童については、保護者と児童の住民登録地が異なる別居監護のケースが想定される。このような場合においても、児童の住民基本台帳を管理する自治体が周知を担うことが適当と考える。

仮に、支給要件児童の居住自治体において、住民票のみで受給資格者を特定できず、支給要件児童の居住自治体が他自治体に居住する受給資格者への直接的な周知が困難であるとしても、支給要件児童の居住地に「（児童氏名）の保護者様」などの宛名で案内を郵送し、児童本人や同居親族等を通じて受給資格者へ申請を勧奨する方法により、広く漏れなく周知を行うことが可能と考えられる。

さらに、本提案は、児童手当だけではなく、児童手当の支給対象児童に係る給付金に関する周知の責任主体についても対象としている。

例えば、令和7年に実施された「物価高対応子育て応援手当」の際、仙台市では、公務員の方や、児童手当の受給資格がありながら何らかの理由により受給していない方に対しての周知漏れを防ぐことを目的として、支給要件児童居住地に「（児童氏名）の保護者様」といった宛名の案内を郵送し、申請の勧奨を実施した。この取組は、対象者への周知に一定の効果があったものと考えている。

各府省庁からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【春日市】

支給要件児童の居住自治体及び受給資格者の居住自治体がそれぞれ行うべき周知について、全国統一の運用ガイドライン等により、具体的な方法をお示しいただきたい。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

別居監護等のケースにおける児童手当の支給について、制度改正等の周知が行き渡ることは、居住地の違いによる取扱いの差が生じることを抑制し、行政に対する信頼の向上にも繋がることから、提案の実現に向けて特に積極的な検討を求める。

【全国町村会】

提案団体の意見を十分に尊重し、積極的に検討していただきたい。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項のみ記載）

—

各府省庁からの第2次回答

児童手当受給者等の様々な生活実態があることを踏まえると、支給要件児童又は受給資格者の住所を有する地方公共団体の一方のみを周知・広報の責任を有する地方公共団体として一律にお示しすることは、かえって案内漏れを招く恐れがあると思料する。

しかしながら、ご指摘のとおり別居監護等の生活実態により受給資格者に情報が届きにくいケースもあることから、今後の制度改正等のタイミングにおいては、父母等の居住自治体及び支給対象児童の居住自治体それぞれにおける具体的な周知方法の例等をお示しする等、受給資格者に情報が行き渡るような工夫を行うこととした。

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

こども家庭庁 第2次回答

管理番号	122	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	×
提案分野	03_医療・福祉		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

提案事項(事項名)

民生委員に係る推薦手続の見直しについて

提案団体

苫小牧市

制度の所管・関係府省庁

こども家庭庁、厚生労働省

求める措置の具体的内容

民生委員法では、市町村に設置された民生委員推薦会が推薦した者について都道府県知事が推薦を行うこととされているが、市町村に設置された民生委員推薦会ではなく、市町村長が直接推薦するよう要件の見直しを求める。

具体的な支障事例

【現行制度について】
民生委員法における都道府県知事による民生委員の推薦については、市町村に設置された民生委員推薦会が推薦した者について行うものと規定されている。

【支障事例】
「民生委員推薦会が推薦した者について行うもの」と規定されているものの、民生委員推薦会の委員が民生委員となる候補者を探してくることはなく、当市の担当部署が関係機関に掛け合い、人員確保を行っている現状にある。当市における民生委員推薦会については、当市が探してきた候補者について、合議体において追認しているに過ぎず、民生委員推薦会による意思決定が現実的には不要であるにも関わらず、民生委員推薦会を開催しており、職員による事務作業が膨大である。

具体的には、推薦会開催にあたっては、委員9名のスケジュール調整が必要であり、事前レクチャーが必要とされる。その他に、会場確保、委員への開催案内、会議のシナリオ・読み原稿の作成等、様々な事務作業がある。特に推薦候補者の経歴等をまとめた個別資料の作成に時間を要しており、令和7年度の一斉改選においては、総定員 360 名全員の経歴資料等の資料作成が必要となり、確認作業も膨大であり、2か月程度の時間を要する。

【制度改正の必要性】
民生委員推薦会の開催が必須であることから、民生委員推薦会を経由せず、直接、市町村長が都道府県知事に推薦できず、やむなく会議を開催している実態がある。

【支障の解決策】
地域の実態に即して、民生委員推薦会を廃止し、直接、市町村長が都道府県知事に推薦する方式とすることで、事務の簡素化が図られるものとする。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

民生委員法第6条では、「民生委員を推薦するに当たっては、当該市町村の議会(特別区の議会を含む。以下同じ。)の議員の選挙権を有する者のうち、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、且つ、社会福祉の増進に熱意

のある者であつて児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)の児童委員としても、適当である者について、これを行わなければならない」とされているものの、民生委員推薦会の委員自らが探してきた委員ではなく、市の職員からの情報により、このことを判断せざるを得ない状況にある。このことから、委員として会議に出席し、意見を述べることに意義を見出せないといった声をいただいております、実務上における会議の存在意義がない状況にある。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

民生委員推薦会を廃止し、市町村長が直接推薦するよう要件の見直しを行うことにより、会議開催に係る委員報酬、会議諸経費、職員の事務負担が軽減されるとともに、会議出席の必要性がなくなることによる委員負担の軽減につながる。

根拠法令等

民生委員法第5条～第8条、第26条、民生委員法施行令第1条～第7条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

えりも町、秋田市、いわき市、小諸市、浜松市、半田市、亀岡市、高松市、東温市、高知県

○推薦会開催までに推薦書等の取りまとめ、資料作成・印刷、その後の委員への報酬支払など膨大な事務作があるにもかかわらず、委員が地域から推薦された候補者を個人別調書で判断するしかなく、承認目的の形式的な会議となっている。民生委員の推薦にあたって中立・公平性を確保するための措置を講ずる必要があることから、推薦会の意見を聴くよう努めるものとする規定へ変更し、推薦会を省略する場合には、審査の項目をチェックリスト(適格要件や年齢要件)などで明示することが考えられる。

○当市では、民生委員推薦会の委員は主に各地区の民生委員児童委員協議会の会長が就任しており、推薦会開催時点において既に推薦候補者が地区ごとに事実上把握・承認されているケースが多い。また、他地区の候補者について、特に委員間で推薦の可否が議論されることはなく、推薦会としての役割は形骸化している状況にある。推薦会の開催に係る委員報酬や会議諸経費、職員の事務負担が軽減されることに加え、会議出席の必要性がなくなることによる委員の負担軽減につながることから、民生委員推薦会の要件の見直しを支持する。

各府省庁からの第1次回答

民生委員は、民生委員法において、社会奉仕の精神を持って、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行うことで、社会福祉の増進に努めるものとされており、その職務として、地域住民の生活状態を必要に応じて適切に把握し、援助が必要な方の生活に関する相談に応じ、助言その他の援助を行うこと等を担っています。

このため、民生委員の職務を行うのにふさわしい者を選任する観点から、

(1)社会奉仕の精神に富み、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、生活経験が豊富で、常識があり、社会福祉の活動に理解と熱意があること

(2)個人の人格を尊重し、人種、信条、性別、社会的門地によって、差別的な取扱いをすることなく職務を行うことができ、個人の生活上、精神上、肉体上の秘密を固く守ることができること

等を適格要件として示しています。

民生委員推薦会は、自治会、福祉活動を行うボランティア団体、福祉活動を行うNPO法人、保健医療団体等多方面から幅広く推薦を得て、民生委員の職責と適格要件を踏まえて審査を行った上で、適任者を都道府県等へ推薦する役割を担っています。

この推薦の過程が、民生委員の選任過程の公正性や透明性、さらには政治的中立性を確保する仕組みとなっていることを踏まえると、民生委員推薦会は、制度の適正な運用を確保する観点から不可欠なものと考えており、提案内容の実施は困難です。

なお、民生委員推薦会の運営に関する市町村の業務負担の軽減については、「令和7年の地方からの提案等に関する対応方針」(令和7年12月23日閣議決定)において、民生委員推薦会の議事の開催について、欠員補充等やむを得ない場合の取扱いを令和8年中に通知することとされています。

各府省庁からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

民生委員推薦会は、候補者が民生委員法第6条の定める「人格識見高く、広く社会の実情に通じ、社会福祉の増進に熱意のある者であって児童委員としても適当である者」に該当するかを審査、判断し、適任者を推薦する役割を担っている。しかし当市の実態は、市町村が候補者を発掘、選定し、推薦会をこれを合議体で追認するにとどまり、実質的な審査、判断は行われていない。第6条の適格性の判断が、推薦会委員自らの調査、知見ではなく、市町村が作成、提供する事前調査資料に全面的に依拠してなされているためである。推薦会委員が候補者を独自に探索・調査することが困難な現状において、これは多くの市町村に共通する実態と考えられ、形骸化した推薦会の推薦を経ることに、第6条の適格性を担保する実質的意義は認められないのではないかと。したがって、推薦会を経るという手続自体が、候補者の適格性を審査・判断する仕組みとして機能しているとは言いがたい。第6条の適格性は、住民の負託を受けた市町村長が地方公務員法上の服務原則の下で公正に職務を遂行する執行機関として候補者を発掘・選定し推薦することで既に担保されており、推薦会という追加的な合議手続を経ずとも確保され则认为する。

なお、お示しされた昨年度の分権提案は、推薦会の運営に関する事務負担の軽減を対象とするものである。本提案は事務負担軽減を求めるものではなく、推薦会の審査が第6条の適格要件を確保する機能を果たしていないことからその存置の合理性を問うものであり、的確な応答ではないと考える。

以上を踏まえ、第6条の適格要件の下、執行機関である市町村長による直接推薦を可能とするよう、改めて検討を求める。

各府省庁からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【浜松市】

政令指定都市である本市の場合は、民生委員候補者は、各地域の多様な意見を自治会長と現任の民生委員がそれぞれの地域で取りまとめて選出し、その候補者について市が選挙権等の要件を確認後、推薦会で審査し、社会福祉審議会の意見を聞いた上で改めて市から国へ推薦している。

この推薦の流れは、地域⇒市⇒地域(推薦会)⇒地域(社福審)⇒市⇒大臣となっており、「地域」での審議が重複しているとともに、推薦会及び社福審での審査の前後に市の審査関係事務が発生している状況にある。

また、地域の実情を踏まえ、地域において実質的な審議を経たうえで候補者を選出していることから、推薦会での審査の前段階で、公正性及び透明性並びに適格性の審査がなされていると考えられる。

そのため、本提案において求める措置の具体的な内容について、推薦会の廃止に限定せず、趣旨と推薦の過程を踏まえていれば、推薦する自治体の判断で、民生委員法の規定による推薦会等の審議をこれに代えることができるといった柔軟な運用を認めることも含めて検討いただきたい。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

民生委員推薦会には、広く各方面より民生委員・児童委員としての適格者を推薦する役割が求められていることを踏まえ、慎重な対応を求める。

【全国市長会】

推薦会の開催に係る自治体等の事務負担が大きくなっているという課題が深刻であることから提案の実現を求めるものであるが、民生委員推薦会が地域における幅広い視点から候補者の適格性を確認する役割を担うものであり、その機能は制度の適正な運用の観点から重要であるという意見もあることから、総合的に検討されたい。

【全国町村会】

提案団体の意見を十分に尊重し、積極的に検討していただきたい。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項のみ記載）

—

各府省庁からの第2次回答

第1次回答のとおり、民生委員推薦会は、自治会、福祉活動を行うボランティア団体、福祉活動を行うNPO法人、保健医療団体等多方面から幅広く推薦を得て、民生委員の職責と適格要件を踏まえて審査を行った上で、

適任者を都道府県等へ推薦する役割を担うものであり、その推薦の過程が、民生委員の選任過程の公正性や透明性、さらには政治的中立性を確保する仕組みとなっています。

そのため、民生委員推薦会は、制度の適正な運用を確保する観点から不可欠なものと考えており、また、全国組織からも当該推薦会の役割は重要であるというご意見があることを踏まえても、提案内容を検討することは困難です。

一方、民生委員推薦会の負担軽減に向けては、「令和7年の地方からの提案等に関する対応方針」(令和7年12月23日閣議決定)において、民生委員推薦会の議事の開催について、対面だけではなく、書面又は持ち回りによる開催など柔軟な対応が可能である旨を明確化し、その取扱いを令和8年中に通知することとしています。また、民生委員推薦会の運営方法等については、まずは当該通知の施行状況等を注視しつつ、必要に応じて調査研究等による実態把握を行うことも含めて検討いたします。

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

こども家庭庁 第2次回答

管理番号	151	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	○(3)以外
提案分野	03_医療・福祉		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	○

提案事項(事項名)

産後ケア事業の電子化

提案団体

滋賀県、福島県

制度の所管・関係府省庁

こども家庭庁、デジタル庁

求める措置の具体的内容

産後ケア事業は、令和元年以降法整備がされ、令和5年度にはユニバーサルな事業であることが明確化されたことから、利用者と産後ケア施設が増加し、利用者－自治体－産後ケア施設の3者間で行う、申請、予約、情報共有、利用、キャンセル、請求、報告などの業務が増大し円滑な利用の妨げになっている。利用者と自治体間で行う利用申請・承認の手続き、予約機能(利用者が行う予約申請、キャンセル及び日時変更、施設の空き状況の把握)、サービス提供記録の共有が可能となるシステムの整備を求める。

具体的な支障事例

【現行制度について】

産後ケアの対象は、「産後に心身の不調又は育児不安等がある者」「特に支援の必要が認められる者」から、令和5年母子保健医療対策総合事業実施要綱から「産後ケアを希望するもの」と対象が拡大された。

【支障事例】

本県ではユニバーサル化される令和5年度までは、延べ利用人数は約800人だったが、令和6年度は約1,900人と倍以上となった。また、令和7年度から県内産後ケア施設は市町と医師会、助産師会の集合契約となり、更に利用が増加し、そのため、予約調整、施設側への情報提供、申請審査、利用許可、変更手続、支払等の事務が膨大になり、自治体によっては利用まで時間を要している。その理由として、申請や許可は書類でのやり取りが多く急な利用が難しい。事例情報の産後ケア施設への連絡は自治体により個人情報保護規定の違いがあるがメールは利用できないことが多く速やかな共有が難しい。また、県内は集合契約だが施設の空き状況は管理しておらず、自治体が施設に確認する必要があるため時間を要している。複数回利用する場合に次回予約を自治体を通さずに施設に行い自治体が利用を把握できないことがある。

【統一した電子化の必要性】

産後ケア事業は全国共通の事業であるため、統一されたシステムがあれば、利用者－自治体－産後ケア施設3者の利便性と効率性が上がると考える。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

当県産後ケア担当者会議において、自治体は「膨大な書類のやり取りでの事務負担」、施設は「自治体への事務と郵送費負担」、自治体と施設は「支援の必要な利用者の情報共有に時間を要すること」、利用者は「予約のしづらさや直ぐに利用できない」などの意見があることが挙げられ、解決のためにシステム化の意見がある。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

セキュリティが担保されたシステムで、利用者－自治体－産後ケア施設が相互にやり取りが出来る、利用がスムーズにでき、急な変更の対応や情報共有も漏れなく可能となる。事務が円滑になり効率化が図られる。自治体間格差の解消が図られる。

根拠法令等

母子保健法第 17 条の2、子ども・子育て支援法第 59 条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

藤岡市、さいたま市、上尾市、新潟市、佐久市、岐阜市、小牧市、大阪市、兵庫県、三原市、高知県、佐世保市、熊本市、宮崎県、宮崎市

○事業のユニバーサル化に伴い、統一されたシステムの導入については賛同するが、基本事項を共通とし、委託料、加算、予約の取り方等だけでなく、産後ケア事業の目的である母子の支援において、保健情報とリンクする等、当市の裁量をシステムの中に導入できる状況があるとよい。財源は市に依存することないよう要望する。
○現在、既に当市において産後ケア事業予約システムの利用を開始しており、事務負担の軽減になっている。しかし、全国統一のシステム化ができれば利用者にとっても利便性が向上し、自治体にとってもさらに事務負担の軽減が図れる。

○各市で産後ケアの申請や契約などが違うため、医療機関や施設側の事務等の煩雑がある。また、里帰り先での利用もできるようにするためにも、全国で統一できるとよい。

○当市でも提案内容と同様の課題を抱えていた。令和7年度に産後ケア予約システムを導入し、利用者がインターネットからいつでも申請、予約ができるようになり、施設からの実施報告も電子化した。導入の効果として、市職員の対応時間の大幅な削減、利用者の利便性向上による利用の増加があった。

○産後ケアのシステム導入は、市民・行政・委託事業者にとっても必要と考える。システム導入費用が高額なため、国の補助が必要と考える。

○支障事例はないが、職員の事務負担は増大している。システムの整備により利用者の利便性向上、事務負担軽減の可能性があるので賛同する。

○産後ケアの契約を、市独自で利用施設と契約しており、年々増加しています。市民からの予約は電子申請で受け付けているが、予約調整、施設側への情報提供、申請審査、利用許可、変更手続、支払等の事務が膨大である。また、空き状況は管理しておらず、自治体が施設に確認する必要があり時間を要している。

【統一した電子化の必要性】

産後ケア事業は全国共通の事業であるため、統一されたシステムがあれば、県内だけではなく県外との施設の利用ができるようになったり、利用者－自治体－産後ケア施設3者の利便性と効率性が上がる。

○同様に、ユニバーサル化したことで、利用件数は増加傾向である。当市では産後ケア施設と個別に契約しており、契約事務が繁雑である。また、利用申請受付後、アセスメントし、予約調整しているため、利用までに時間を要することがある。業務全般において事務が繁雑化しており、対人支援に影響がある。よって、事務の効率化が図られるシステム整備を希望する。併せて、審査・支払い事務を委託できるシステムがあると助かる。

各府省庁からの第1次回答

全国統一のシステムの構築については、現在、母子保健情報を住民・医療機関・自治体の間で迅速に共有・活用するための情報連携基盤(PMH)を活用したデジタル化を進めているところであり、産後ケア事業の集合契約や費用請求を一括してできる仕組みについても検討を行っているところ。

各府省庁からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

回答のあった情報連携基盤(PMH)を活用した産後ケア事業の集合契約や費用請求を一括してできる仕組みに加えて、①利用者と自治体間で行う利用申請及び承認の手続き、②利用者が行う利用予約申請、予約キャンセル、予約日時変更、産後ケア施設の空き状況確認、③自治体と産後ケア施設間で行うサービス提供記録の共有についても PMH の機能拡充で対応するなど、システムの整備を求める。

また、産後ケア事業のシステム化について、導入時期が明示されていないと地方自治体は見通しを立てること

ができないため、明確なロードマップの提示を求める。

各府省庁からの第１次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

住民サービスの向上や自治体の業務効率化につながる行政手続のオンライン化や情報連携などのデジタル技術の活用を行い、手続自体の廃止・効率化を進めることで提案の実現に向けて特に積極的な検討を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項のみ記載）

—

各府省庁からの第２次回答

③サービス提供記録の共有については、母子保健情報を住民・医療機関・自治体の間で共有するための情報連携基盤（PMH）を活用した産後ケア実施報告書等の情報連携や、産後ケア事業の集合契約や費用請求を一括してできる仕組みについて検討を行っているところ。

①利用申請・承認及び②予約に係る機能については、事業の実施規模や実施方法は自治体により様々であり、必ずしもシステムを要しない自治体もあり、国が一律にシステムの利用を求めることにより自治体・産後ケア施設双方に負担を生じさせるおそれがあることから、これらの機能を国が一律に整備することは検討していない。なお、こども家庭庁においては、「産後ケア事業の実施に係る自治体の取組事例集」（令和８年３月）において、産後ケア事業の利用申請・予約の電子化に関する取組事例及びその効果を示しており、事務連絡にて周知をしている。

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

こども家庭庁 第2次回答

管理番号	184	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	×
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	×
提案分野	03_医療・福祉		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	○

提案事項(事項名)

放課後等デイサービスにおける育児・介護に係る休暇取得の柔軟化

提案団体

熊本市、仙台市、さいたま市、横浜市、相模原市、新潟市、静岡市、堺市、広島市、福岡市

制度の所管・関係府省庁

こども家庭庁

求める措置の具体的内容

放課後等デイサービスでは、職員が育児休暇や介護休暇を取得した際、「令和3年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A」に示されるとおり、育児・介護への配慮として「週 30 時間勤務」が認められているが、実態としては時短勤務に近く、突発的に取得するような場合には使い勝手が悪い制度となっている。
については、国家・地方公務員制度における「子の看護休暇・短期介護休暇」と同様に、
対象者1人の場合:年5日
対象者2人以上の場合:年 10 日
の日単位で取得可能な特別休暇制度を導入(又は選択可能と)するなど、柔軟な制度の創設を求める。

具体的な支障事例

放課後等デイサービスにおいて、児童発達支援管理責任者を含む職員が育児休暇や介護休暇を取得した際、代替職員が確保できず、人員配置基準を満たせなくなるケースが生じている。児童発達支援管理責任者は代替人材の確保が困難であるため、休暇取得が事業運営全体に大きな影響を及ぼしている。また、休暇が取得しづらい労働環境により、児童発達支援管理責任者の人材育成にも悪影響となる可能性があり、人材確保上も課題となっている。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

熊本市放課後等デイサービス連盟から本市に対して要望あり。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

育児休暇・介護休暇取得時に限り、人員配置基準を一定期間緩和することで、事業所運営が継続しやすくなり、利用者が安心してサービス利用できる。

根拠法令等

児童福祉法
児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準
該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

湯沢市、高知県

—

各府省庁からの第 1 次回答

「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準について(平成 24 年3月 30 日障発 0330 第 12 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)」(以下、基準通知)において、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和 47 年法律第 113 号)第 13 条第 1 項に規定する措置又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成 3 年法律第 76 号。以下「育児・介護休業法」という。)第 23 条第 1 項、第 3 項若しくは同法第 24 条に規定する所定労働時間の短縮等の措置若しくは厚生労働省「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」に沿って事業者が自主的に設ける所定労働時間の短縮措置が講じられている者については、利用者の処遇に支障がない体制が事業所として整っている場合は、例外的に常勤の従業員が勤務すべき時間数 30 時間として取り扱うことを可能としており、これは育児・介護休業法における時短勤務制度を手当する趣旨の規定である。加えて、基準通知において、育児・介護休業法第 2 条第 1 号及び第 2 号に規定する育児休業及び介護休業等を取得した場合には、同等の資質を有する複数の非常勤職員を常勤換算することで、人員配置基準を満たすことを認めている。

各府省庁からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

現行制度では、育児・介護休業法に基づく所定労働時間の短縮措置等が講じられている場合、育児・介護による短時間勤務時は週 30 時間を常勤換算でき、育児・介護休業時には同等の資質を持つ非常勤職員で補充可能とされている。しかし、子の看護や家族介護は突発的・短期的に発生するため、週単位の勤務時間調整や急な代替職員の確保では対応が難しい。また、育児・介護休業法で認められた子の看護休暇や介護休暇(年 5 日又は 10 日)についても、人員配置基準との関係から実際には休暇が取得しにくく、こうした状況が続けば、職員の離職を招き、人材不足の深刻化が進み、現場職員の負担増加や施設の支援継続性の低下を招き、当該サービスの質の低下につながるおそれがある。

一方、これらの休暇は年 5 日又は 10 日と限定的であり、適切な業務調整により利用者への影響は最小限に抑えられると考えられる。短期休暇を取得しやすい環境を整備することは、職員の就労継続支援だけでなく、安定した人材確保、施設の運営を安定させ、もって、サービス品質の維持・向上にも資すると思われる。

そのため、①子の看護休暇・介護休暇による短期的な欠員を人員配置基準上例外的に認めること、②休暇取得に伴い一時的に基準を下回っても、安全確保と支援の質が維持される場合は直ちに基準違反としない運用を示すこと、③この取扱いを全国で統一運用できるよう通知等で周知徹底することを求める。

各府省庁からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

放課後等デイサービスにおいて、児童発達支援管理責任者等が育児・介護に係る突発的・短期的な休暇を取得しやすい仕組みを整えることは、人材の確保・定着及び事業所運営の継続に資する。利用児童の安全確保、支援の質及び緊急時対応等に支障が生じない範囲で、休暇取得時における人員配置基準上の取扱いの弾力化について、検討を求める。

【全国市長会】

放課後等デイサービスにおいて、利用者の安全確保及び支援の質の維持が重要であるという点は理解するが、現場においては、人員配置基準との関係から、子の看護休暇及び介護休暇の取得が実質的に困難な状況

にあるため、制度の趣旨を満たしつつ、現場において運営が円滑に持続可能なものとなるような方策を検討されたい。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項のみ記載）

—

各府省庁からの第2次回答

放課後等デイサービスにおいて、児童発達支援管理責任者が育児・介護休業法に基づく子の看護休暇又は介護休暇を取得した場合の人員配置基準上の取扱いについては、実態等も踏まえながら、必要な対応を検討してまいりたい。

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

こども家庭庁 第2次回答

管理番号	190	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	×
提案分野	05_教育・文化		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	○

提案事項(事項名)

「子ども・子育て支援施設整備交付金」に係る協議スケジュール等の見直し

提案団体

奈良県、福島県、滋賀県、京都府、京都市、堺市、和歌山県、鳥取県、全国知事会、関西広域連合

制度の所管・関係府省庁

こども家庭庁

求める措置の具体的内容

「子ども・子育て支援施設整備交付金」において、自治体における計画的かつ効果的な施設整備を行うため、「次世代育成支援対策施設整備交付金」及び「就学前教育・保育施設整備交付金」と同様に、協議案件の登録期間を設け、協議については着手時期等に応じて4回に分けて行うよう、協議の流れ・スケジュールの見直しを求める。

具体的な支障事例

放課後児童クラブにおいては、入所希望児童数の増加に対応するため、限られた財源の中で計画的に施設整備を行うことが喫緊の課題となっている。

「子ども・子育て支援施設整備交付金」については、協議募集が年4回予定されているものの、「予算の執行状況によって第2回目以降の協議募集は行わない場合がある」と明記され、実質的に協議の機会が1回に限られている状況となっており、各自治体は第1回目の協議書の提出期限(前年度2月上旬まで)に集中して書類を作成しなければならず、過度な事務負担が生じている。

また、第1回目の協議書提出期限の時点では、年度後期に着手する事業の実施設設計が未完成であり、整備の計画内容の詳細決定が現行の協議スケジュールでは間に合わず、計画の実施が翌年度へ先送りされるなどの支障が生じている。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

A市は、小学校の建て替えにあわせ、放課後児童クラブとの複合整備を計画したが、複合施設の基本設計が初回協議期限までに完成せず、事業計画書や図面を提出できなかった。協議内容の変更は特段の事業がない場合は認められないことから、初回の協議を断念された。

当該交付金の現行の協議スケジュールでは複合施設の整備に関する調整等が困難であるため、協議期限・提出要件の柔軟な対応を求める意見が寄せられた。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

当該交付金の協議募集におけるルールの見直しにより、これまで年度末の時期に集中していた協議書類の作成・審査が年間を通じて分散し、都道府県職員及び市町村職員の内部調整に要する時間が削減され、事務負担の平準化につながる。

また、「次世代育成対策施設整備交付金」及び「就学前教育・保育施設整備交付金」の協議ルールの見直しと同

様に、限られた財源を効果的に活用し、国・自治体双方での交付金配分の見通しや複数年度を見据えた、地域のニーズに応じた計画的かつ効果的な施設整備計画の実行に資するものである。

根拠法令等

子ども・子育て支援法第 61 条
子ども・子育て支援施設整備交付金要綱(こ成事第 264 号令和 7 年 4 月 24 日)
令和 8 年度子ども・子育て支援施設整備交付金の交付に係る協議等について(こ成事第 69 号令和 8 年 2 月 5 日)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

茨城県、島根県、高知県、宮崎県

—

各府省庁からの第 1 次回答

ご提案のとおり、子ども・子育て支援施設整備交付金においても、次世代育成支援対策施設整備交付金及び就学前教育・保育施設整備交付金と同様、協議案件の登録期間を設け、協議については着手時期等に応じて行う方向で検討することとしたい。

各府省庁からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

協議書類の作成・審査時期の分散による自治体の事務負担軽減にご配慮いただき、令和 9 年度に向けての対応をお願いしたい。また、円滑な準備が出来るよう、登録期間を設けること等が決定した場合は、事前出来るだけ早く周知いただきたい。

各府省庁からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】
子ども・子育て支援施設整備交付金について、協議案件の登録期間を設け、事業の着手時期等に応じて年複数回に分けて協議できる仕組みとすることは、市町村及び都道府県の協議事務の平準化、年度後期着手事業や複合施設整備への対応、地域ニーズに応じた施設整備の計画的実施に資するため、協議スケジュール及び提出要件の見直しについて、確実な実現を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項のみ記載）

—

各府省庁からの第 2 次回答

子ども・子育て支援施設整備交付金に対する協議書類の作成・審査時期の分散による自治体の事務負担軽減については、令和 9 年度から実施する方向で検討しており、ご指摘を踏まえ、方針が決定した際にはできるだけ早く各自治体宛てに周知することとしたい。

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

こども家庭庁 第2次回答

管理番号	195	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	×
提案分野	03_医療・福祉		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

提案事項(事項名)

母子健康手帳における出生届出済証明について別紙交付が可能であることの明確化

提案団体

半田市

制度の所管・関係府省庁

こども家庭庁、デジタル庁、法務省

求める措置の具体的内容

出生届出済証明について、母子健康手帳の該当欄に直接記載し押印するのではなく、貼付用の別紙で交付することが可能である旨、明確化を求める。

具体的な支障事例

母子手帳に出生届済証明記載方の件(昭和23年5月17日付け厚生省児発第275号・法務廳民事甲第1310号厚生省児童局長・法務廳民事局長連名通知)において、該当欄に出生届出済証明の記載をし押印することとされており、当市では、母子健康手帳に直接印刷できるプリンターもないことから、母子健康手帳に手書きで記載をしている。

市民に対して、出生届出時に母子健康手帳を持参いただくよう広報はしているが、週に数人は持参しないため、該当者には、後日再来庁するよう案内しているが、再来庁が負担である旨の指摘を受けている。

また、「デジタル行財政改革 取りまとめ2024」における出生届のオンライン化の実施について(令和6年8月23日付け法務省民一第1793号内閣官房デジタル行財政改革会議事務局参事官、こども家庭庁成育局母子保健課長、デジタル庁国民向けサービスグループ参事官、法務省民事局 民事第一課長連名通知)において、母子健康手帳の郵送対応が可能である旨示されているが、母子健康手帳原本を郵送で受け取り、記載の上で返送するのは、効率が悪い上、紛失リスクもあると考えている。

以上のことから、当市では、母子健康手帳貼付用の出生届出済証明を別紙交付する取扱いをしたいと考えている。

しかしながら、出生届出済証明の取扱いについては、地域の実情に応じ、地域住民の利便性に配慮した対応が可能であると示されているものの、別紙交付が可能であることが明確に示されていないため実施できていない。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

市民から、再来庁が負担であると窓口で言われたことがある。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

別紙発行が可能となることで、母子健康手帳の持参を忘れた届出人にその場で出生届出済証明を交付でき、再来庁の必要性がなくなり、住民の利便性が向上するとともに行政の効率化を図ることができる。

また、別紙発行が可能となることで、オンライン出生届開始後、出生届に関連するご案内通知の中に、母子健康手帳用出生届出済証明を同封することができるようになり、母子健康手帳を持参する(あるいは郵送する)必要

性がなくなり、住民の利便性が向上するとともに、オンライン出生届と一体的に事務処理を行うことができるようになり、行政の効率化も図ることができる。

根拠法令等

母子保健法施行規則第7条、母子手帳に出生届済証明記載方の件(昭和23年5月17日付け厚生省児発第275号・法務廳民事甲第1310号厚生省児童局長・法務廳民事局長連名通知)、「デジタル行財政改革 取りまとめ2024」における出生届のオンライン化の実施について(令和6年8月23日付け法務省民一第1793号内閣官房デジタル行財政改革会議事務局参事官、こども家庭庁成育局母子保健課長、デジタル庁国民向けサービスグループ参事官、法務省民事局民事第一課長連名通知)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

佐野市、さいたま市、須崎市、豊橋市、大阪市、枚方市、熊本市

○【職員の記載に関するクレーム】

市民から「職員が出生届出済証明に記載した子の氏名が美しい。ずっと残る証明のため、自分で記載しなかった」とのクレームがあった。

【届出人自らが記載した場合】

戸籍に記載される字体と異なった文字(デザイン差、くせ字等)や戸籍記載とは異なった元号で記載されることもある。元号は補正で対応できるが、届出人の心情を考えると氏名を補正すべきか、公的な証明であるが故に苦慮している。

【里帰り出産時】

遠方での里帰り出産により、暫く母子健康手帳を持参できないという相談がある。
別紙発行が可能になることで、これらの事案への対応がより円滑となることが期待される。

各府省庁からの第1次回答

「出生届出済証明」は、母子保健法施行規則第7条第1項に基づき定められており、出生届の際に市町村で発行されている。

この、「出生届出済証明」の発行方法については、以下のようなものがあり、いずれも通知(※)に基づき押印(印字含む)が行われていると認識している。

- ・窓口対応:出生届受理の際、出生届出済証明書に直接記載・押印し、交付。
- ・窓口対応:出生届受理の際、出生届出済証明書(シールタイプやオリジナルデザイン)を交付。
- ・郵送対応:受理決定後、父母の住民登録をしている住所宛てに出生届出済証明書を送付。

(※)昭和23年5月17日厚生省児童局長・法務廳民事局長連名通知「母子手帳に出生届済証明記載方の件」

上記を踏まえ、別紙発行を行うことについても差し支えない。

各府省庁からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

第1次回答中で示されている、記載の根拠となる通知における記載方に係る内容は、「市区町村役場が出生届を受理したときは、届出人から提示を受けた母子手帳の該当欄に出生届出済証明の記載をし押印すること。」となっている。

当該通知内容から、「届出人から提示を受けた母子手帳の該当欄に」証明することを求められていると読み取ることができ、別紙発行を行うことや、提示を受けていない母子手帳へ郵送による別紙発行で証明することが差し支えないと読み取することは、極めて困難である。

国として第1次回答の2ボツ3ボツの取扱いを公に差し支えないと認めているのであれば、母子手帳持参の届出人及び母子手帳持参なき届出人に対して、出生届出済証明書(電子計算機により印字したもの)の別紙交付が可能であることを明確化する通知を発出いただきたい。

各府省庁からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

—

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項のみ記載）

—

各府省庁からの第2次回答

出生届出済証明について、母子健康手帳の該当欄に直接記載し押印するのではなく、別紙発行を行うことが可能である旨、事務連絡等を出す方向で検討してまいりたい。

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

こども家庭庁 第2次回答

管理番号	198	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	×
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	×
提案分野	03_医療・福祉		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	○

提案事項(事項名)

浴槽を提供して行われる入浴の介護について障害福祉サービスとして位置付けること

提案団体

福井県

制度の所管・関係府省庁

こども家庭庁、厚生労働省

求める措置の具体的内容

浴槽を提供して行われる入浴の介護について、介護保険サービスの対象となっているが、障害福祉サービスの対象とはなっておらず、地域生活支援事業として実施するものと位置付けられている。市町村の財政負担に関係することなく、障害福祉サービスとして一律に利用できるよう制度の見直しを求める。

具体的な支障事例

浴槽を提供して行われる入浴の介護は、介護保険法においては「訪問入浴介護」として規定されており、介護保険サービスとして利用が可能である。一方、障害者総合支援法においては規定されておらず、障害福祉サービスではなく、市町村の地域生活支援事業として位置づけられている。県内でサービスを提供する訪問介護入浴事業所は平成26年に26事業所あったが、令和7年は8事業所まで減少している。また、地域生活支援事業として市町から委託を受けて訪問入浴を実施する事業者数も平成30年の13事業所から、令和7年は8事業所まで減少している。地域によっては利用を希望する回数の2割程度しか実施できていない方もいる。なお、県内の訪問入浴利用者は、介護保険サービスで約120名、地域生活支援事業で約40名となっている。地域生活支援事業は、内示割れ(要求額に対する交付額の割合が少ない)の状況が続いており、国1/2、県1/4、市町村1/4の割合を超えて市町村が財政的負担を強いられていることから、サービスの支給を制限している市町もあると聞いている。

また、市町が提供事業者を探して個別に契約を締結しているが、地方においては自分の市町や近隣市町に提供事業者がない場合もあり、事業者が確保できずにサービスの提供ができていない市町もある。

さらに、事業所からは、サービス提供には看護師を含め2〜3名の体制確保が必要であり、かつ地方においては利用者宅までの移動距離が長く1回あたりの拘束時間も長いため、それに見合う収入が見込めないといった声を聞く。

以上のことから、地域生活支援事業ではなく、障害福祉サービスの対象とし、人口減少地域における事業所が安定的にサービスを提供できる報酬体系とすることで支障が改善すると考える。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

地域住民からは、利用したいが近くに提供事業者がないという声を聞く。

また、県内で訪問入浴サービスを提供する事業者からは、医療的ケアや重症心身障がいのある方、重度身体障害者への訪問は看護師、介助者、運転者と2〜3名での対応が必要であり、遠方まで訪問する場合には移動に必要な時間拘束されてしまうため、採算の合う運営が困難という声を聞く。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

訪問入浴介護が介護保険サービスと同じく障害福祉サービスとして位置付けられることで、介護の訪問入浴サービス事業者は障害の方へも参入しやすくなり、事業者が持続的にサービスを展開することで住民サービスの向上につながる。

根拠法令等

障害者総合支援法第 36 条第 1 項

児童福祉法第 21 条の 5 の 18 第 3 項

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 171 号）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成 18 年厚生労働省告示第 539 号）

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 24 年厚生労働省令第 15 号）

児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成 24 年厚生労働省告示第 122 号）

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

北海道、北上市、湯沢市、さいたま市、横須賀市、平塚市、高知県、久留米市、宮崎市

○地域生活支援事業は、障がい者の日常生活・社会生活に欠かせない支援であるにも関わらず、国補助率が 1/2 を下回っており、財源の多くを市町村に委ねる仕組みとなっている。

当市では当県市長会による「国の施策及び予算に関する提言」において、地域生活支援事業のうち全国的に実施されている訪問入浴等を障害福祉サービスとするよう要望している。

○重度身体障害者訪問入浴サービス事業（地域生活支援事業）として実施しており、令和 7 年は、5 事業所と契約を締結している。利用者は、年間 27 名（重複して事業所を利用している人あり）、支出額は 17,392 千円であった。事業者は、直近で、2 事業所減少している。事業者からは、人手不足のため、利用者が希望する日時にサービス利用が難しく、利用者も困っている声も上がっているとのこと。

○訪問入浴は、サービス内容は介護保険とほぼ同じ内容であるにも関わらず、単価設定は自治体の財政力に左右されるため、事業者が参入しにくい・撤退しやすい状況にあると考える。当市は、令和 8 年度から単価の増額と処遇改善加算相当額を上乗せすることとしたが、予算要求の関係で、介護保険の報酬改定よりも遅れて単価に反映するため、障害福祉サービスに位置づけられることで、速やかに全国統一の単価に反映させることができると考える。

各府省庁からの第 1 次回答

障害者総合支援法に規定する自立支援給付（障害福祉サービス）は、個別明確なニーズに対応するものとして、指定事業者に関する基準や報酬額の基準を設けることによる全国一律な実施が求められるものである。しかし、障害者の体格、体型により生活介護等の入浴設備を利用できない者、自力で起き上がることが困難な者や医療的ケア等特別な支援の必要がある者、複数名の支援者での対応が必要な者といった様々な利用者の状態像を理由に、地域生活支援事業において各市町村が実施する居宅を訪問し浴槽を提供して行われる入浴の介護である「訪問入浴サービス」を利用されていると承知している。なお、地域生活支援事業については、複数の市町村が連携し、広域的に実施することも可能としている。

各府省庁からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

福井県内における訪問入浴サービス提供事業者は、介護保険サービス（介護）と地域生活支援事業（障害）の両サービスを展開する事業所がほとんどである。

訪問入浴サービスを必要とする障がい者は、様々な状態像があるとしても、介護保険サービスにおける訪問入浴サービスと同様、また、障害福祉サービスにおける居宅介護、重度訪問介護などと同様、障害の部位や程度、障害支援区分によって、障害福祉サービスとして指定事業者に関する基準や報酬額の基準を設け、全国一

律に実施することは可能ではないか。

訪問入浴サービスは、清潔保持や健康維持、尊厳確保に直結する基礎的な生活支援であり、代替が困難な場合も多い不可欠なサービスであるため市町村の任意事業である地域生活支援事業と位置づけるのではなく、障害福祉サービスとして全国一律に利用できる仕組みへ見直すべきである。

「地域生活支援事業については、複数の市町村が連携し、広域的に実施することも可能」とのことであるが、訪問入浴サービスへの参入がとくに難しい地域において、特定の市町村に事務的・費用的な負担が偏ることなく、広域的に実施している好事例があれば提示いただきたい。

各府省庁からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【平塚市】

回答欄(各府省庁)の考え方は平成15年から始まった支援費制度が継続困難となり障害者自立支援法(現障害者総合支援法)が施行された時点のものである。

その後、平成26年(2014年)には障害者権利条約を批准するなど状況は変化しており、地域生活で安心して暮らせるよう清潔の保持等の基本的な権利を国として保障する必要があると考える。

国基準に合わない障がい当事者に向けた事業を障害福祉サービスから除外し、地域差のある市町村事業としている地域生活支援事業が現状及び今後の方向性に合っているのかなど福祉施策のあり方について再度検討していただきたい。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

現行制度で対応可能である旨について、十分な周知を行うべきである。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項のみ記載）

—

各府省庁からの第2次回答

地域生活支援事業において各市町村が実施する居宅を訪問し浴槽を提供して行われる入浴の介護である「訪問入浴サービス」について、広域的な事業展開のため複数の市町村が連携することができることなどについて全国の自治体に対して周知の徹底を図る。

なお、一次回答で示した利用者の状態像を理由に地域生活支援事業の「訪問入浴サービス」を利用されていることについては、令和7年度に行った実態調査において明らかになったものであり、当該調査結果については本年4月に全国の自治体に対して周知している。

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

こども家庭庁 第2次回答

管理番号	199	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	×
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	×
提案分野	03_医療・福祉		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	○

提案事項(事項名)

介護保険サービス事業所が共生型サービスとして障害福祉サービスを実施する際の制度の見直し

提案団体

福井県

制度の所管・関係府省庁

こども家庭庁、厚生労働省

求める措置の具体的内容

人口減少が進む地方において、介護保険サービス事業所がより共生型サービスへ参入しやすくなるよう、以下の3点について制度の見直しを求める。

- ①共生型サービスの報酬区分の設定について、実態に即した報酬となるよう報酬単価を細分化すること
- ②共生型短期入所の報酬の算定方法について、介護保険サービスにおける小規模多機能型居宅介護と同様に月額定額払いにすること
- ③サービス提供形態について、一つの事業所で時間帯を分けて介護保険サービスと共生型サービスを提供する場合、共生型サービスとして認められるようにすること

具体的な支障事例

共生型サービスへの参入の障壁として、以下の3点が挙げられる。

- ①報酬区分の設定について、例えば生活介護にて受け入れる場合の報酬区分(7区分×5区分)に比べ、共生型サービスは区分が少ないため(1区分のみ)、とくに重度の方(障害支援区分の高い方)を受け入れる際は、障害福祉サービス事業所が実施する場合と比べ報酬が下がるケースがある。このため、障害支援区分6の利用者を定員20名の生活介護事業所が6時間サービスを提供した場合、通常であれば1,258単位の報酬を受けることができるのに対し、通所介護事業所が共生型生活介護として提供した場合は697単位にとどまる。このような報酬単価の差が、共生型サービスへの参入の障壁となっている。
- ②報酬の算定方法の違いについて、小規模多機能型居宅介護などの「通い・訪問・泊まり」といったサービスの組合せを一体的に提供するサービスにおいては、報酬体系が事業所の登録者数に対する月額定額払いとなっており、1日の利用日数ごとの算定である障害福祉サービスとは異なる。このため、障害福祉サービスの短期入所の利用者を受け入れた場合、小規模多機能型居宅介護事業所の介護サービスとしての定員を減らしておく必要が生じ、収入が下がるケースがある。これにより、介護保険サービスの定員を削くことが困難で、障害福祉サービスの利用が見込めず、共生型サービスへの参入の障壁となっている。
- ③同一事業所における複数サービスの同時提供の制限について、例えば、通所介護と放課後等デイを時間をずらして(日中に通所介護、高齢者の帰った放課後の時間に放デイ)同じ体制で提供する際には、共生型の特例による基準によらず、各サービスの基準を満たすこととなっている。このため、人員を有効活用できない状況となっている。

なお、「基準該当障害福祉サービス」ではなく「共生型サービス」でなければいけない理由については、基準該当サービスでは、市町村の財政状況等により報酬単価や利用上限など地域差が生じるため、全国一律の障害福祉サービスとして位置付ける必要があるためである。

また、令和8年1月時点で県内における共生型障害福祉サービス事業所は 64 か所であるのに対し、介護保険居宅サービス事業所は 876 か所であり、共生型サービスへの参入促進による障害福祉サービスの提供体制の充実が期待できる。

以上のことから、特に利用者が減少し、サービスの継続が難しい地方においては、介護保険サービス事業者が共生型サービスとして障害福祉サービスを提供する際には、報酬単価の区分や報酬の算定方法など、経営に影響がない体系とすることで、共生型サービスへの参入を促すべきと考える。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

県内の介護事業所からは、経営的にみて共生型への参入が難しいといった声を聞く。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

地域の実情に即した運用が可能となり、業務の効率化および中山間地域等における事業所のサービス提供維持、住民サービスの向上につながる。

根拠法令等

障害者総合支援法第 36 条第 1 項

児童福祉法第 21 条の 5 の 18 第 3 項

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 171 号）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成 18 年厚生労働省告示第 539 号）

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 24 年厚生労働省令第 15 号）

児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成 24 年厚生労働省告示第 122 号）

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

川崎市、新潟市、高知県

—

各府省庁からの第 1 次回答

共生型サービスは、介護保険サービス事業所が障害福祉サービス事業所の指定基準を満たすための新たな対応を行うことなく、これまで提供してきた介護保険サービスと同様の基準により、障害福祉サービスの運営を可能としているため、通常の指定事業所との均衡を図る観点から、報酬単位の差を設けている。また、共生型サービスは、あくまで事業者指定の特例として設けられた制度であり、各サービスの報酬の設定方法まで変更することは想定しておらず、また、多様な利用者に対して一体的にサービスを提供する取組を評価するものであり、各サービスを時間によって分けて提供することは想定していない。

一方で、共生型サービスは、障害者の高齢化が進む中で、地域の実情に応じた福祉サービスの提供のための重要な選択肢の一つと考えており、その効果的な活用を促進していくためにどのような施策が考えられるか、関係者の意見も丁寧に伺いながら、検討してまいりたい。

各府省庁からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

障害のある方やその家族の高齢化が進む中、人材不足が深刻化する地域においては、限られた資源を活用する観点から、共生型サービスは重要かつ貴重な選択肢となっている。

一方で、現場では複合的なニーズへの対応に伴う人員・運営面での負担が参入の障壁となっている実態がある。このため、例えば、同一事業所で通所介護と放課後等デイサービスの時間帯をずらして提供することは、人口減少が進む地域において人員・場所の有効活用につながると考えられるため、特定の地域において認めてい

ただくことはできないか。

については、共生型サービスの活用促進に向け、現場の実情や関係者の意見を踏まえつつ、報酬の在り方も含めた前向きな見直しについて、積極的な検討をお願いするとともに、制度改革に向けた今後のスケジュール等についてお示しいただきたい。

各府省庁からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

人口減少下における資源制約の深刻化、過疎化地域における医療・生活サービスの不足に対応するための新たな仕組みについて、サービス内容のみでなく、報酬体系についても整備する事により、地域事業者の参入を促進し、サービスの維持につながる取組みを推進するように、提案の実現に向けて特に積極的な検討を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項のみ記載）

—

各府省庁からの第2次回答

共生型サービスは、介護保険サービス事業所が障害福祉サービス事業所の指定基準を満たすための新たな対応を行うことなく、これまで提供してきた介護保険サービスと同様の基準により、障害福祉サービスの運営を可能としているため、通常の指定事業所との均衡を図る観点から、報酬単位の差を設けている。また、共生型サービスは、あくまで事業者指定の特例として設けられた制度であり、各サービスの報酬の設定方法まで変更することは想定しておらず、また、多様な利用者に対して一体的にサービスを提供する取組を評価するものであり、各サービスを時間によって分けて提供することは想定していない。

一方で、共生型サービスは、障害者の高齢化が進む中で、地域の実情に応じた福祉サービスの提供のための重要な選択肢の一つと考えており、その効果的な活用を促進していくためにどのような施策が考えられるか、関係者の意見も丁寧に伺いながら、令和9年度報酬改定に向けて検討してまいりたい。

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

こども家庭庁 第2次回答

管理番号	200	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	×
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	×
提案分野	03_医療・福祉		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	○

提案事項(事項名)

介護保険サービスや障害福祉サービスにおける訪問支援等に係る報酬の在り方等の見直し

提案団体

福井県、山形県

制度の所管・関係府省庁

こども家庭庁、厚生労働省

求める措置の具体的内容

介護保険サービスや障害福祉サービスにおける訪問支援、同行援護、送迎を伴う支援について、都市部と比べ移動距離がかかる山間部や人口減少地域においては、「包括的な評価」(月単位の定額払い)の仕組みを導入するなど地域の実情を考慮した対応を求める。

具体的な支障事例

現行制度では、訪問介護などの報酬体系は訪問した「回数」で算出され、移動にかかる時間やコスト(燃料費・人件費等)は報酬に反映されていない。
このため、移動距離がかかる地方においては、1日に訪問および送迎に係るサービスを提供できる件数に制限が生じ、事業所の採算性に課題が生じている。
したがって、全国一律の基準となっている報酬の算出方法について、山間部や人口減少地域では地域のニーズに応じて移動時間やコストなども考慮した「包括的な評価」の仕組みを導入すべき。
なお、本件は令和7年度社会保障審議会障害者部会において、中山間・人口減少地域におけるサービス提供体制の確保に関して、「訪問系サービスでは、都市部等とは事業環境が異なる中、安定的な経営のための報酬の仕組みとして、地域の実情に応じた包括的な評価の仕組み(月単位の定額払い)を検討する」とされたことを踏まえた提案である。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

県内事業所からは、経営的にサービスの持続が難しいといった声を聞く。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

地域の実情に即した運用が可能となり、業務の効率化および中山間地域等における事業所のサービス提供維持、住民サービスの向上につながる。

根拠法令等

障害者総合支援法第36条第1項
児童福祉法第21条の5の18第3項
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業等の人

員、設備及び運営に関する基準(平成 18 年厚生労働省令第 171 号)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準
該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成 18 年厚生労働省告示第 539 号)児童福
祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成 24 年厚生労働省令第 15 号)
児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成 24 年
厚生労働省告示第 122 号)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

北海道、岩手県、花巻市、北上市、さいたま市、新潟市、小諸市、浜松市、庄原市、徳島県、高知県

○当県は面積が広く、提案県と同様の支障(長距離での移動、コストの増加、人員配置、天候等による影響)が生じていることから、地域の実情を踏まえたサービス提供体制の構築が必要であると考えます。
○訪問介護においては、移動時間が介護報酬で算定されていないなど、地理的条件が報酬算定に考慮されていないことから、包括算定などの地域の実情を考慮した見直しは必要と考えます。
○特に訪問介護事業所から(市内が坂が多い地形のため)移動にコストがかかるとの声が多い。
○当市は広大な面積に集落が点在しており、地理的な特性による訪問系サービス等の経営への負担が大きい
ため、地域の実情に応じた評価が必要である。

各府省庁からの第 1 次回答

高齢者人口が減少し、サービス需要が減少する中山間・人口減少地域においては、生産年齢人口の減少により介護人材や専門職の確保が困難となることが見込まれており、当該地域における必要なサービスを維持するためには、地域の実情に応じて柔軟なサービス提供を可能とする仕組みを設けることが必要である。
特に、訪問介護等については、利用者の事情による突然のキャンセルや利用者宅間の移動に係る負担が大きく、また、高齢者人口の減少に伴うサービス需要の縮小、季節による繁閑の激しさ等から年間を通じた安定的な経営が難しく、サービス基盤の維持にあたって課題となっている。
こうした課題への対応として、今般の制度改正を通じて、中山間・人口減少地域において、柔軟にサービス基盤を維持・確保できるようにするため、地域の実情に応じて、管理者や専門職の常勤・専従要件、夜勤要件の緩和等の配置基準の弾力化や包括的な評価の仕組み(月単位の定額報酬)の導入が可能となるよう、特例介護サービスに新たな類型(「特定地域サービス」)を創設する。
「特定地域サービス」は、高齢者及び障害者双方の分野において、サービス提供体制を維持・確保するための枠組みとして導入することとしている。
こうした特例的な仕組みは、中山間・人口減少地域に特化したサービスとして設けると、報酬単価については、中山間・人口減少地域の事業者の実態を踏まえつつ、今後、関係審議会において丁寧に検討していく。

各府省庁からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

「特定地域サービス」における特定地域の対象や報酬単価の検討に当たっては、地域において障害福祉サービスを提供する事業所の移動に係る負担や非効率性、突発的なキャンセルへの対応といった経営上の課題についても考慮したうえで、地域の実情に応じた柔軟な対応が可能となるよう前向きなご検討をお願いするとともに、特例的な仕組みが導入されるまでのスケジュールについてお示しいただきたい。

各府省庁からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

人口減少下における資源制約の深刻化、過疎化地域における医療・生活サービスの不足に対応するため、報酬の定額化など新たな仕組みを構築し、山間部や人口減少地域におけるサービスの維持につながる取組を推進する事で、提案の実現に向けて特に積極的な検討を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項のみ記載）

—

各府省庁からの第2次回答

特定地域サービスは令和9年からの施行を予定しており、現在、包括的な評価の仕組みの検討に向けた各種調査を実施し、中山間・離島等地域の訪問介護事業所について、移動の実態やキャンセルの発生等のサービス提供の状況などを把握しているところ。特定地域サービスの具体的な報酬・制度設計については、当該調査の結果等を踏まえ、今後、関係審議会において丁寧に検討した上で、本年12月中旬に報酬・基準に関する基本的な考え方の整理・とりまとめを行う予定。

障害福祉分野についても同様に、特定地域サービスについて令和9年度からの施行を予定しており、現在、包括的な評価の仕組みを含め、中山間・人口減少地域等におけるサービス提供の実態把握を進めているところ。特定地域サービスの具体的な報酬・制度設計については、当該調査の結果等を踏まえ、今後、調査結果の分析・検討を進め、令和9年度障害福祉報酬改定の中で、関係審議会等での議論を踏まえながら、検討を進める予定である。

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

こども家庭庁 第2次回答

管理番号	230	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	○(3)以外
提案分野	03_医療・福祉		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

提案事項(事項名)

遡及して児童手当受給資格を喪失した場合における過誤払金の取り扱い及び運用の見直し

提案団体

八王子市、津市

制度の所管・関係府省庁

こども家庭庁

求める措置の具体的内容

児童手当受給者が住民異動の遡り記載により、遡及して市外(国内)転出し受給資格を喪失した場合に、その期間に転出元自治体が支払済の児童手当について過誤払金として返還請求しない扱いとするよう制度・運用を見直すよう求める。具体的には、「転出先自治体で児童手当が支給されていないことを自治体間の連携により確認すること」「児童手当法第14条の不正受給に該当しないこと」を条件に、事務処理ガイドライン等により定める形で対応を求める。

具体的な支障事例

毎年、児童手当受給者の住民異動の遡り記載により、児童手当の過誤払金が発生しており、その債権回収のために相当程度の事務量を必要としている。一方で転出先自治体で過去分の遡及受給は不可能であり、二重支給の恐れがない。国の政策目的(児童と父母等の経済的支援)の観点から、支給されない空白期間が生じることは望ましくない。二重支給の恐れがないことから、児童手当の過誤払金としては扱わない取り扱いとすることが適当である。(制度目的:児童手当法第1条)

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

まず、受給者が本来受け取れるべき児童手当を適切に受け取れることにより、家庭の生活の安定を図り、次代の社会を担う児童の健やかな成長を促進することにつながるが見込まれる。あわせて、過誤払金の返還請求をしない取り扱いへ制度・運用を見直した場合、非強制徴収公債権(時効5年)の管理に係る業務(年4回の支払督促の発送作業、現住所地の確認作業など)に関して事務の効率化が見込まれる。

根拠法令等

児童手当法第7条、第8条第2項、第3項
児童手当法施行規則第7条、第8条
市町村における児童手当関係事務処理について(令和6年9月30日 こ成環第264号)(別添)児童手当市町村事務処理ガイドライン第22条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

さいたま市、横浜市、名古屋市、刈谷市、豊田市、大阪市、豊中市、寝屋川市、東温市、春日市、熊本市

○児童扶養手当や医療福祉費支給制度（マル福）についても同様の事象が発生することから、改正にあたっては一体的な制度設計が必要と考える。

○当市においても、本提案における支障事案と同様の事象は生じており、仮に本提案が実現した場合には、受給者が切れ目なく児童手当を受給できるとともに、転出元自治体及び転出先自治体の双方において事務負担の軽減が見込まれる。

○当市においても、毎年、児童手当受給者の住民異動の遡り記載により、児童手当の過誤払金が発生しており、その債権回収のために相当の事務量を必要としている。提案自治体の指摘する通り、転出先自治体で過去の遡及受給は不可能であり、受給者において二重支給の恐れがないことから、児童手当法の制度目的に照らし、運用を見直すべきと考える。

○当市においても、令和5年～7年において3件の同様の遡り市外転出による過誤払が発生している。返納に係る通知や折衝の事務が生じている。

○手当額については、約1割ほどが市町村負担となっている。転出前の自治体での過誤払金を徴収しないとなった場合、転出前の自治体に住民票がないにもかかわらず、転出前の自治体にて、児童手当の負担を行わなければならないことに問題があると考えます。

各府省庁からの第1次回答

ご提案については、以下の理由により対応困難である。

児童手当は、市町村の認定により受給権が発生し、認定請求の翌月分から支給されるものであり、また、他市町村への住所変更後においては、変更後の市町村で改めて認定を受ける必要がある。したがって、遡及転出期間に係る転出元自治体の支給済額を、そのまま適法な給付として扱うことは困難と考える。

また、児童手当法第14条の不正利得には該当しないこと、転出先自治体で児童手当が支給されていないことの確認は、二重支給や不正受給ではないことを示す事情にはなり得るが、これらをもって支給要件を満たしていない期間の支払済額の返還を不要とする法的整理は難しいと考える。加えて、同法第13条の支払調整は、同一支給主体（自治体）による内払調整を想定するものであり、支給主体が異なる場合の一般的な処理の根拠とはいえない。さらに、返還請求を行わない取扱は、返還請求権の処理に関わるものであり、関係法令等の債権管理の整理等も必要となることから、慎重な検討を要するものと考えます。

各府省庁からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

「遡及転出期間に係る転出元自治体の支給済額を、そのまま適法な給付として扱うことは困難と考える」とのことだが、本提案に、遡及転出期間の支給を適法化する意図はなく、二重支給も不正受給も存在しない場合に限り、制度目的及び行政効率の観点から過誤払金返還請求の例外的取り扱いを求めるものである。

「支給要件を満たしていない期間の支払済額の返還を不要とする法的整理は難しいと考える。」とのことだが、そもそも児童手当法は、本来「どの自治体が支給するか」を定めているのであって、「どの自治体からも支給しない期間を発生させる」ことを予定しているとは考え難い。その一方で、自治体での実務上、「遡及転出」は頻繁に生じている実情がある。

例えば、法改正前の児童手当法において、税法上の減額の更生が行われたことにより新たに支給要件に該当することになった者について、更生後15日以内の認定請求により、遡って支給する運用となっていたこととの整合性を考えれば、住基上の遡り転出においても同様に転出届出後15日以内の認定請求に対して、遡って支給する余地は十分あると考えられる。そのうえで転出元・転出先の自治体間での内払調整などの新たな制度設計をすることなく、通知やガイドライン等に基づく、合理的な運用見直しの可能性について検討いただきたい。

また、本提案では、全国の自治体で生じている債権管理事務の非効率性について指摘しているが、こども家庭庁からの回答では、現行運用の費用対効果については言及されていない。行政運営の効率化という観点からも、一定の条件下での運用の見直しについて、再度検討を求める。

各府省庁からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【刈谷市】

児童手当の受給要件は「日本国内に住所を有する者」とあるのみであり、児童手当法の趣旨としては、国内で養育されている者の健やかな成長を願うものである。以下、法の趣旨に基づきこのような解釈はできないかという視点で述べさせていただく。

まず、法第7条では受給を受けようとする者は、住所地の市長村長に受給資格と額を認定してもらわなければならない規定があり、これに基づき市長村長は国内居住を確認し、認定を行う。そして認定を行った市長村長は、法第8条の規定に基づき支払いを行う。

ここで問題となっている住所変更があった場合についてであるが、受給者側の視点に立って変更後の市町村で受給を受けようとする場合に必要手続きは法第7条第3項に規定されてはいるものの、支給する市町村の視点からすれば、認定を行った市町村が支給するという規定があるのみであり、旧住所地の市町村が住所変更に伴い支給を停止しなければならない規定は存在しない。つまり、新旧どちらの市町村から受給されるかは受給者に新住所地での手続きを促しつつ、運用の範疇として新旧市町村間で受給調整を行うこととし、旧市町村が行った支給行為は適法な給付の範囲内であるという考え方ができるのではないかと考える。

以上は、あくまで現行法の中で国民の利益が損なわれないように解釈できないだろうかという提案ではあるが、法解釈での不具合解消が難しいのであれば、法改正も含めてご検討いただきたい。

【豊田市】

児童手当法第8条第2項には認定請求の翌月から支給が開始されることが規定されている。しかし、国の通知により、例として、A市の転出予定日が5月10日であり、B市の転入日が4月28日で認定請求が4月28日の場合A市は5月分までの支給で、B市は転出の予定年月日の属する月の翌月から支給するものとされている。これは重複支給を防ぐために認定請求の翌月から開始する規定を、通知で以って整理したものと考えられる。

また、児童手当法第8条第3項の「住所を変更した日」は転出予定日と整理されているものの、A市の転出予定日が4月20日であり、B市の転入日が5月29日で認定請求が6月3日の事例においては、特例的にB市転入日を「住所を変更した日」として取り扱うこととするなど、同一用語においても異なる取扱が見られる。これらに鑑みて、本件においても、転出元自治体の支給に転出先自治体との二重支給や不正受給の問題が生じなければ、特例的に転出届出日を消滅事由日として取り扱い、それまでは転出元自治体での支給要件を満たす期間として通知で以って整理することが可能と考えられる。

【春日市】

管理番号56のとおり、手当の支払を国に一元化することにより、国内の異動に伴う過誤払金は発生しないこととなる。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

住民サービスの向上や自治体の業務効率化につながる、事務処理方法の見直しにより、国・地方を通じた行政サービスの提供の在り方全体を効率化し、地域が自主性を発揮すべき事務により優先的に取り組めるよう、提案の実現に向けて特に積極的な検討を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項のみ記載）

—

各府省庁からの第2次回答

児童手当法上、児童手当の受給権は、受給資格者からの申請に基づき住所地の市区町村が認定を行うことで発生するものであり、遡及転出の場合のみ転出先自治体において遡って支給を可能とすることは、申請・認定を前提とする制度運用との整合性や、他の受給者との公平性の観点から困難であると考えます。また、児童手当の過誤払分の返還請求権が非強制徴収公債権であることや国庫負担分の精算が必要になること等を踏まえても、ご指摘のような取扱いは困難であると考えます。

他方で、住基上の遡り転出においても、それが「やむを得ない理由」によるものであるのならば、転出届出後15日以内の認定請求に対して、遡って支給することは可能である。この点、Q&A等で例示するなどして、取扱を明確化することとしたい。

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

こども家庭庁 第2次回答

管理番号	231	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	×
提案分野	03_医療・福祉		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

提案事項(事項名)

「同居」の児童手当の算定対象児童に求める「監護相当・生計費負担についての確認書」の取扱いの見直し

提案団体

八王子市、津市

制度の所管・関係府省庁

こども家庭庁

求める措置の具体的内容

児童手当の支給対象児童から、算定対象の大学生年代へ移行する子について、一定の条件のもと、請求者に認定請求書(増額)及び「監護相当・生計費の負担についての確認書」の提出を求めずに自治体の職権により増額処理ができるよう、運用の見直しを求めるもの。具体的には、請求者と大学生年代の子が住民基本台帳上「同居」している場合は、監護相当・生計費を負担しているものとみなし、認定請求書(増額)及び「監護相当・生計費の負担についての確認書」の提出を不要とし、自治体において増額処理をして差し支えない旨を事務処理ガイドライン等に定める形での対応を求める。

具体的な支障事例

現行制度では、児童手当の支給対象であった高校生年代の児童が、新年度に移行するタイミングで多子加算の算定対象である大学生年代の子となる場合、該当する児童手当受給者に対して、認定請求書(増額)と「監護相当・生計費の負担についての確認書」の提出を求めている。書類の提出を求めるため、当市においては文書による通知を毎年約1,100件送付しており、発送費用・作業及び提出状況の管理が金銭的な負担及び事務負担となっている。また、受給者から当該資料の提出が遅れた場合には、多子加算分について差し止めではなく、支給を停止し、申請翌月からの支給となっている。算定対象となる大学生年代の子が「同居」している場合は、そのほぼすべてが監護・生計費の負担をしているという申請を受けており、確認の必要性は著しく低いものと考えられる。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

児童手当の支給対象児童から、算定対象の大学生年代へ移行する子について、一定の条件のもと、認定請求書(増額)及び「監護相当・生計費の負担についての確認書」の提出を求めずに職権で増額処理ができるよう運用を見直した場合、自治体及び児童手当受給者に次の効果が期待できる。

【自治体】現在の運用では、支給対象児童3人の世帯で、新年度に一番上の子が算定対象となる場合、手当額は5万円から2万円に減額だったものが(申請により)4万円に増額となるが、見直した場合は5万円から4万円となり処理が簡略化できる。児童手当受給者に対して通知を発送する負担が減る。また、期限後に必要書類を提出した場合に、遡って多子加算分を受け取れないことについての苦情などの問い合わせの減少が期待でき

る。

【児童手当受給者】確認書の提出をする負担が減る。また、提出漏れや提出遅れにより、本来受給することができた多子加算分の児童手当を受給できる。

根拠法令等

児童手当法施行規則第1条の4第1項、第2項第10号、第2条第2項

児童手当の抜本的拡充に係るQ&A

問4-12

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

さいたま市、横浜市、川崎市、名古屋市、刈谷市、大阪市、八尾市、寝屋川市、東温市、高知市、福岡市、久留米市、春日市、熊本市、特別区長会

○当市においても、本提案と同様、児童手当の支給対象児童から算定対象となる大学生年代へ移行する子に係る申請及び確認事務について、一定の事務負担が生じている。また、「児童手当の抜本的拡充に係るQ&A」問4-22においては、別居している場合の仕送りについて、その内容が金銭に限らず、食料品や生活必需品などであり、子の日常生活の全部又は一部を営むために必要で、かつ、それを欠くと通常の生活水準を維持することができないと考えられる場合には、「生計費の負担をしていること」に該当する旨が示されている。これを踏まえると、請求者と大学生年代の子が住民基本台帳上「同居」している場合には、監護相当及び生計費の負担が認められるものと整理することが可能であり、当該Q&Aの趣旨を満たすものとする。仮に本提案のとおり、一定の条件のもとで、認定請求書（増額）及び「監護相当・生計費の負担についての確認書」の提出を要せず、自治体の職権により増額処理を行うことが可能となれば、自治体にとって事務負担の軽減が図られるとともに、誤認定が生じるおそれもないと考えられる。

○当市においても、文書による通知を毎年約300件送付しており、発送費用・作業及び提出状況の管理が金銭的な負担及び事務負担となっている。提案自治体の指摘する通り、算定対象となる大学生年代の子が「同居」している場合は、そのほぼすべてが監護・生計費の負担をしているという申請を受けており、確認の必要性は著しく低いことから、運用を見直すべきと考える。

○各自治体で基準も異なる現状があるため、高校生（年代）まで認定されていた子は一律に引き続き22歳まで加算対象とするか、もしくは対象とする大学生（年代）の子は扶養内となる場合に認定するなどの客観的に判断可能な基準を設けるべきであるとする。

○当市でも提案市同様に高校生年代卒業のタイミングで約1,000件の案内を発送している。学生でない場合は現況届において、さらに毎年数百件が確認書提出の対象となることから、原則現況届不要となったにも関わらず、拡充後の事務負担が大きくなっている。

各府省庁からの第1次回答

仮にご提案のとおり、住民基本台帳上の「同居」の事実をもって職権により増額改定を行うこととした場合、就職等で転出を予定しているものの年度末時点では転居していない子についても「同居」と取り扱うこととなる。その結果、本来は増額の対象とならない場合についても増額改定を行うこととなり、過誤払いが生じる恐れがある。したがって、ご提案の取扱いに対応することは困難である。

なお、「監護相当・生計費の負担についての確認書」については、初回提出後、卒業予定年月と当該子の22歳年度末到達のうち早い方の月までの間、現況届は省略可能としており、事務負担の軽減に努めているところ。

各府省庁からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

「本来は増額の対象とならない場合についても増額改定を行うこととなり、過誤払いが生じる恐れがある。」とのことだが、現行制度において、「確認書は自己申告書類であること」「提出時点以降の状況変化を自治体が把握できないこと」「提出後に監護・生計費負担がなくなっても届出がされない可能性があること」から、確認書の提出を求めても、完全に過誤払いを防止できているわけではない。

児童手当Q&A集（令和7年3月28日版）問1-66によれば「『生計費の相当部分を負担していること』とは、具体的に18歳年度末を経過した後22歳年度末までの子が受給者の収入により日常生活の一部または全部を営んでおり、かつ、これを欠くと通常の生活水準を維持することができない場合」となっている。同居の事実をも

って、固定資産税相当額、家賃相当額、水道光熱費等の生活水準を維持するために必要な費用の一部又は全部を請求者（保護者）が負担していることから、同居している 18 歳年度末経過後から 22 歳年度末までの子を第三子以降算定額算定対象者とするは一定の合理性があるものと思われる。

「事務負担の軽減に努めている」とのことだが、全国の自治体で大量の通知発送、進行管理、督促及び認定処理など、大規模な事務が毎年発生していることから、確認書の提出を求めることによって防止できる過誤払いは限定的である現状を踏まえ、さらなる軽減について再度検討をお願いしたい。

各府省庁からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【刈谷市】

回答は、過誤払いの生じる恐れを理由に提案の取扱いに対応することが困難であると説くが、以下のとおり過誤払いの生じる恐れは極めて小さく、考慮すべきでないおそれを理由として本提案を却下するものであり相当でない考える。

回答では、年度末時点で転居していない子について一律に増額改定をすることが過誤払いにつながるとしている。しかし、住基移動については年度末時点以降も随時市町村において把握していることから、子の住基移動があれば即時の支払保留を行うことができる。また、4・5 月分の定期払が 6 月に振り込まれるものであることから、仮に子の住基移動が遡及して行われる場合にも直ちに過誤払いとなるものではない。

これらのことから、回答にいう過誤払いが生じる恐れについては、児童手当手続で通常起こりうる過誤払いの恐れと同等のものであり、本提案を却下する理由としては相当ではない。

回答のなお書きにある配慮については率直に感謝申し上げるが、一層の事務負担の軽減にご配慮いただきたい。

【特別区長会】

過誤払いの発生については、「監護相当・生計費の負担についての確認書」を対象者に送付・提出させる方法によらずとも防止することが可能である。

例えば、算定児童の転出等で住民票の異動があった際は、受給者へ状況確認し、必要に応じて差止等の対応を取れば過誤払いは未然に防ぐことができる。

また、支給対象児童から算定児童への移行は毎年 2 月に行うため、転入の増加に伴う新規申請の増加の時期と重なることにより事務の負担が過大となっている現状である。

加えて、当区としては、算定対象となる大学生年代の子が「同居」していれば、多くのケースで監護及び生計費の負担の実態が認められるため、確認書の提出が形式的な手続きとなっている実情がある。

そのため、「住民基本台帳上で「同居」していれば職権で増額する」という運用を基本とし、算定児童が転出した等の場合にのみ受給者に状況確認すれば、過誤払いを防止しつつ、各自治体の事務負担を軽減させることが可能である。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

—

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項のみ記載）

—

各府省庁からの第 2 次回答

児童手当法において職権で額の改定を行うことができるのは、公簿等により減額となる事実が明らかな場合に限られており、同居していることのみをもって増額事由があることが明らかであるとは言い難いことから、本人からの請求及び申立てを必要とする現行の取扱いについてご理解いただきたい。

しかしながら、事務負担に関するご意見を真摯に受け止め、更なる負担軽減に努めてまいりたい。具体的には、18 歳年度末到達後の「監護相当・生計費の負担の確認書」の初回提出（3 月 4 月）直後の現況届及び確認書の提出については学生以外の者であっても省略可能とするなどの対応を検討したい。

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

こども家庭庁 第2次回答

管理番号	236	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	×
提案分野	03_医療・福祉		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

提案事項(事項名)

児童福祉法第 21 条の6による措置への市町村が関与できる旨の明示

提案団体

島根県、福島県、中国地方知事会、全国知事会

制度の所管・関係府省庁

こども家庭庁

求める措置の具体的内容

児童福祉法第 21 条の6による措置(やむを得ない事由による措置)の「事前の利用調整」に市町村が関与できるよう事務処理要領の見直しを求める。

具体的な支障事例

【支障事例】

児童相談所が里親や施設に措置(委託)をしている児童が障がい児通所支援等を必要とする場合に、児童福祉法第 21 条の6による措置(やむを得ない事由による措置)となる。

通常、障がい児通所支援等を利用する場合、市町村が委託する相談支援事業所等が利用するサービスを決め、事業所を探す等利用の調整を行うが、やむを得ない事由による措置の場合、相談支援事業所が入らないため、施設や里親、児童相談所がサービス事業者の選定や調整を行うことになる(市町村は仲介や支援はしない)。特に里親の場合は児童相談所が行うことがほとんどである。

児童相談所は事業所の空き情報や新規開設の情報もなく、障がい児ケアマネジメントのノウハウがなく、どこにどのような施設があるかを調べるところから始める。相談支援事業所の相談員は、担当地区の事業所の特徴を把握しており、どこの事業所が当該児童にとって合っているかを考えて決めているが、児童相談所では専門として業務を行っていないため、相談支援事業所等と同等の対応を行うことは不可能である。

また、事業所の見学の同行やその調整等も現状児童相談所で行っており、相当な業務負担になっている。

【支障の解決策】

措置児童が障害児通所支援等を利用する場合、児童福祉法第 21 条の6による措置(やむを得ない事由による措置)の「事前の利用調整」に市町村が関与できるよう事務処理要領に明示いただきたい。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

市町村が委託する相談支援事業所は、障がい児一人ひとりの特性やニーズ、家族の状況を詳細にアセスメントし、地域のサービス情報の中から最適な事業所を選定する専門性を持っており、児童に必要な支援をタイムリーに受けられるようになる。

相談支援事業所が利用調整を行うことで、児童と事業所のミスマッチを防ぎ、利用までの手続きが迅速化され、

支援の空白期間を短縮できる。

利用開始後も定期的なモニタリングが行われるため、児童の成長や状況変化に応じてサービス内容を柔軟に見直すことが可能となり、継続的で質の高い支援に繋がる。

現状児童相談所が担っている事業所の情報収集や選定、調整、見学同行といった業務がなくなり、本来業務である相談支援や虐待対応、措置、里親支援等に注力できるようになる。

里親や施設にとっても、障がい児の養育に際して、相談先が明確になり不安や戸惑いが解消される。

根拠法令等

措置児童が障害児通所支援等を利用する場合の事務処理要領(事務連絡令和3年3月31日)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

宮城県、徳島県、高知県

○当市においては、児童相談所の措置による利用は1件あり、利用事業所についてはケース会議を経て児童相談所が選定した。

各府省庁からの第1次回答

児童福祉法第21条の6の規定による措置における市町村の関与のあり方については、今般の要望の背景にある事情等を聴き取りながら、必要な対応を検討していきたい。

各府省庁からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

児童相談所が里親や施設に措置(委託)する児童については、発達特性や障がい等を抱えるケースも多く、在宅児童と同様に、当事者であるこどもの権利が尊重され、適切な支援に速やかに繋がる仕組みが必要である。全国の各地域での児童相談所や児童福祉・障害福祉に係る社会資源の状況は様々異なっているものと推察されるところであるが、当該事務処理要領における事前の利用調整の方法の一つとして、市町村(市町村が委託する相談支援事業所)も関与可能となるよう関係法規と調整等を行い、児童の最善の利益の実現に向けた改善が進むよう早急な検討を進めていただくとともに、あわせて聞き取り調査の実施などの具体的な検討スケジュールをお示しいただきたい。

各府省庁からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

本提案は、事務処理要領の見直しにより都道府県と市町村の連携を強化し、施設選定の長期化による支援の空白や、情報不足によるミスマッチを未然に防ぐとともに、子どもたちが平等にサービスを受けられる仕組みの構築を目的とするものである。情報連携の強化を通じて、すべての子どもが安心・安全に暮らし、等しく支援を受けられる社会の実現に向け、本提案の確実な実施を強く求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項のみ記載）

—

各府省庁からの第2次回答

児童福祉法第 21 条の6の規定による措置における市町村の関与のあり方については、児童相談所等における実態を踏まえながら、必要な対応を検討してまいりたい。

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

こども家庭庁 第2次回答

管理番号	241	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	×
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	○(3)以外
提案分野	03_医療・福祉		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

提案事項(事項名)

地方税に係るマイナンバー情報連携において情報照会をする際に「照会先」の選択を不要とすること

【提案と類似の支障を有する制度等】

保育園・幼稚園の副食費減免判定(小牧市/こども家庭庁、文部科学省)、国民健康保険、後期高齢者医療制度(羽曳野市/厚生労働省)

提案団体

浜松市、仙台市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市、熊本市

制度の所管・関係府省庁

こども家庭庁、デジタル庁、総務省、厚生労働省

求める措置の具体的な内容

地方税に係るマイナンバーを利用した情報連携について、情報照会をする際に「照会先」を選択する必要があるが、未入力の場合でも、照会したデータ項目の情報を保持している地方公共団体から回答を入手できるようにすること。

具体的な支障事例

例えば保育料算定や介護保険料の賦課、特別児童扶養手当等の業務において、税情報を照会する場面がある。該当する年の1月1日時点の住所地に情報照会をする必要があるが、住民基本台帳に記録されている住所は前住所までのため、多くの地方公共団体に何度も転出入を繰り返している場合、照会先の地方公共団体が不明であり、公用請求による調査に多大な時間と労力が必要となるとともに、賦課変更による追徴や還付の事務等が発生する場合(※)がある。

※当市では介護保険料の賦課業務に当たって、1月1日時点の住所地の特定に時間を要する場合は、仮で介護保険料の賦課を行っており、所得状況等が判明したのち、追徴や還付が発生している。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

照会先の地方公共団体を調査する手間が省けるため、職員の負担が大幅に軽減されるとともに、迅速な支給が可能となる。また、1月1日時点の住所地の調査に当たって、住民票の写しの公用請求を受ける側においても、回答に要する事務を削減することができる。

根拠法令等

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 19 条、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令第 20 条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

えりも町、盛岡市、北上市、館林市、さいたま市、上尾市、戸田市、柏市、小牧市、鈴鹿市、高槻市、羽曳野市、高松市、大村市

○年間 50～100 件程度、再照会をしている。
○複数回にわたり転出入を繰り返している場合、各種業務において税情報を照会する際、公用請求による調査に多大な時間と労力を要する。
○住民税については、原則として住所地課税であるものの、実態としては住所地ではなく居所（居住地）が優先される場合があり、その場合は住民票情報のみでは把握できない。申請に基づく税情報の照会であれば、申請者本人への確認により対応可能だが、保険料の賦課のように住民からの申請を前提としない事務については、個別の確認が困難であることから、やむを得ず未申告者として取り扱わざるを得ない場合がある。この提案については、国民健康保険以外の医療保険者における取扱いを参考に、特定の機関において情報を集約して管理する仕組みを構築することも、一つの方法として考えられるものと認識している。

【提案と類似の支障を有する制度等】

○保育園・幼稚園において、副食費減免対象者が否かの算定において、同様の事象が発生している。保護者側からの申し出により後日所得割額の照会ができ、遡って副食費免除対応を行ったり、副食費補足給付補助金の支払いを遅れて行う等、手間や遅れが発生している。
○国民健康保険、後期高齢者医療制度においても同様の支障がある。

各府省庁からの第 1 次回答

情報提供ネットワークシステムを利用する際は、原則として、情報照会者が情報提供者を特定する必要があり、番号利用法施行令第 20 条第 1 項は、情報照会の際に、情報照会者は「情報提供者の名称」等を情報提供ネットワークシステムを使用して送信するものと規定している。
ただし、情報提供者の特定が困難なときは、カード省令（※）第 40 条第 3 項及び第 4 項に基づき、情報照会者は内閣総理大臣に通知先（情報照会の対象となっている個人について、情報提供用個人識別符号を取得している情報提供者の情報）の通知を求めることができるとされており、これにより、情報照会者は照会先の情報を得ることができる。
カード省令において、上記の情報提供者の特定が困難なときのための制度を設けているものの、ご提案にある 1 月 1 日時点の住所地については、住民基本台帳ネットワークシステムにおいて住所の履歴を検索することで確認可能であると考えられることから、まずはこちらのご活用を検討いただきたい。
※行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する命令（平成 26 年総務省令第 85 号）

各府省庁からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

カード省令第 40 条第 3 項及び第 4 項に基づく情報照会は内閣総理大臣への手続きが必要であるとともに、内閣総理大臣から得られた照会先の地方公共団体に対して改めて税情報の照会の手続きを行う必要があることから、作業負担と時間を要する。また、住民基本台帳ネットワークシステムにおいて住所の履歴を検索することで確認可能とのご指摘もあるが、住民基本台帳ネットワークシステムは情報提供ネットワークシステムと別のもので連携しておらず、住民基本台帳ネットワークシステムを活用したとしても、住所の履歴の確認や、得られた情報の転記などに作業負担と時間を要することに変わりはないものである。そのため、今回の元々の提案である情報提供ネットワークシステム側においてワンストップで情報照会が可能となるよう、マイナンバー情報連携において情報照会をする際に「照会先」の選択を不要とし、地方公共団体の事務処理負担の軽減につながる仕組みとすることを改めて求める。

各府省庁からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【提案と類似の支障を有する制度等】

【小牧市】

住民基本台帳に関しては1つ前の住所のみ確認可能である。幼児教育・保育課に設置されているパソコンには権限がなく、転居を繰り返し行っている世帯に関しては確認が不可能である。住所の記録をすべて閲覧するためには所属長の許可をとり所管課へ依頼を行わなければならない。税照会の情報を入力する業務に関して、入力するまでの期限がかなり短く、転居を繰り返し行っている世帯の情報照会を行うことに苦慮している。保育園の利用申請書にも1月1日時点の住所を申請者に記入していただいているが、記入漏れや、記入間違いなどの事例が多々あり税照会事務に苦慮している。第1次回答記載の方法(ただし、情報提供者の特定が困難なときは、カード省令(※)第40条第3項及び第4項に基づき、情報照会者は内閣総理大臣に通知先(情報照会の対象となっている個人について、情報提供用個人識別符号を取得している情報提供者の情報)の通知を求めることができるとされており、これにより、情報照会者は照会先の情報を得ることができる。)で事務の手間が増えないかつ回答までの時間がかからないのであれば、こちらの方法で税照会を行うことも考慮する。

【羽曳野市】

情報提供ネットワークシステムを利用した転入者の所得照会は、毎年市区町村が所得データを公開する時期が決まっていることから、まとめて行っている(公開以降は、毎月行っている)。その際、システムの仕様上、照会先は一律前住所地となる。前住所地と1月1日時点の住所が異なる場合、1月1日時点の住所を特定した上で、再度所得照会が必要となる。

なお、カード省令に基づく内閣総理大臣への依頼については、標準準拠システムでサポートされていない。このため、実績は無いが、別途依頼が必要であると考えられ、回答を受け取るまでに要する時間も不明である。

現在、転入以前の住所の履歴を閲覧できるのは、権限の問題からも住基担当課に設置している住基ネット専用端末となっており、前住所と1月1日時点の住所が異なる場合は住基担当課に照会し、回答を受けて再度所得照会を行っている。所得データが判明するまでの間、保険料は均等割額と平等割額のみを算定して通知し、所得が判明した後に更正となる。

今回の提案の実現により、前住所と1月1日時点の住所が異なる世帯にも速やかに保険料賦課、負担区分判定等が行われ、被保険者が確実な給付を受けられることは、保険者・被保険者双方にとってメリットになると考えられる。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

行政手続のオンライン化やデジタル基盤の統一化・共通化など、デジタル技術の活用によって住民サービスの向上および地方公共団体の業務効率化が図られるよう、本提案の実現に向けて特に積極的な検討を求める。あわせて、提案の実現にあたっては、国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会と必要な連携を図ることを求める。

【全国町村会】

提案団体の意見を十分に尊重し、積極的に検討していただきたい。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項のみ記載）

—

各府省庁からの第2次回答

情報提供者の名称を特定することが実務上可能であるにもかかわらず、当該特定をせずに情報提供ネットワークシステムを使用し悉皆的に情報照会を行うことを、一般的に可能とすることについては、

・番号利用法第19条は特定個人情報(個人番号を含む個人情報)の提供を厳格に制限しているところ、情報提供者の名称を特定していれば行う必要のなかった情報提供者への情報照会が発生すること

・個人番号利用事務等においては、「当該事務の処理に必要な限度で」個人番号を利用することができること、情報提供者の名称を特定していれば行う必要のなかった個人番号の利用が発生すること

・大量の情報提供者に対して情報照会を行うことになり、情報提供ネットワークシステムへの負荷が多くなること

を踏まえると適切でない。

他方で、情報提供者の名称の特定が困難な場合は、カード省令(※)第40条第3項及び第4項に基づき、情報

照会者は内閣総理大臣に通知先の通知を求めることができることとしている。

もつとも、当該通知の目的は、「情報照会者が、情報提供者の名称を特定する情報についてあらかじめ取得し管理する立場にないことにより、情報提供者を特定することが困難である場合に対し、情報照会をできるようにすること」であり、当該年の1月1日時点の住所地については、住民基本台帳ネットワークシステムにおいて住所の履歴を検索することで確認可能であるため、「情報照会者が、情報提供者の名称を特定する情報についてあらかじめ取得し管理する立場にない」とはいえないと考えている。

については、住民基本台帳ネットワークシステムの活用を検討いただきたい。

※行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する命令（平成 26 年総務省令第 85 号）

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

こども家庭庁 第2次回答

管理番号	242	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	×
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	×
提案分野	03_医療・福祉		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	○

提案事項(事項名)

公立幼稚園・公立認定こども園における預かり保育の有資格者として認められる資格要件の追加

提案団体

浜松市、仙台市、さいたま市、千葉市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、名古屋市、大阪市、広島市、北九州市、熊本市

制度の所管・関係府省庁

こども家庭庁、文部科学省

求める措置の具体的内容

公立幼稚園、公立認定こども園における預かり保育の有資格者として認められる資格に、保育士や幼稚園教諭普通免許状保有者と同等なものとして、幼稚園等における一定期間の実務経験を積んだ小学校教諭普通免許状所有者を加えること

具体的な支障事例

子ども・子育て支援法に基づく特定子ども・子育て支援施設等として、同法第7条第10項第5号の預かり保育を行う場合、子ども・子育て支援法施行規則第1条の2第1項第2号及び第3号等に基づき、一定数の保育士や幼稚園教諭普通免許状保有者の有資格者の配置が求められている。また同様に、児童福祉法施行規則第36条の35第1項第2号の幼稚園型一時預かり事業を行う場合、同規則第2号ロ及びハ等に基づき、一定数の保育士や幼稚園教諭普通免許状保有者の有資格者の配置が求められている。しかしながら、文部科学省の教員免許状授与件数等調査結果によると、幼稚園教諭の普通免許状取得者は、平成27年度の51,658件に対して、令和5年度は39,387件と、その差は12,271件で、20%以上の減少をしている。一方、小学校の普通免許状取得者は、平成27年度の28,371件に対して、令和5年度は26,952件と、その差は1,419件で、減少は5%程度にとどまっている。また、市内の保育士養成施設への入学者数も減少している状況にある。このままでは、将来的に幼稚園教諭や保育士の資格保有者が大きく減少し、担い手の確保が困難となること、また、限られた幼稚園教諭や保育士による負担増加が予想されることから、預かり保育の実施を維持するためには、幼稚園等における一定期間の実務経験を積んだ小学校教諭普通免許状所有者を有資格者として認めていただきたい。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

公立幼稚園においては、幼小接続や幼小連携の取り組みにより、幼稚園の運営や幼児の処遇に対する理解が高まっている。また、人事配置においても、小学校教諭や小学校長経験者が公立幼稚園で勤務をしている実態もあり、有資格者として預かり保育を行うことに問題は無い。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

預かり保育の実施にあたって小学校教諭普通免許状所有者の配置をすることで、サービスの維持が可能となるほか、保育士や幼稚園教諭については教育課程への取り組みに注力できるなど負担軽減にもつながる。

根拠法令等

子ども・子育て支援法施行規則第1条の2第1項第2号及び第3号ほか、児童福祉法施行規則第36条の35第1項第2号ロ及びハほか、「一時預かり事業の実施について」(令和6年3月30日5文科初第2592号・こ成保第191号)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

花巻市、ひたちなか市、小牧市

○当市の幼稚園型一時預かり事業においては、法令上必要な数の有資格者を配置しているため、現時点では支障は生じていない。しかしながら、今後も当該事業の担い手を確保していくためには、有資格者の処遇改善や潜在保育士の復職支援に加え、職員の配置要件についても、一定の規制緩和が必要であると考えている。

各府省庁からの第1次回答

一時預かり事業等については、その事業の対象年齢や内容等を踏まえ、必要な職員配置に関する基準を定めているところ、ご提案の小学校教諭普通免許状所有者を当該基準に含めることは困難である。市町村長が認める研修等を修了した者については、配置を可能としているため、まずは、当該研修等の実施や修了者の確保に取り組んでいただくことが適当であると考えている。

各府省庁からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

まずは市町村長が認める研修等の受講を促すなど、修了者の確保に向けた取組を進めることとしたい。また、当該取組を進めてもなお配置する職員が不足するなどの場合は、改めて人材確保の方策について提案することとしたい。

各府省庁からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】
提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項のみ記載）

—

各府省庁からの第2次回答

ご理解いただき感謝申し上げます。国としても、一時預かり幼稚園型に配置が必要な教育・保育従事者を含む保育人材の確保は重要な課題と認識しており、これまでも地域限定保育士の一般制度化や自治体の実施する子育て支援員研修への経費補助など様々な取組を行ってきたところ、引き続き保育人材確保に関する取組に努めてまいりたい。

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

こども家庭庁 第2次回答

管理番号	243	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	×
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	×
提案分野	03_医療・福祉		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	○

提案事項(事項名)

災害発生時における公立幼稚園での一時預かり事業の実施要件の緩和

提案団体

浜松市、札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、川崎市、相模原市、静岡市、名古屋市、大阪市、北九州市、熊本市

制度の所管・関係府省庁

こども家庭庁、文部科学省

求める措置の具体的内容

一時預かり事業実施要綱に基づく災害特例型の適用を柔軟に活用できるように、災害救助法が適用された場合に限らず、局地的な災害等で市町村が必要と認める場合に適用を可能とすること

具体的な支障事例

「一時預かり事業の実施について」(令和6年3月30日5文科初第2592号・こ成保第191号)の別紙「一時預かり事業実施要綱」4-(7)で災害特例型の一時預かり事業が創設されたことから、当市においては、公立幼稚園を活用した災害時の臨時保育所の体制整備を進め、災害が発生した場合には、他の特定教育・保育施設等の乳幼児を受け入れることを計画している。しかしながら、この災害特例型を活用する場合、一時預かり事業実施要綱4-(7)-②により、災害救助法の適用が前提となるが、当市は全国で見ても非常に市域が広いことから、局地的な災害においては、災害救助法の適用が受けられないことも懸念される。例えば、局地的な浸水や、一部地域のみでの中長期の停電等で、特定教育・保育施設等が運営できない場合であっても、災害救助法の適用が受けられない限り、それらの園児を公立幼稚園で受け入れることができず、復旧活動に支障が生じる恐れがある。また、災害の発生から災害救助法の適用までに一定の時間を要すると、迅速な受入れが困難である。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

局地的な災害等が発生した際に災害特例型の適用を受けられるか不透明な状況では、法令に抵触する恐れがあり、緊急時であったとしても公立幼稚園で他の特定教育・保育施設等の乳幼児を受け入れることができない

制度改革による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

局地的な災害等で市町村が必要と認める場合に適用が可能となれば、公立幼稚園における他の特定教育・保育施設等の乳幼児の受入が迅速に行うことで保育サービスの維持ができ、災害等の復旧活動を支援することができる

根拠法令等

「一時預かり事業の実施について」(令和6年3月30日5文科初第2592号・こ成保第191号)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

花巻市、宮崎市

○局地的な災害時等において、市町村が必要と認める場合に適用が可能となることで、公立幼稚園における特定教育・保育施設等の乳幼児の受入が迅速に行われ、保育サービスの維持を図ることができることから、提案に賛同いたします。

各府省庁からの第１次回答

災害発生に伴い避難したこどもについての一時預かり事業による対応については、現行制度において、災害救助法の適用がなくとも受入れ先の市町村の判断により、一時預かり事業（一般型）等を活用して、柔軟に受入れ実施してきていただいているところであり、引き続き、こうした取組を実施していただきたいと考えている。他方、一時預かり事業（災害特例型）は、従前より、特定非常災害（特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号）第2条第1項に基づき、特定非常災害として政令で指定された災害をいう。）が発生した場合に限って実施してきており、この対象をご提案のように拡大することは困難である。

各府省庁からの第１次回答を踏まえた提案団体からの見解

一時預かり事業（一般型）の制度では、児童福祉法施行規則や一時預かり事業実施要綱（以下「要綱」という。）において、対象児童は「主として保育所等に通っていない又は在籍していない乳幼児」とされている。加えて、要綱6（7）で、里帰りの場合は保育所等の在籍児童についての利用が可能である旨が明記されていることから、災害により通っている保育所等を利用できないというような里帰り以外のケースでは保育所等の在籍児童は利用できないものと認識している。

特定非常災害に指定されない災害により被災した場合、現行制度では一時預かり事業（災害特例型）を実施することができず、保育所等に在籍している乳幼児への支援が手当てできない事態が生じる。

また、特定非常災害が適用された事例に関して「令和六年能登半島地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」の公布は令和6年1月11日であり、災害発生日の令和6年1月1日から10日を要した。このように特定非常災害の適用が受けられるか受けられないか不透明な中であっても、災害発生時には、行政は、住民の権利利益の保全や生活再建を迅速に支援する必要がある。

については、特定非常災害ではない災害により被災した場合や、特定非常災害の指定前の状態であっても、地域の実情を反映して、速やかに保育所等に在籍している乳幼児に対応できるよう、市町村が必要と認める場合には一時預かり事業（災害特例型）の適用を可能とすることを改めて求める。

各府省庁からの第１次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

—

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項のみ記載）

—

各府省庁からの第２次回答

改めてのご説明となるが、現行制度において災害救助法の適用がなくとも同旨の取組は実施可能である。また、ご認識の「保育所等の在籍児童は利用できない」については誤りであり、一時預かり事業の対象となる乳児又は幼児については、児童福祉法において、「家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児」、同法施行規則において、「家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児」、また同規

則の設備及び運営に関する基準を定める条において、「主として保育所等に通っていない又は在籍していない乳幼児」とされており、「保育所等に通っていない又は在籍していない乳幼児」に限定されていないことから、保育所等を利用している乳児又は幼児については、直ちに一時預かり事業を利用することを否定されず、平時に通所している保育施設等が被災を含む何らかの事情で閉所等しており且つその状況下において当該乳児又は幼児が家庭で保育を受けることができないなど、一時的な保護が必要なときは、市町村の判断により一時預かり事業の対象とすることができるものである。このことから、災害発生に伴い避難したこどもについての一時預かり事業による対応については、現行制度において、災害救助法の適用がなくとも受入れ先の市町村の判断により、一時預かり事業（一般型）等を活用して、地域の実情に応じた柔軟且つ迅速な受入れを実施してきていただいているところであり、提案団体においても、この仕組みを活用されたい。

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

こども家庭庁 第2次回答

管理番号	244	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	×
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	×
提案分野	03_医療・福祉		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	○

提案事項(事項名)

教育・保育施設等におけるてんかん発作時の薬剤の拡大

提案団体

浜松市、仙台市、さいたま市、千葉市、川崎市、横浜市、相模原市、新潟市、静岡市、名古屋市、京都市、大阪市、神戸市、広島市

制度の所管・関係府省庁

こども家庭庁、文部科学省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

教育・保育施設等におけるてんかん発作時の抗てんかん薬の投与について、一定の条件を満たした場合には医師法違反とならないとされる薬剤の種類の拡大

具体的な支障事例

「教育・保育施設等におけるてんかん発作時の坐薬挿入に係る医師法第17条の解釈について」(平成29年8月22日府子本第683号・29生社教第10号・医政医発0822第1号・子保発0822第1号・子子発0822第1号)及び「学校等におけるてんかん発作時の口腔用液(ブコラム®)の投与について」(令和4年7月19日事務連絡)において、教育・保育施設等に在籍する子どもがてんかんによるひきつけを起こし、生命が危険な状態等である場合に、現場に居合わせた職員等が、坐薬を自ら挿入できない又は口腔用液(ブコラム®)を自ら投与できない本人に代わって緊急やむを得ない措置として行われるものであり、4つの条件を満たす場合には医師法違反とはならないとされている。しかし、抗てんかん薬として坐薬又は口腔用液(ブコラム®)に代えて、スピジア®点鼻液の処方がされる場合があるが、当該通知の対象となる薬剤には該当していない。そのため、職員等による迅速な対応ができず、てんかんの発作が起きた場合に、子どもの生命に危険が生じる可能性が考えられる。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

てんかん児の在園する保育園において、口腔用液(ブコラム®)の投与ができる体制を整えているが、保護者より口腔用液(ブコラム®)が処方されない場合、スピジア®点鼻液の処方となる旨相談があった。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

医師法第17条に抵触しない抗てんかん薬の種類を拡大することで、教育・保育施設等において子どもがてんかんによるひきつけを起こし、生命が危険な状態等である場合に、現場に居合わせた職員等が迅速に対応できるようになり、子どもの生命を守ることができる。

根拠法令等

医師法第17条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

花巻市、小牧市、西宮市

—

各府省庁からの第１次回答

ご要望のありました件につきましては、既に事務連絡（令和8年4月16日付「学校等におけるてんかん発作時のジアゼパム点鼻液（スピジア®）の投与について」）において、当該対応について周知済みです。つきましては、当該事務連絡に基づきご対応いただきますよう、改めてお願いいたします。

各府省庁からの第１次回答を踏まえた提案団体からの見解

事務連絡（令和8年4月16日付「学校等におけるてんかん発作時のジアゼパム点鼻液（スピジア®）の投与について」）を確認した。また、児童に対する安全配慮による対応であることも理解した。
本提案は、幼児教育の現場において、医師法違反とならない条件を満たした場合の抗けいれん剤が、坐薬か口腔用液「ブコラム®」しか示されていないことにあり、薬剤の流通状況や新薬の運用により職員が対応できないケースが想定されることから、医師法第17条に抵触しない抗けいれん剤の種類を拡大することで、児童の生命が危険な状態にある時に、職員が迅速に対応でき、児童の生命を守ることができるとして提案したもの。
今一度、提案趣旨をご理解いただく中で、今後、医師法第17条に抵触しない抗けいれん剤の新薬や現行薬剤の運用変更等、取り扱いの改定があった場合は速やかな周知をお願いしたい。

各府省庁からの第１次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

—

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項のみ記載）

—

各府省庁からの第２次回答

今後、緊急時にやむを得ず教職員等が児童等に投与する可能性がある医薬品の発売等があった場合については、医薬品の適応や使用方法等を踏まえて、必要に応じて対応してまいりたいと考えます。

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

こども家庭庁 第2次回答

管理番号	252	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	×
提案分野	03_医療・福祉		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

提案事項(事項名)

保育士宿舎借り上げ支援事業の利用回数に係る管理主体の見直し

提案団体

横浜市

制度の所管・関係府省庁

こども家庭庁

求める措置の具体的内容

保育士宿舎借り上げ支援事業について、「1人1回限りの利用」の適正化のため、国での一元管理を求める。

具体的な支障事例

【課題】

制度が「1人1回限りの利用」へ改められたものの、保育士が他自治体で当該事業を利用していたかどうかは本人の自己申告に依存しており、虚偽申告があった場合、事業者がそれを知らずに申請し、結果として助成対象外となり、不利益を被るリスクが存在する。

しかし、前勤務先自治体へ1件ごとに照会することは、事務負担・時間的制約の双方から現実的ではなく、自治体間の照会体制や個人情報の取扱いの観点からも限界がある。

【現在の状況】

・受理件数:

申請 約 4,300 件(うち 1/3 程度が変更申請が発生)

実績 約 4,300 件

支出 約 410 件(事業者毎の支出のため)

・事務処理を担当1名、会計年度任用職員2名で行っており、事務量も上記の通り非常に多くなっている。不動産契約書等、物件に関する確認書類も多く、引っ越しや賃料の上昇が年度途中に発生するため、変更申請が必要となり、非常に煩雑。また、1人1回に利用について、他都市での利用については本人の自己申告に頼るしかなく、確認方法が現状ない。国費請求についても、経過措置が制度変更の度に設けられていることから、計算が複雑化し、時間を要する。

【現在のデータ管理方法】

・紙申請とし、委託事業者が申請書類等を受付・審査→市に納品し審査・起案等→事業者へ通知(支払い等)

・委託事業者国費請求(補助金実績報告)の様式を自動で作成できるシステムを作成しており、申請内容をCSV化してもらい、それを読み込ませることで抽出。このCSVデータをもとに、過去の利用について検索できる、データベースシステムとしても活用。市内の分はこれで確認可能。

【必要性】

制度を確実に運用するためには、全国で利用状況を共有できる仕組み、利用歴を照合するためのデータベース、他自治体との情報連携ルールなどが必要となる。保育士証番号で突合できるものが必要である。利用者名、保育士証番号、利用期間、申請事業者名、採用年月日等の情報があればよいと考える。変更や追加なども度々発生するため、更新可能であるものが望ましいと考える。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

保育士の自己申告の場合、それが虚偽だった場合、事業者が不利益を被ることになる。前の勤務先に1件ごとに確認するのは現実的ではなく、一元管理し、確認すべきである。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

本提案により、保育士宿舍借り上げ支援事業の利用履歴・認定情報を国が一元的に管理する仕組みを整備することで、制度の公平性・透明性を確保し、自治体および事業者の事務負担軽減と財政支出の適正化を実現することができる。

根拠法令等

保育対策総合支援事業費補助金交付要綱

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

川崎市、相模原市、茅ヶ崎市、寝屋川市、兵庫県、鹿児島市、特別区長会

○【実績】

施設：100 園

件数：826 件

当団体では、対象施設の委託費を担当している職員を中心に8名の常勤職員が他の業務と並行して審査している。確認すべきことは多く、交付申請に1.5月、変更交付申請に0.5月、実績報告に1.5月程度を要している。制度が「1人1回限りの利用」となったことに関しては、申請様式を修正して対応しているが、前勤務先での本制度利用の有無は、事業者も把握していないことが多い。加えて本制度は、保育士が補助金を直接受給していないため、本人がどこまで正確に認識しているかは怪しく、保育士・事業者が悪意なく不正受給となる危険がある。提案団体同様、前勤務先所在自治体に問合せをする余裕は無く、また、問合せがあっても個人情報の問題もあり、どこまで回答すべきかは難しい。

「1人1回限りの利用」の撤廃が望ましいが、それが難しいのであれば、国が一元管理を行った上で、前職での利用の有無を容易に確認できるようにしてほしい。

各府省庁からの第1次回答

保育士の宿舍借り上げ支援事業の実施主体は市区町村であり、こども家庭庁は個人情報を取得または市区町村から提供を受ける立場に成り得ないことを踏まえると、個人情報保護などその他の観点からデータベース等を構築するなどの一元管理は困難であると考えます。このため、各自治体において申請内容に基づき適切な確認及び管理を引き続きお願いいたします。なお、対象者の職歴に保育所等の勤務経験がある場合は、少なくとも直前の勤務先保育所を管轄する市区町村への確認が望ましいところ、当該対象者の雇用主である申請者に改めて過去の適用実績の有無について確認を求める事やその他の客観的な要素も含めて、「過去に本事業の適用実績がない」旨を市区町村においてご判断ください。

各府省庁からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

本事業については、市区町村が実施主体であることや、個人情報保護の観点から、国が個人情報を一元的に管理する仕組みの構築が難しい点は理解している。

一方で、対象者の過去の適用実績の確認方法については、現在の運用に課題がある。各自治体が過去の勤務先市区町村へ個別に照会する作業は、事務負担が大きく、同時に照会先の特定や回答の確実性も担保できず、また、申請者（雇用主）への確認に依拠する方法についても、確認内容の客観性や網羅性に限界がある。さらに、保育士は複数の自治体間を移動することが多く、本来は広域的に把握されるべき適用履歴を、自治体ごとの対応に任せる現行の仕組みは運用が困難であり、制度の適正な運用の確保という観点からも課題がある。

実務上は、事業者が本人への聞き取りなどで確認を行っているが、このような方法だけでは、制度を適正に運

用していくうえで十分とは言えない。利用回数を国で制限するのであれば、その利用回数の確認が担保できるような制度設計とするべきはないか。たとえば横浜市では毎年 4,300 件程度の新規申請があるが、1 件ごとに電話やメール照会することは困難である。

そのため、制度の性質上、本来は国において横断的に把握・整理されるべき事項については、個人情報保護との両立を配慮しつつ、より適切に管理・確認できる仕組みについて検討・構築が必要であり、自治体はその整理・枠組みを前提に運用していくことが望まれる。たとえば保育士証番号と紐づけることで地方税のシステムのように全国で利用履歴が確認できるようになれば、制度の適正な運用が担保されるのではないか。

各府省庁からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

—

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項のみ記載）

—

各府省庁からの第 2 次回答

国において一元的に管理する仕組みの構築が困難であることにご理解いただき感謝申し上げます。国としても本事業を対象者 1 人につき 1 回限りの利用としたことで、市区町村に新たな事務負担が生じたことを認識している一方で、費用面等の課題からもデータベース等の構築は困難であることにご理解いただきたい。利用有無確認の事務負担軽減策としては、例えば補助申請者が対象者に確認したことや本人からの申立書等を徴収することなどが考えられるため、今後このような取組について把握し、好事例については令和 9 年度中までに全市区町村へ周知してまいりたい。

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

こども家庭庁 第2次回答

管理番号	266	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	○(3)以外
提案分野	03_医療・福祉		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

提案事項(事項名)

児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金の申請等のオンライン化及び都道府県経由事務の廃止

提案団体

埼玉県、福島県、所沢市、千葉県、神奈川県、全国知事会

制度の所管・関係府省庁

こども家庭庁、デジタル庁

求める措置の具体的内容

(1)児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金のうち、事業主体が市町村とされているものについては、事業計画書、交付申請書及び実績報告書を都道府県に対してメールにより Excel で提出するのではなく、直接国に対して J グランツ等を活用したオンライン申請により行うこととし、都道府県による市町村の取りまとめ事務を廃止すること。

(2)オンライン化が難しい場合でも、Excel の誤記載、未記載が生じないよう様式を修正するとともに、例えば市町村の申請書等のファイル名に記載する番号は全国地方公共団体コードとするなど、都道府県の取りまとめが簡易になるよう取りまとめ方法を改善すること。

具体的な支障事例

児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金については、多くの市町村から申請があった場合、申請書及び歳入歳出予算書抄本については、ファイル数が 100 を超える。それらを取りまとめる際、交付申請書等の誤り(記入すべき欄が抜けている、算定基準による算定額が間違っている等)の確認、修正に多大な労力を割く必要がある。また、国から交付申請修正の連絡が多々あるが、期限が短い中、申請市町村に再提出を依頼しなくてはならず、煩雑な事務が生じる。

申請書等提出書類のファイル名は、都道府県は建制順であらかじめ番号が振られているところ、市町村は都道府県が申請の際に発番するよう指示されているため、市町村の提出を取りまとめる際毎回大量の申請書類のファイル名を修正する必要がある。

【市町村からの申請等の取りまとめに要している時間(概算)】

年間約 72 時間

(内訳)

事業計画書提出依頼(国様式のチェック、市町村向け修正含む): 2時間

事業計画書審査: 5時間

事業計画書取りまとめ: 5時間

申請書提出依頼(国様式のチェック、市町村向け修正含む): 2時間

申請書審査(庁内事業担当課との調整含む): 8時間

申請書取りまとめ: 8時間

提出後、申請書修正依頼への対応: 8時間

交付決定後、請求書提出依頼、取りまとめ: 8時間

実績報告書提出依頼(国様式のチェック、市町村向け修正含む): 2時間

実績報告書審査(庁内事業担当課との調整含む):8時間
実績報告書取りまとめ:8時間
提出後、実績報告書修正依頼への対応:8時間

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

提案の実現により、行政の負担軽減につながる。

根拠法令等

児童虐待防止対策等総合支援事業費の国庫補助について(令和7年7月14日付けこ支虐第281号)(申請手続)7(1)、内閣府告示第92号(令和5年6月21日)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

秋田県、滋賀県、大阪市、兵庫県、高知県

○多くの市町村から申請があり、申請書及び歳入歳出予算書抄本については、ファイル数が100を超える。それらを取りまとめる際、交付申請書等の誤り(記入すべき欄が抜けている、算定基準による算定額が間違っている等)の確認、修正に多大な労力を割く必要がある。また、国から交付申請修正の連絡が多々あるが、期限が短い中、申請市町村に再提出を依頼しなくてはならず、煩雑な事務が生じる。申請書等提出書類のファイル名は、都道府県は建制順であらかじめ番号が振られているところ、市町村は都道府県が申請の際に発番するよう指示されているため、市町村の提出を取りまとめる際、毎回大量の申請書類のファイル名を修正する必要がある。

各府省庁からの第1次回答

ご提案いただいた内容のうち、(1)については、児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金が統合補助金であり、同補助金に含まれる事業数の多さや事業ごとの補助率の違い、交付スキーム(直接補助・間接補助)の違い等に対応した申請方式である必要がある一方、Jグランツにおける申請・審査フローは必ずしもこうした複雑な申請方式に対応したものとなっておらず、児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金に係る申請をJグランツで行おうとすると、かえって申請手続きが煩雑になるおそれがあると考えている。

他方で、自治体における補助金申請の負担軽減は重要であると考えており、(2)でご提案いただいた申請様式の修正やファイル名の工夫なども含めて、都道府県における取りまとめの負担を軽減する方法を検討してまいりたい。

各府省庁からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

現時点のJグランツを活用することが困難としても、他システムの活用やJグランツの改修等により、オンライン化及び経由事務の廃止について御検討いただきたい。

直ちにオンラインシステムに切り替えられず、経由事務をすべて廃止することが困難であっても、例えばExcel申請様式の必須入力欄が空欄であれば警告が表示されるようにする等、申請様式の修正による記載漏れ、誤記載の防止策を御検討いただきたい。加えて、交付申請書のうち直接補助事業に係る記入の修正依頼等の事務については、対象自治体が限られ、かつ都道府県が単に転送や取りまとめを行うのみで都道府県を経由する意義が薄いことから、国、市町村間で直接行うこととしていただきたい。

各府省庁からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金に係る申請手続については、申請手続のオンライン化及び直接国に対して申請を行うこととされたい。地方公共団体の業務負担の軽減及び事務処理の迅速化が図られるよう、提案の確実な実現を強く求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項のみ記載）

—

各府省庁からの第2次回答

ご提案を踏まえ、令和8年度の申請手続においては、申請様式のファイル名に全国地方公共団体コードを活用することとした。

また、記載漏れ及び誤記載の防止策については、令和9年度の申請手続に向けて引き続き検討したい。

補助金申請のオンライン化については、一次回答で述べたとおり、現状、J グランツの活用は困難である。一方で、現在、こども家庭庁では、当庁予算に計上される補助金等の執行業務に係る実態や課題の把握及び DX の方向性の整理等を目的とする調査研究事業を実施しているところである。今後、地方自治体の意見を丁寧に伺いながら、オンラインシステム化に向けた検討を進めてまいりたい。

なお、経由事務の廃止について、児童福祉法上、市町村に対する必要な助言や適切な援助を行うことが都道府県の役割として規定されていることも踏まえて「都道府県が行う補助金等の交付に関する事務」(令和5年内閣府告示第 92 号)に基づき、申請に当たって必要な審査等の実施を都道府県に求めているものである。これら趣旨を踏まえた審査の実施をいただきつつも、都道府県における書類内容の確認や取りまとめ等の負担が軽減されるよう、今後も継続して検討してまいりたい。

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

こども家庭庁 第2次回答

管理番号	301	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	×
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	○(3)
提案分野	12_その他		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

提案事項(事項名)

窓口 DXSaaS と関連システムの連携要件の明確化

提案団体

指定都市市長会、三重県

制度の所管・関係府省庁

こども家庭庁、デジタル庁、総務省、文部科学省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

地方公共団体情報システムデータ要件・連携要件標準仕様書に定める機能別連携仕様(住民基本台帳、印鑑登録、個人住民税、法人住民税、固定資産税、軽自動車税、収納管理(税務システム)、滞納管理(税務システム)、地方税(共通)、学齢簿編成等、介護保険、国民健康保険、後期高齢者医療、国民年金、児童手当)に、デジタル庁が認証した自治体窓口 DXSaaS とのデータ連携に関する要件(連携対象とするデータ項目、連携方式、インタフェース条件等)を明記すること。

具体的な支障事例

国が推進する自治体フロントヤード改革の展開に向け、自治体窓口 DXSaaS(以下「DXSaaS」という)の導入・検討は加速している。しかし、現在の地方公共団体情報システムの標準化では、自治体窓口 DXSaaS は「独自施策システム等」に区分され、データ連携に関する要件が個別に定義されておらず、自治体の実務において支障が生じている。

具体的には、業務システムベンダーに対してデータ連携対応を依頼しても、既存の機能別連携仕様以外は実装対象外とする取扱いや、標準化対応を優先するため外部連携に係る改修対応が困難である旨の回答がなされる事例がある。その結果、DXSaaS を活用するのに必要なデータ連携の可否や対応範囲が不透明となり、調整に多大な時間と労力を要している。

また、既存の機能別連携仕様に提供されるデータ項目では DXSaaS を活用するのに必要なデータが不足しており、各自治体は、高額な基本データリストに基づくデータ連携や、ランニングコストがかかる個別改修を実施するか、システム連携を断念してアナログな運用を残さざるを得ない状況にある。また、一部のシステムベンダーはこの基本データリストの出力に対応できないと回答したり、「日常的なデータ連携を想定していないため差分出力には追加改修が必要」として追加費用を求めるケースもある。

これらの状況により、自治体ごとに調整・費用負担が発生し、国が推進する窓口 DX の円滑な展開が阻害されている。自治体フロントヤード改革を推進する国の方針と、システム標準化における規定・運用実態の間に乖離が生じていることが、DX 推進の大きな障害となっている。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

機能別連携仕様書においてデータ連携要件が明確化されることで、業務システムベンダーによる標準機能としてのインターフェース実装が担保され、窓口 DXSaaS との円滑なシステム連携が可能となる。これにより、自治体ごとの個別改修に伴う高額な費用負担やベンダー調整のコストが大幅に抑制されるとともに、窓口にアナログな工程が残る恐れが解消される。国の施策とシステム標準化の運用の整合性が確保され、全国の自治体において「自治体フロントヤード改革」をはじめとする窓口 DX 施策がさらに迅速・効率的に実行される効果が期待される。

根拠法令等

データ要件・連携要件の標準仕様

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

北見市、花巻市、北上市、郡山市、柏市、市原市、厚木市、八尾市、宍粟市、安来市、春日市、都城市、鹿児島市

○提案団体と同じく独自施策システムへのデータ連携に関する調整に多大な時間を要した。
○当市においても、証明書交付申請窓口の一部先行導入した窓口 DXSaaS について、既存の業務システムベンダーとデータ連携のタイミング等を協議したが、標準準拠システム側に負荷がかかることや、連携仕様書に明記されていないこと等を理由に対応が困難（リアルタイム連携不可など）とされた事例がある。今後、地方公共団体情報システムデータ要件・連携要件標準仕様書に自治体窓口 DXSaaS とのデータ連携に関する要件（連携対象とするデータ項目、連携方式、インターフェース条件等）が明記され、基幹系業務システム側での改修等の対応がなされることにより、連携がスムーズになることを期待する。
○令和6年度から窓口 DX の取組として「書かない窓口」や RPA を活用した基幹システムへのデータ入力を推進してきましたが、システム標準化に伴い連携レイアウトが機能別連携機能となってしまったため、これまで参照できていた情報が参照できない、RPA を活用したデータ入力に必要な項目が不足して RPA が動作しないといった支障が生じている。窓口 DX（フロントヤード・バックヤード改革）についても、是非、機能別連携仕様で対応していただきたい。
○当市においても窓口 DXSaaS を導入しており、標準準拠システムとの連携拡充を検討している。窓口 DXSaaS 側での利用を期待する情報について、機能別連携仕様に含まれておらず、基本データリストでの連携とする場合、手動での運用が発生する等の問題から、検討が難航するといった支障が生じている。これまで窓口 DXSaaS と自動連携していた項目が、業務システムの標準化後、連携項目対象外となり、致し方なく手書き対応をせざるを得ない状況が発生している。
○当市でも令和8年度中に窓口 DXSaaS の導入をめざしているが、データの連携項目に不透明な部分があり、事業者によって対応できるできないが発生することが想定されるため。
○当市においても昨年度窓口 DXSaaS を導入したが、データ連携に関する要件において当該 SaaS 向けの仕様が個別に定義されていないことから、ベンダーとの個別調整に多大な時間と労力を要した。
○当市が導入している窓口 DXSaaS においても、現行住記システムとの円滑な連携が前提となっている。標準化システムにおいて、必要なデータ連携ができなくなると、大幅な市民サービスの低下に繋がりがかねない。

各府省庁からの第1次回答

ご提案については、自治体窓口 DXSaaS の普及展開が図られるよう、自治体窓口 DXSaaS 及び標準準拠システムを提供する事業者のリソースを踏まえつつ、連携対象となるデータ項目、連携方式等の課題について検討しているところ。

各府省庁からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

事業者のリソースに限りがあることは理解しているが、本提案に係る事業者への負担は少ないと考える。自治体窓口 DXSaaS 事業者の負担は比較的少ないと見込まれ、標準準拠システム事業者についても、一から新たに仕様を策定するのではなく、既存の機能別連携仕様をベースに一部項目を加除することで対応可能なものが多く、大きな負担にはならないと想定している。
現状、各事業者は自治体ごとに異なる個別対応へ多くのリソースを割いている実態があるが、データ連携の仕様を定義することは、により各事業者と自治体間の認識の統一が図られ、この負担を構造的に解消することが

できると考える。長期的かつ全体最適の観点から、関係府省庁におかれては、本対応を積極的に進めていただくよう要望する。

本仕様が確定されれば、各自治体の業務負担は大幅に削減されると見込まれる。まさに多くの自治体が自治体窓口 DXSaaS の導入を進めているところであるため、対応可能な部分から早急に展開いただくことを期待する。

各府省庁からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

行政手続のオンライン化やデジタル基盤の統一化・共通化など、デジタル技術の活用によって住民サービスの向上および地方公共団体の業務効率化が図られるよう、本提案の実現に向けて特に積極的な検討を求める。あわせて、提案の実現にあたっては、国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会と必要な連携を図ることを求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項のみ記載）

住民サービスの向上と自治体窓口業務の効率化を実現するため、政府として自治体窓口 DXSaaS を推進していることから、自治体窓口 DXSaaS 及び標準準拠システム間のデータ連携が円滑に行われるよう、提案の実現に向けた検討を進めていただきたい。

連携対象となるデータ項目、連携方式等の課題について検討しているとのことだが、第2次回答でその結果及び今後のスケジュールをお示しいただきたい。

各府省庁からの第2次回答

ご提案については、自治体窓口 DXSaaS の普及展開が図られるよう、自治体窓口 DXSaaS 及び標準準拠システムを提供する事業者のリソースを踏まえつつ、連携対象となるデータ項目、連携方式等の課題について検討し、令和8年度内に結論を得る。その結果に基づいて対応方針について検討する。

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

こども家庭庁 第2次回答

管理番号	302	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	×
提案分野	05_教育・文化		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

提案事項(事項名)

放課後児童支援員に係る3種類の処遇改善事業の一本化

提案団体

中津市

制度の所管・関係府省庁

こども家庭庁

求める措置の具体的内容

放課後児童支援員に係る3種類の処遇改善事業を一本化したうえで、特定の基準年度と比較する方式を廃止するとともに、各地域の当該年度の最低賃金または所定の基準賃金と比較した賃金改善額を補助対象経費とするなど、制度を見直し、申請及び実績報告事務の簡素化を求める。

具体的な支障事例

放課後児童支援員に係る3種類の処遇改善事業については、それぞれ平成25年度、平成28年度及び令和3年度の給与水準と現在の給与水準とを比較し、賃金改善された額を補助対象経費として計上することとされているところ、制度開始から10年以上が経過し、次のような問題が生じている。当時の給与表や支援員の在席記録が保存されていない、給与表が当時から無かったうえ当時の支援員が全員退職しており「給与水準」の算出があいまい、当時にはなかった新たな職種を創設しており比較ができない、各種手当の廃止・創設・減額・増額などをしており、差引後の賃金改善額を算出するための計算が極めて複雑、以上により事業所及び審査する市の担当者の事務コストが極めて大きくなってきているが、そもそも事業開始当時と比較し最低賃金は大きく上昇しており、煩雑な計算作業をしなくとも、一定程度の賃金改善は図られているのが実態である。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

事務を簡素化することにより、無駄な行政コストを省き、こどもの支援に注力できる環境を整えることができる。

根拠法令等

子ども・子育て支援法、子ども・子育て支援交付金交付要綱

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

北上市、高崎市、伊勢崎市、戸田市、相模原市、半田市、高松市、高知県、特別区長会

○事例のような問題については、同様の課題意識を持っています。特に、特定の基準年度との比較方式は廃止を含めて、制度の見直しが必要であると考えます。

○事務が煩雑であるため、簡素化することにより、無駄な行政コストを省き、こどもの支援に注力できる環境を整えることに繋がるため。

各府省庁からの第1次回答

（事業の統合について）

放課後児童クラブの職員に係る処遇改善事業については、以下のとおり、それぞれ目的及び手段が異なる事業として実施している。

・放課後児童支援員等処遇改善等事業：18時半を超えて事業所を運営する場合等において、常勤職員の配置に伴う追加費用及び非常勤を含む職員の賃金改善のための費用等を補助するもの

・放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業：放課後児童支援員の勤続年数や研修実績等に応じた段階的な処遇改善に必要な費用を補助するもの

・放課後児童支援員等処遇改善事業（月額9,000円相当賃金改善）：常勤・非常勤職員に対し、職員1人あたり月額9,000円相当の賃上げを行うための費用を補助するもの

このため、単純に事業を一本化した場合には、制度趣旨の維持や適切な補助の確保が困難となる可能性があることから、既存の制度を統合することについては慎重に検討すべきであると考えている。

（比較方式について）

現行制度においては、各事業創設時の基準年度の給与水準との比較により、賃金改善の実態を客観的に把握し、補助金の適正な執行及び制度の公平性・透明性の確保を図っている。また、近年の賃上げの流れを踏まえ、各自治体に対し本事業の積極的な活用を周知している状況にあり、制度の前提を変更することは、事業活用を検討している自治体・事業者に対して一定の影響を及ぼすことも懸念される。このため、現時点において、基準年度との比較方式を直ちに見直すことは困難である。一方で、ご指摘のとおり、制度開始から相当期間が経過しているため、賃金改善の基準の在り方については、現場の事務負担も踏まえ、引き続き検討していく。

各府省庁からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

3つの処遇改善事業を単純に一本化せずとも、各々の趣旨を維持しつつ、申請・執行の手続きを一本化することは可能と考える。

具体的には、各要件（18時半以降の開所、研修実績に応じた段階的な処遇、月額9,000円相当のベア等）の充足状況をチェックシート等共通様式で一元的に確認することで、制度趣旨の維持と手続簡素化を両立し得る。このような、手続一元化の可否について、具体的に検討をいただきたい。

また、比較方式に関しては、現場では、基準年度当時の給与表が保存されていないなど、客観的な比較自体が不可能あるいは著しく困難な状況が生じている。その結果、事業者から「制度が複雑」「事務負担が大きい」ために申請を断念したとの声が上がっており、現在の仕組みが処遇改善に十分に活用されていない実情があるため、別の方法に仕組みを見直し、補助金の適正な執行及び制度の公平性・透明性を確保すべきと考える。例えば、現行の比較方式を「現在の標準的な職階別の基準賃金水準（または地域の最低賃金水準）に各職員の勤務時間を乗じた額」と「実際の各職員への総支給額」の差額を対象経費として算出する方式に改めることなどが考えられる。

基準の在り方について引き続き検討との姿勢をお示しいただいているところ、現場の事務負担を軽減し、処遇改善を促進するためにも、抜本的な制度の見直しを含め、具体的な対応を講じられるよう強く要望する。また、具体的な検討スケジュールについても可能な範囲で明示していただきたい。

各府省庁からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【高松市】

前述の、平成25年度、平成28年度または令和3年度の当時の給与水準との改善額の確認作業が極めて複雑であることが、当該事業の各地方自治体での活用が進まない要因の1つである。

積極的な活用を期待するのであれば、令和3年年度以前に運営実績がない事業所においても容易に活用が可能になるように改善額の算出方法の見直しを行うほか、事業を一本化することで、各事業の申請手続きの省略及び給与設定の煩雑化を防ぐ等、より一層制度の見直しを検討すべきである。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

処遇改善の実効性、賃金改善額の確認可能性及び補助金の適正執行を確保しつつ、事業の整理・一本化や簡素な算定・確認方法への見直しを行うことは、事業所及び市町村の申請・審査・実績報告事務の負担軽減に資するため、積極的な検討を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項のみ記載）

—

各府省庁からの第2次回答

放課後児童支援員等に係る処遇改善事業の実施にあたっては、自治体及び事業者において申請・実績報告等において事務負担が生じていることは認識している。一方、繰り返しとなるが、3つの処遇改善事業については、それぞれ創設目的や補助対象経費等が異なることから、制度を直ちに一本化することは困難であるが、自治体及び事業者の負担軽減の観点から、申請様式や実績報告様式の共通化等の事務手続の簡素化について来年度中に検討してまいりたい。また、処遇改善実績の確認方法については、どのような方法が実態を把握し、且つ適切に処遇改善が図られているのか、事業の性質を踏まえた検討をあわせて実施してまいりたい。検討の際には、各自治体に対して、補助金事務及び賃金改善の確認方法について今年度ヒアリングを行い、実態に即した内容を検討してまいりたい。

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

こども家庭庁 第2次回答

管理番号	323	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	×
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	×
提案分野	12_その他		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

提案事項(事項名)

国から地方公共団体に対する請求の納入期限を一律に 30 日以上とすること

提案団体

指定都市市長会、浜松市

制度の所管・関係府省庁

こども家庭庁、財務省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

国庫補助金等の返還金等(例:介護保険料の特別徴収返納金、保育対策総合支援事業費補助金の返還金)の国から地方公共団体への請求について、全て納入期限を 30 日以上設けること。

具体的な支障事例

国庫補助金等の返還金等の納入手続きについては、国から納入通知書が届いてから事務処理を行わなければいけないが、納入通知書の原本が当市に到達するまでに時間を有する上、納入期限が実質 15 日程度と短いことで、所管課や会計部門等の関係部署が4日程度で処理する必要があるなど、至急の対応をせざるを得ないため、事務の大きな負担となっている。また、納入期限を過ぎた場合は、延滞金が発生することもある。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

地方公共団体にとって、適切な事務処理を余裕をもって行うことができ、負担が軽減される。

根拠法令等

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第 18 条、債権管理事務取扱規則第 13 条第 1 項、保育対策総合支援事業費補助金交付要綱、介護保険法第 139 条第 2 項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

北海道、盛岡市、越谷市、横浜市、高槻市、高松市

○当市においても同様な状態にある。対応するため特別に会計課への提出期限後でも担当部署から提出してもらい、納期限内に支払っている。
○国庫補助金等の返還金等の納入手続きについて、左記の支障事例の通りであるうえ、当市では納入告知書

を都道府県に発行してもらう必要があるため、より短期間で処理する必要があるうえ、期限に間に合わせるための、都道府県への調整等も負担となっている。

○納入期限が短い中、国からの返還額の確定後、納入通知書や納付書の原本が都道府県から当市に到達するまでに時間を要するため、所管課や会計部門等の関係部署での事務処理時間確保の都合上、職員が都道府県まで直接納入通知書や納付書を取りに行く事態が毎年度発生しており、返還額の大小にかかわらず事務の大きな負担となっている。

各府省庁からの第１次回答

各省各庁の長は、補助金等の額の確定をした場合において、すでにその額をこえる補助金等が交付されているときは、その返還を命じなければならないとされている。

その際の返還期限については、原則として、補助金等の額の確定の日から 20 日以内と定められているところである。

当該返還期限については、各省各庁を構成員とする補助金等適正化中央連絡会議協議会における決定を踏まえて設定されたものであり、その取扱いを当省の判断のみをもって変更することは適当ではないものと考えられる。

なお、補助金等についてこうしたご意見をいただいていることを踏まえ、対応方針について今後検討を行ってまいりたい。

各府省庁からの第１次回答を踏まえた提案団体からの見解

補助金等適正化中央連絡会議協議会での決定により、原則として補助金等の額の確定の日から返還期限を 20 日以内とするよう定めているとのことであるが、既に子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費補助金は納入告知日から返還期限まで 42 日程度（額の確定日から返還期限までは 51 日程度）、重層的支援体制整備事業交付金は納入告知日から返還期限まで 31 日程度（額の確定日から返還期限までは 38 日程度）で設定された事例もある。そのため、その他の国庫補助金等の返還金の納入期限についても全て 30 日以上の設定とするよう、補助金等適正化中央連絡会議協議会において改めて協議を行って見直しを行う等、自治体の事務負担の軽減に向けた前向きな対応を改めて求める。

各府省庁からの第１次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【高松市】

事前に返納額はお知らせいただいているため、事前の準備はできるが、実際に出納事務を進められるのは、正式に納入通知が届いてからになるため、通知が届く時期によっては、タイトなスケジュールになる場合がある。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項のみ記載）

—

各府省庁からの第２次回答

ご提案いただいた内容の趣旨を踏まえるとともに、補助金等の返還期限が補助金等適正化連絡会議協議会で決定された事項であることにも鑑み、取り得る方策について検討してまいりたい。

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

こども家庭庁 第2次回答

管理番号	324	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	×
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	×
提案分野	03_医療・福祉		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

提案事項(事項名)

立入検査等の身分証明書の様式における生年月日の記載の削除

提案団体

指定都市市長会、浜松市、三重県

制度の所管・関係府省庁

こども家庭庁、厚生労働省、環境省

求める措置の具体的内容

工場施設、福祉施設等の立入検査等において職員が携帯することとなる身分証明書の様式について、生年月日の記載を削除すること。

具体的な支障事例

【背景】

事業者等への立入検査等を行う場合は、各法令にて身分証明書の携帯が求められており、生年月日などの身分証明書への記載内容は、身分証明書の様式を含め、各法令に規定されている場合が多い。

令和元年の地方分権改革に関する提案により、令和3年3月16日付けで、環境省の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令等が公布され、環境省所管法令に基づく地方公共団体職員が用いる立入検査等に係る全ての身分証明書の統合様式が定められた。その後、環境省以外が所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分証明書についても、地方公共団体からの意見が反映され、統合様式の導入が進んだ。例えば、厚生労働省の所管する法律又は政令の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令や、それに関連する国通知(令和3年10月22日付け「厚生労働省の所管する法律又は政令の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令等の施行について」)において、身分証明書への記載内容として、職員の職名、氏名、顔写真等のほか、生年月日の記載が求められている。その結果、元の法令にて身分証明書の記載内容が示されていない場合でも、統合様式を使用する場合には生年月日の記載が必要となった。

【支障】

立入検査等は、法令違反の疑いがある事業者等に対して実施されることも多く、当該事業者との関係が緊張状態にある場合も少なくない。このような状況下で、職員の生年月日まで記載・提示することは、職員個人の特定可能性を高め、プライバシー侵害や不当な接触、嫌がらせ等のリスクを増大させるおそれがある。一方で、身分確認の目的は氏名や顔写真等の明示により十分達成可能であり、生年月日の記載まで求める実質的必要性は乏しい。職員の安全確保および個人情報保護の観点から、生年月日の記載は不要と考えられる。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

地方公共団体の職員の個人情報が保護される。

根拠法令等

環境省の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令・環境省の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令等の施行について（令和3年3月16日環境総発第2103161号・環政総発第2103161号）

厚生労働省の所管する法律又は政令の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令・厚生労働省の所管する法律又は政令の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令等の施行について（令和3年10月22日総発1022第1号・政総発1022第1号）

こども家庭庁の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する内閣府令・内閣府の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する内閣府令等の施行について（令和3年10月22日付け内閣府事務連絡）

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

北海道、新潟県、新発田市、豊橋市、大阪府、高槻市、兵庫県、和歌山県、山口県、鹿児島市

—

各府省庁からの第1次回答

【こども家庭庁】

立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式（以下「様式」という。）に「生年月日」を表記する目的は、主として立入検査業務等に従事する者が本人であることを確認するためである。ただ、様式に「生年月日」を表記しなくとも、「氏名」及び「顔写真」を表記することで立入検査等を実施するに当たって必要となる本人確認は可能であると考えられるため、様式から「生年月日」を削除しても支障がないか検討する余地はあると考えている。そのため、「こども家庭庁の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する内閣府令」（令和五年内閣府令第四十二号）に規定されている個別の法律に基づく立入検査等について、いずれの立入検査等においても様式から「生年月日」を削除することによる支障が生じないか検討する。

【厚生労働省】

厚生労働省の所管する法律又は政令の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令（令和三年厚生労働省令第百七十五号）の別添様式（本則関係）の第1面等の生年月日の記載欄については、制度によっては、立入検査時に本人確認のために生年月日欄の確認を求められる場合も想定されるが、地方団体の意見や運用実態を十分に把握しつつ、生年月日欄の削除について検討を進めていく予定。

【環境省】

環境省の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書については、地方公共団体における事務負担の軽減を図るため、環境省の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令（令和三年環境省令第二号。以下「省令」という。）等を以って、立入検査等に係る複数の法令に基づく身分証を統合した新たな様式（以下「統合様式」という。）を定めたところ。これにより、環境省の所管する法律の規定に基づく立入検査等に当たっては、環境省所管の各法律の施行規則等で定める既存の身分証明書の様式に加えて、統合様式を用いることができることとなっています。ご指摘の立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書における生年月日の記載については、当該統合様式では、統合対象の各法律の施行規則等で定められた様式で共通となる記載事項（職員の氏名、生年月日、写真等）として、引き続き記載を行うこととしていることから、現時点においては、統合様式から生年月日の記載を削除することは考えていません。

各府省庁からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

【こども家庭庁】【厚生労働省】

個人情報の保護に関する法律第3条の基本理念では、「個人情報とは、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであることに鑑み、その適正な取扱いが図らなければならない。」と示され、この個人情報の中には生年月日が含まれ、公務員といえども個人情報の保護がなされるべきである。立入検査等においては、事業者と緊張状態におかれるケースがあり、職員の氏名や生年月日、写真の情報が事業者にわたることで、情報管理が事業者側に委ねられ、不当な情報公開や職員への不当接触等のリスクがある。

そのため、立入検査等の身分証明書の統合様式から生年月日を削除することを前向きに検討願いたい。

【環境省】

個人情報の保護に関する法律第3条の基本理念では、「個人情報とは、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであることに鑑み、その適正な取扱いが図らなければならない。」と示され、この個人情報の中には生年月日が含まれ、公務員といえども個人情報の保護がなされるべきである。立入検査等においては、事業者と緊張状態におかれるケースがあり、職員の氏名や生年月日、写真の情報が事業者にわたることで、情報管理が事業者側に委ねられ、不当な情報公開や職員への不当接触等のリスクがある。

該当する省令における統合様式の扱いは、「他の法律の規定にかかわらず、別記様式によることができる」とされていることから、各法律の施行規則等で定められた様式と統合様式の記載事項が一致していなくとも、統合様式のみ提案を反映させることは可能である。

そのため、立入検査等の身分証明書の統合様式から生年月日を削除することを改めて求める。

各府省庁からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

当該身分証については、生年月日の記載がなくとも職員であることの確認は十分に可能である。そのため、必要以上の個人情報の開示は、プライバシー侵害や情報漏えいのリスクを高めるおそれがあり、職員の個人情報保護の観点から、生年月日の記載を見直すなどの取組を推進することで、提案の実現に向けて特に積極的な検討を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項のみ記載）

—

各府省庁からの第2次回答

【こども家庭庁】

「こども家庭庁の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する内閣府令」（令和五年内閣府令第四十二号）に規定されている個別の法律に基づく立入検査等について、いずれの立入検査等においても様式から「生年月日」を削除することによる支障が生じないか検討を進めることとしている。生年月日欄を削除した場合の影響について検証を行い、令和8年度中に生年月日欄を削除する方向で、検討を進めていく。

【厚生労働省】

厚生労働省の所管する法律又は政令の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令（令和三年厚生労働省令第百七十五号）の別記様式（本則関係）の第1面の生年月日の記載欄については、削除する方向で検討を進め、令和8年度中に結論を得る。

【環境省】

ご要望を踏まえて、統合様式省令その他関係省令について改正の可否を自治体・関係省庁含めて検討したい。

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

こども家庭庁 第2次回答

管理番号	340	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	○(3)以外
提案分野	03_医療・福祉		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

提案事項(事項名)

教育・保育給付認定保護者が同一市町村内で居住地を変更した場合に住民基本台帳ネットワークシステムを活用し届出事項の変更届の提出を省略可能とすること

提案団体

都城市

制度の所管・関係府省庁

こども家庭庁、総務省

求める措置の具体的内容

教育・保育給付認定保護者が同一市町村内で居住地を変更した場合において、市町村が住民基本台帳法に基づき当該変更を確認できたときは、届出事項の変更届の提出を省略可能とすること。
ただし、世帯構成の変更を伴い、副食費の免除判定や利用者負担額(保育料)の算定等に影響が生じる場合については、引き続き届出を求める運用とする。

具体的な支障事例

現行、保育所等を利用する保護者が同一市町村内での転居により居住地を変更した際、住民基本台帳法に基づく届出とは別に、子ども・子育て支援法に基づく変更届の提出が義務付けられている。
市町村窓口では、住基システムにより変更後の情報を正確に把握できているにもかかわらず、法令上の届出義務があるために、住民に対して別途書類の記入・提出を求めている。これは、特に仕事や育児で多忙な世帯にとって大きな負担となっている。
また、市町村においても、住基情報で事実確認ができていない事項について、改めて届出書の受理・審査・住基情報との二重照合・編綴管理を行う事務が発生しており、非効率が生じている。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

住民基本台帳法に基づく届出を行うだけで、保育窓口での重複する書類記入が不要となり、行政手続きにおける、何度も同じ情報を書かせる手間を解消できる。特に、転居に伴う多忙な時期において、窓口での滞在時間短縮や手続きの簡素化は、子育て世帯に対する直接的な利便性向上に直結する。
市町村においても、既に把握している情報に基づき、能動的に認定情報の更新が可能となる。これにより、変更届の勧奨、窓口対応、紙書類の管理コストが大幅に削減され、業務の効率化が図られ、他の来庁者の待ち時間削減にも寄与する。

根拠法令等

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

さいたま市、川崎市、相模原市、小牧市、寝屋川市

○各種通知書を発送後、不着で戻ってくることがあり最新の住所確認後に再度通知を送付する手間がかかっている。保護者においても住民票の手続きだけでなく、教育・保育認定における変更届を別途行う必要があり、負担になっていると思われる。

○現況届等で住所変更を確認した際、「変更届の提出依頼→変更処理→支給認定証の発行」の処理が必要であり、市側の負担のみならず、変更届の提出依頼や受理をお願いしている保育園側にも負担となっている。

各府省庁からの第 1 次回答

教育・保育給付認定保護者が居住地を変更した場合には、同一市町村内における変更であっても、市町村に対する届出書の提出を求めているところ、市町村が、別途、当該変更を確認した場合について、市町村における事務手続の実態も踏まえつつ、変更届の提出を省略することについて検討してまいりたい。

各府省庁からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

「デジタル社会の実現に向けた重点計画」において、一度提出した情報は二度提出することを不要とする「ワンスオンリー」が掲げられており、本提案はまさにこの方針に合致する内容である。

現在、全国の市町村において「ワンスオンリー」に反する非効率な事務処理が継続されており、子育て世帯の負担軽減と行政事務の効率化は喫緊の課題となっている。特に、転居に伴う各種手続きが集中する年度末から年度初めにかけては、窓口の混雑緩和が急務である。

市町村における事務手続の実態については、当市を含む多くの自治体で住基システムによる情報確認が可能であり、技術的な課題は存在しない。むしろ、法令上の届出義務があるために、確認済みの情報について改めて書面での提出を求めざるを得ない状況が続いている。

については、令和8年度内に具体的な制度改正案の策定に向けた調査・検討を行い、令和9年度中の施行を目指すよう、スケジュールを明確に示されたい。

各府省庁からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

教育・保育給付認定保護者が同一市町村内で居住地を変更した場合に、市町村が住基情報により当該変更を確認できる場合は、変更届の提出を省略できる取扱いを明確化することは、子育て世帯の手続負担軽減及び市町村の事務効率化に資する。利用者負担額や副食費免除判定等に影響する事項を確実に把握できる仕組みを確保しつつ、変更届の提出省略について、検討を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項のみ記載）

市町村への調査実施などにより、事務手続の実態及び変更届の提出を省略することによる影響の有無を把握したうえで、提案の実現に向けた具体的な方策を検討し、第2次回答でお示しいただきたい。

各府省庁からの第 2 次回答

教育・保育給付認定保護者が、同一市町村内において居住地を変更した場合に、変更届の提出を省略することについて、市町村における事務手続の実態や問題の有無を、提案団体及び共同提案団体への書面照会又はヒ

アリング等により調査を行う。その上で、令和8年度中に結論を得て、その結果に基づき、令和9年度中に必要な措置を講ずる。

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

こども家庭庁 第2次回答

管理番号	368	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	×
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	×
提案分野	03_医療・福祉		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	○

提案事項(事項名)

児童自立生活援助事業における職員や実施場所の要件等の明確化

提案団体

大阪府、青森県、千葉県、京都府、京都市、大阪市、堺市、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、関西広域連合、全国知事会

制度の所管・関係府省庁

こども家庭庁

求める措置の具体的内容

- ①児童自立生活援助事業所（Ⅰ型）
管理者及び指導員の要件について、施設の設置目的や利用児童の困難さに十分に対応できるよう基準を明確化すること、設置の判断基準について、地域の実情に応じて設定可能となるよう要綱に明示すること。
- ②児童自立生活援助事業（Ⅰ～Ⅲ型）
事業者が借りた賃貸物件で事業を実施する場合（里親宅以外）、実施可能とする本体施設等からの距離や時間等の基準を具体的に明示すること、措置費として支弁可能な家賃の上限を明確化すること（地域小規模児童養護施設や分園型小規模グループケアも同様）

具体的な支障事例

- ①令和6年4月の改正児童福祉法施行以降、自立援助ホームの開設希望相談が多数寄せられている。本事業については、第二種社会福祉事業で届出制となっているため、事業の実施要件を満たしていた場合、基本的には届出を受理せざるを得ない仕組みとなっている。国要綱において、「事業者は都道府県知事が認めたものとする」と明記されているため、認めるかどうかは、都道府県の判断になると認識している。しかし、「管理者」及び「指導員」の要件が緩く曖昧であるため、コンサルティング業者を経由するなど明らかに営利目的と思われる者からの一応の要件を満たした開設相談などに対して、「認めない」とする根拠を示しながら、届出を受理しないと判断することが難しく、訴訟リスクも抱えることになる。また、ホームに一人でも児童が入所（措置）されると、ホームの定員分の措置費を措置元都道府県が負担する仕組みであるため、都道府県の措置費負担を圧迫するほか、入所が少ないホームから他府県の児童相談所にまで入所者を募る等の状況となり、児童相談所の業務にも支障が生じている。各都道府県の利用ニーズや実情を踏まえ、届出に対し都道府県が一定の裁量を発揮しつつ、開設も判断できるようにすることを求める。
- ②賃貸物件で本事業を利用する場合における距離、時間等の明確な基準がないため、ケースごとに判断する必要が生じているが、明らかに適切な支援が望めないような遠方の賃貸物件（進学先等）での実施などを相談されることが増えており、届出制であるため基準なく制限を設けることも難しく、事業趣旨に応じた適切な実施に支障が生じている。また、措置費で家賃が支弁されることもあり、地主が施設と事前相談の上、施設を建設し、地域相場よりかなり高額な家賃を提示される事例が発生している。措置される家賃額に上限基準がないため、支払いを制限する根拠がなく、明らかに高額な家賃の提示に対する対応や調整にかかる業務が発生し、業務に支障が生じている。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

左記に示すような要件の緩さや曖昧さが事業者に混乱を生じさせ、結果的に支援対象者への不利益や都道府県の事業担当者の業務負担増の大きな要因となっている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

要件を厳格化することにより、事業所の質が一定保障され、利用者に適切な支援が提供できるようになる。各都道府県の担当者の負担が減少する。

根拠法令等

「児童自立生活援助事業実施要綱」
「社会的養護経験者への支援に関するガイドライン」

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

北海道、宮城県、新潟市、滋賀県、熊本市、宮崎県

○①利用者の少ないホームが複数ある中、開設相談が寄せられている。一人でも利用すると以後利用者がなくても定員分の措置費を負担する仕組みであるため、県の措置費負担を圧迫している。高校等に利用者を募るホームもあり、対象外の方からの相談等が児童相談所に寄せられたこともあり、苦慮している。

②賃貸物件について、地域相場より高額な家賃の事例が見られるが、制限する根拠がない。

○当市においても、提案団体と同様の問題を抱えており、特に高額家賃に対する規制がないことから、周囲の賃貸物件と比較しても高額な場合や、貸主と借主が法人の役員（法人役員の配偶者、親子、兄弟姉妹を含む）の関係のある者、寄付者等特別の関係のある者である場合など、不適切と考えられる事案であっても認めざるを得ない状況である。

○①当市においても開設の相談が多くなっており、直近3年（令和5年度以降）で、6カ所（市内計12カ所）が開設されている。事業所によっては児童がほとんど入らない状況もあり、届出制であること、要件の曖昧さもあることから、規制することが困難。利用者に対して適切な支援を提供することができるよう事業者の質を担保するためにも、一定程度基準を明確化する必要がある。

②に関する支障事例は現時点ではないが、提案市が求める措置は当市においても想定されるため、国において明確な基準を策定していただきたい。

各府省庁からの第1次回答

①「管理者」及び「指導員」の要件について、指導員は、児童福祉法施行規則第36条の8第3項において、児童指導員の資格を有する者、保育士の資格を有する者、2年以上児童福祉事業若しくは社会福祉事業へ従事した者又は都道府県知事がそれらと同等以上の能力を有すると認めた者、と規定しており、同条第1項において、管理者は指導員を兼ねることができると規定しているところ、他の児童福祉施設職員と比べても要件が緩く曖昧とのご指摘は当たらないと考える。なお、管理者を専任で配置する場合については、管理者が児童の支援を行うことはないことから、その要件を明確にする必要はないと考える。また、令和4年改正児童福祉法により、令和6年4月から、施設入所等の措置等を解除された者等（措置解除者等）の実情を把握し、その自立のために必要な援助を行うことについて、都道府県が行わなければならない業務としたものの、令和7年度子ども・子育て支援等推進調査研究におけるアンケート調査結果では、措置解除者等を含む社会的養護経験者等の実態把握について約6割の都道府県等で実態把握調査が行われていないことが明らかになっており、各都道府県において自立援助ホーム等に係る利用ニーズが把握されていない中で、ご提案の地域の実情に応じた設置基準を設定することは困難。なお、措置費については、要保護児童の円滑な受入れが可能となるよう定員に基づいて算定することとしているが、2年目以降について定員と実際の受入れ児童数に乖離がある場合には、実際の受入れ児童数に基づいた「暫定定員」を設定し、当該定員により措置費を支払うこととしている。

②賃貸物件で本事業を利用する場合における距離、時間等の基準については、地域の状況により様々と考えられ、国において一律に設定することは困難と考えている。また、措置費の賃借費加算については平成27年度以前は月額10万円を上限額としていたが、地域により相場が異なる賃借料の実態に即した支弁額とすることが可能となるよう平成28年度に上限額を撤廃したところ。賃借料の相場については同一の市町村内にあっても周辺地域の状況等により相場は様々と考えられ、全国を複数の区域に区分する方式も含め国において一律に上

限を設定することは困難と考えている。また、仮に、国が上限を設定した場合、既に自治体において、地域の相場を踏まえた目安や上限を設定している場合に、今後の賃借料加算の運用に支障を及ぼす恐れもあるため、全国を複数の区域に区分する方式も含め国において一律に上限を設定することは適切ではないと考える。

各府省庁からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

本事業の対象者は、家庭や既存の児童養護施設等での生活が困難なため家出を繰り返すなど複雑な課題を抱えており、①支援全体を統括する管理者は専任であっても高度の専門性が求められるため、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準における施設長のように、社会的養護児童支援の専門性を担保した要件とすること、②指導員も例えば「児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設のいずれかに2年以上従事した者」にするなど、社会的養護の知見が担保される要件とすることを求める。

また、施設の供給過多が生じた場合、措置費負担が過大となるため、都道府県に、設置基準を設ける裁量を認めるべきである。例えば、「事業者は地方公共団体及び社会福祉法人等であって都道府県知事が定めた基準を満たし、適当と認めたものとする」など、届出受理の是非は、都道府県が判断できる要綱にするよう求める。

賃貸物件で本事業を利用する場合における現行の距離、時間等の基準については、例えば大阪から東京の大学に通うことになった場合、東京の物件で自立を支援する日常的なかわりが困難な大阪の施設がⅡ型を開設することが可能であり、制度趣旨と異なる運用がなされ得る。現実的な距離、時間等の目安を明示いただくか、本事業で提供が求められる具体的な支援内容を例示するなど、制度趣旨に沿った運用を事業者を求める要綱にしていきたい。

賃借料の相場設定について、「既に自治体において、地域の相場を踏まえた目安や上限を設定している場合に」とあるが、各自治体の裁量で地域相場を踏まえた目安や上限を設定し、それを超えるようであれば届出受理も可能なのであれば、その旨、明確化を求める。

各府省庁からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

本提案は、人員基準・資格要件・施設設置基準等の明確化や国から自治体への権限移譲などを通じて、実効的な支援体制を構築することを目的とするものである。行政サービスの維持・向上のため、実施要件の明確化および自治体の裁量拡大を通じて、支援を必要とする子供たちに対して適切な支援を確実に届け、安心・安全に成長できる社会を実現するため、提案の確実な実現を強く要求する。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項のみ記載）

—

各府省庁からの第2次回答

「管理者」及び「指導員」の要件については、1次回答のとおりであり、国としては、支援を行うにあたって十分との認識である。なお、児童福祉法施行規則及び児童自立生活援助事業実施要綱第8に定める職員要件は最低基準であり、自治体において、児童福祉法の趣旨に反しない範囲において、これを上回る基準を定めることを妨げるものではない。なお、仮に一律に基準を引き上げた場合には、社会的養護経験者の自立支援の強化を進めている中で、人材の確保に支障が生じ、事業者にとって新規参入の障壁となる可能性も考えられることから、支援ニーズとのバランスに留意が必要であると考えられる。

措置費の負担が過大となるとのご指摘については、1次回答のとおり、現行でも「暫定定員」の仕組みによって、2年目以降、実態に即した調整が行われているところ、届出制の在り方を見直すことについては、同様の仕組みを取る他制度に過度な影響を及ぼすおそれがあると考えられるため、対応は困難である。なお、都道府県は、児童福祉法第33条の6及び児童福祉法施行規則第36条の2に規定しているとおり、対象者から申込みがあったときは児童自立生活援助事業所に委託して児童自立生活援助を行うこととされておりこどもの最善の利益の観点から、都道府県が対象者の受入先として適当でないと判断した事業所に対して委託を行わないことが可能

である。

賃貸物件で本事業を利用する場合における距離、時間等の基準については、1次回答のとおり、地域の状況により様々と考えられ、国において一律に設定することは困難と考えている。

また、賃借料加算の金額については「建物の賃借に係る実費」としているが、地域の相場と比較して明らかに高い金額による加算申請があった場合に、当該金額により加算認定を行うことは適切ではないと考えており、このようなケースを防ぐための手段として、都道府県において目安や上限額を定めることは現行でも可能である。

ただし、賃借料の相場については同一の市町村内にあっても周辺地域の状況等、様々な要素の影響を受けると考えており、例えば、平均的な金額により一律の目安や上限額を設定し、当該金額を超える場合には機械的に加算を認めない取扱いとすることは適切ではないと考えている。

このため、以上の考え方について周知を行うことは可能である。

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

こども家庭庁 第2次回答

管理番号	369	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	×
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	×
提案分野	03_医療・福祉		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

提案事項(事項名)

産後ケアに含まれる保育的支援の位置付けの明確化等

提案団体

横浜市

制度の所管・関係府省庁

こども家庭庁

求める措置の具体的内容

支援を必要とする全ての方へ、安全と質が確保された産後ケアを提供するため、実情を踏まえた具体的な人員配置基準及び産後ケアにおける乳児保育の扱いを明確に示すことを求める。

具体的な支障事例

【現行制度について】
母子保健法施行規則(以下、「施行規則」という)や産後ケア事業ガイドライン(以下、「ガイドライン」という)において、実情を踏まえた具体的な人員配置基準、また乳児の保育に関しての取扱いが明確に示されていない。

【制度改正の必要性】
産後ケア事業においては、施行規則において「助産師、保健師又は看護師のいずれかを常に一名以上配置するとともに、当該事業の内容に応じ、心理に関する知識を有する者その他事業の実施に必要な者を置くこと」という人員配置基準が示されている一方で、「利用人数はおおむね 20 人を上限」としている。1対20の受入は現実的に困難だが、安全管理を含めた運営方法は各自治体に委ねられ、実情を踏まえた具体的な基準が示されていない。

また、施行規則第7条の4第4号イ(3)に「乳児の保育を行う部屋」と記載されていることから、一部の利用者の中には、産後ケア事業は乳児の保育を内容とする事業との認識が生じている。

しかし、ガイドラインでは、産後ケア事業の内容として乳児の保育は明記されておらず、一時的に児を預かる場面について留意点が記載されている程度であり、乳児の保育に関する施設及び人員配置基準が施行規則及びガイドラインに記載されていないなど、産後ケア事業に乳児保育が含まれるのか、含まれるのであればその場合の施設及び人員基準がどのようなものなのかが不明確な状況となっている。

これらの事業を実施する上での事業内容及び基準等が明示されていない中では、市町村の安全かつ安定的な事業実施に支障を来すだけでなく、各事業者も対象拡充していくことは考えられず、事業者の確保にも支障が出ている。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

産後ケアをユニバーサルな事業として国が打ち出す中で、市民の「預かり」を求める声が年々増加している。一方で、ユニバーサル化に対応するために必要な安全基準が示されていない中では、各事業者も対象拡充していくことは考えられず、事業者を確保していくことが困難な状況である。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

国が求めるユニバーサル化に沿って事業者の確保を進めることができ、受け皿の拡充につながる。
また、全国統一の安全基準や保育の考え方が整理されることで、行政事務の効率化も図るとともに、安全かつ安定的な施策推進に資することができる。

根拠法令等

母子保健法施行規則（第七条の四）、産後ケア事業実施要綱、産後ケア事業ガイドライン

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

高崎市、藤岡市、さいたま市、川越市、上尾市、神奈川県、新潟市、福井市、佐久市、小牧市、大阪市、三原市、高知県、佐世保市、熊本市

○国のガイドラインでは、対象者は母親及び乳児となっている。当市では、母がケアを受けるだけでなく、母が休養をとるための利用が増えている。そのため、「子の預かり」が必要なこともあり、また、母自身が望むこともある。母子が安全にケアを受けるための基準は必要となるが、併せて、安定的な事業運営のために、定める基準等に沿った体制整備に必要な経費として、引き続き国の補助金の拡充を要望する。

○産後ケア事業がユニバーサル化され、利用者利用希望者は増加傾向にあり、自治体には受け入れ先の確保が求められている。受け入れ先を拡大していくためには、全国統一の安全基準や保育の考え方が整理されることで、安全かつ安定的な事業実施ができる。

○宿泊・デイケアを受け入れる場合、母親の休息を促すために、保育士を雇用している場合が多いため、基準も必要であるとともに、保育士確保のための補助金増額も希望したい。

○当県においても、産後ケア事業における明確な人員配置基準等が示されていないことから、多様な形態の事業者が参入する中、どのような体制で実施すべきなのか、安全管理と市町村の財政負担（委託料単価の設定）の間で判断に困っている。

○現行の施行規則及びガイドラインにおいては、乳児の預かりに関する具体的な人員配置や設備、安全管理の基準が必ずしも明確に示されておらず、自治体や事業者ごとの判断に委ねられている状況にある。乳児の一時的な預かりが行われる場合の考え方や、その際に求められる人員配置、安全管理等について、国においてガイドライン等により一定の整理、明確化がなされることは、自治体及び事業者が適切な体制整備を進める上で有用であるとする。なお、その際には、産後ケア事業が乳児保育を主目的とする事業であるとの誤解を招かないよう、事業の位置づけや他制度との役割分担についても併せて整理されることが望ましい。

各府省庁からの第1次回答

産後ケア事業は、母子の心身の状況に応じた保健指導等に加え、母親の身体的回復と心理的な安定を促進することや母親自身がセルフケア能力を身につけることを目的としている。

このため、単なる保育や休息目的のみの利用は認めていないところであるが、母親の身体的回復や心理的な安定の促進のため、休息は大変重要であると考えており、実際に、当該事業における保健指導や授乳指導等を行う中では、母親が休息を取れるような配慮や工夫も行われているものと認識しており、そのような場面を想定し「乳児の保育を行う部屋」を設備として施行規則に定めているもの。

産後ケア事業の実施に当たっては、助産師、保健師又は看護師のいずれかを常に1名以上置くこと（短期入所型の場合には、1名以上の助産師、保健師又は看護師を24時間体制で配置する）のほか、事業の内容に応じて、心理に関する知識を有する者や育児に関する指導等を実施するにあたり必要な者を配置することとしている。

また、病院、診療所又は助産所と産後ケアセンターが併設等され、病院、診療所又は助産所の助産師、保健師、看護師その他の従業者と産後ケアセンターの助産師、保健師、看護師その他の従業者とを兼務するような場合は、それぞれの施設の人員に関する要件を満たすとともに、兼務によって患者等に対する治療、母子に対する産後ケアその他のサービスの提供に支障がないように注意するよう、実施要綱においてお示ししているほか、

・4か月以降の児やきょうだいを預かった際の職員配置加算

・宿泊型において、夜間に2人以上の人員配置をした場合の職員配置加算

等、複数の職員配置を評価する加算を令和7年度に創設している。

さらに、産後ケア事業における安全性・ケアの質の一層の向上のために、令和6年度にケアの内容や事故防止

等に向けた安全対策を記載するなど、ガイドラインの見直しを行っており、児を預かる場合の留意点の記載を追加するとともに、事故防止等に向けた安全対策に関するマニュアルの策定について促しているところである。実施主体である市町村において、必要に応じて地域の実情を踏まえた具体的な人員配置基準の検討や、安全対策に係る取組を推進していただきたい。

各府省庁からの第１次回答を踏まえた提案団体からの見解

第１次回答は、産後ケア事業の趣旨や方向性を説明するものとして一定の意義があるものの、安全性及び質の確保に向けた具体的な人員配置基準や運用の考え方については、依然として明確化されておらず、実際の事業運営においては、自治体及び事業者の判断に依拠せざるを得ない内容となっている。

特に、「児を一時的に預かる場面が一定程度想定される」とするのであれば、見守り体制や配置水準等に関する具体的な考え方が十分に示されていないことは、実施主体ごとの対応の差を生じさせ、安全性確保の観点から課題が残る。そのため、既存の他の一時預かり事業等における人員配置基準との整合も含め、必要な人員配置や見守り体制の在り方を明確に示すことが必要である。

また、助産師等の専門職は、乳児の保育を主目的とした職種ではないにもかかわらず、乳児を一時的に預かる対応が想定されている点も、安全性確保の観点から課題があると考ええる。加えて、「単なる保育や休息目的の利用は認めない」としつつ、母親の休息確保のために乳児の保育を行う場면을想定しているとの説明については、その位置付けや範囲が不明確で、制度の解釈に差異が生じ得る。

当事業における「乳児の保育」について、制度趣旨に対する統一的理解が図られることが重要であるため、その具体的内容、想定される場面及び児童福祉法上の保育との関係を国として明らかにしていただきたい。

合わせて妊産婦に対する人員配置基準についても、実情を踏まえた基準の見直しを行っていただきたい。

なお、必要な安全基準が示されていない中では、各事業者も対象拡充に踏み切ることは難しく、市町村における事業者の確保が困難な状況である。

各府省庁からの第１次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】
提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項のみ記載）

産後ケア事業実施要綱及び産後ケア事業ガイドラインにおける乳児保育の位置付けが明確ではない状況下では、事故等が発生した際の責任の所在が不明確となり、事業者が安全管理上のリスクを負うことへの懸念から、事業参入や事業拡大を躊躇する要因となる。また、現場においても運営上の判断に混乱が生じ、結果として、母親の身体的回復・心理的な安定という産後ケア事業本来の目的達成に支障を来すおそれがある。産後ケア事業における乳児保育の位置付けを明確化すべきではないか。

妊産婦に対する現行の人員配置基準は、20人までは1人の専門職を置くことで足りるなど実態を十分に反映したものとなっていない。専門職1人が複数の母子に対して、保健指導や相談対応に加え、乳児の安全確認まで担うことは、安全管理上のリスクが高い。職員配置加算による財政的支援が講じられているものの、それだけでは安全なサービス提供を担保することは困難であることから、現場の実態を踏まえた人員配置基準を設定すべきではないか。

現行制度では乳児を一時的に預かる場合の具体的な人員配置基準が設けられていない。ガイドラインの見直しや職員配置加算を行っているものの、乳児保育が産後ケア事業に含まれるという位置付けを行うのであれば、安全確保の観点から基準の設定を行うべきではないか。

実施主体である市町村において、実情を踏まえた人員配置基準の検討・安全対策に係る取組を推進していただきたいとのことであるが、少子化対策の重要な取組の一つであり、国としてユニバーサル化を目指している産後ケア事業においては、一定のサービスレベルを確保する必要があるところ、国として適切な基準を設けることが必要ではないか。

各府省庁からの第2次回答

産後ケア事業は、母子の心身の状況に応じた保健指導等に加え、母親の身体的回復と心理的な安定を促進することや母親自身がセルフケア能力を身につけることを目的としている。また、産後ケア事業の実施に当たっては、個人のニーズに合わせて、ケアを組み合わせ、個別的なケアを行うことが求められる。このため、単なる保育や休息目的のみの利用は認めていないところであるが、母親の状態やニーズのアセスメントを実施し、その評価に基づいた個別のケアプランにおいては、母親の休息を図ることも想定され、このような場面を想定し「乳児の保育を行う部屋」を設備に関する基準として母子保健法施行規則(昭和40年厚生省令第55号)に定めている。

また、「20人までは1人の専門職を置くことで足りるとしている」との御指摘については、

「助産師、保健師又は看護師のいずれかを常に一名以上配置するとともに、当該事業の内容に応じ、心理に関する知識を有する者その他事業の実施に必要な者を置くこと」(母子保健法施行規則第7条の4第2項)

「同時におおむね二十人以上の妊産婦を短期間入所させてはならないこと。ただし、他に短期入所させるべき適当な施設がない場合において、臨時応急のため短期入所させるときは、この限りではない。」(母子保健法施行規則第7条の4第5項のロ)

「同時におおむね20人以上の妊産婦を短期入所させてはならない。」、「別室にて児の預かりを行う場合の人員については、預かっている児の見守りを行う者と、それ以外の母親や児のケアを行う者との複数体制とすることが望ましい。」(産後ケア事業ガイドライン)

等と記載しており、「20人までは1人の専門職を置くことで足りる」と規定しているものではない。

なお、以上の考え方が不明確であるという御指摘から、産後ケア事業ガイドラインやQA等において、これらの考え方についてより明確に示すことを検討し、今年度中に結論を得る。

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

こども家庭庁 第2次回答

管理番号	377	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	×
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	×
提案分野	03_医療・福祉		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	○

提案事項(事項名)

マイナンバー情報連携の活用により乳児等通園支援事業における税情報等の取得を可能とすること

提案団体

指定都市市長会、久留米市、大野城市、篠栗町、粕屋町、水巻町、岡垣町、遠賀町、広川町

制度の所管・関係府省庁

こども家庭庁、デジタル庁、総務省

求める措置の具体的内容

乳児等通園支援事業における税情報等の取得を情報提供ネットワークを通じた情報照会(マイナンバーを用いた情報連携)により可能とすることを求める

具体的な支障事例

児童福祉法及び子ども・子育て支援法に基づく乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)については、生活困窮者等(市民税額が一定額未満の世帯)に対して利用者の負担軽減のための公定価格の加算が設定されている。その認定を行うに当たっては、現行法令では、税情報等の取得に関して情報提供ネットワークを通じた情報照会(マイナンバーを用いた情報連携)を行うことができないため、乳児等通園支援事業の利用者が自ら負担し、課税証明書等の証明資料を用いて申請する必要がある。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

利用者からは、課税証明書の取得が負担であるために、マイナンバーを利用してほしいとの声が寄せられている。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

利用者の負担軽減につながり、住民サービスの向上につながる。また、行政においても、紙媒体を確認する必要がなくなり、効率化につながる。本制度は、全国で実施されるものであるため、行政の効率化の影響は大きいものだと考える。

根拠法令等

行政手続における特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九号八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第一百五十七条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

花巻市、ひたちなか市、福井市、小牧市、寝屋川市、和歌山市、岡山県、都城市、鹿児島市

○既に1件、利用者負担減免申請があった際、添付書類がない状態で申請がされてしまい、個別に電話対応するといった事象が発生している。

○提案内容にあるように、乳児等通園支援事業における税情報等の取得を情報提供ネットワークを通じた情報照会(マイナンバーを用いた情報連携)により可能とすることが求められる。

○利用者自らが課税証明書等の証明書類を準備し申請することは、金銭面と時間面の両面から負担になるため、マイナンバーを用いた情報連携を求める声が、県内市町村から上がっている。

○マイナンバーを用いた情報連携が可能となることで、利用者の証明書取得に係る時間的・経済的負担が大幅に軽減され、制度へのアクセス向上が期待される。また、自治体においても事務処理の効率化と迅速化が実現し、より多くの支援が必要な家庭が制度を利用できるようになることで、子育て支援の実効性が高まり、社会全体の子育て環境の改善に寄与することが見込まれる。

各府省庁からの第1次回答

乳児等支援給付認定に関する事務等において、地方税関係情報をはじめとする利用特定個人情報の情報提供及びその求めを可能とするため、必要な法令改正を行うことを予定している(令和8年6月26日公布・施行予定)。これと併せ、令和9年6月からは、個人番号を利用し、情報提供ネットワークシステムを通じて地方税関係情報等の必要な情報を照会できるよう、対応を検討している。

各府省庁からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

乳児等支援給付認定に関する事務等において、地方税関係情報をはじめとする利用特定個人情報の情報提供及びその求めを可能とする法令改正が行われたことについて、事務連絡の発出、こども誰でも通園制度に関するQ&Aの更新など、地方自治体への周知を求める。

また、個人番号を利用し、情報提供ネットワークシステムを通じて地方税関係情報等の必要な情報照会が可能となった時点においても、改めて地方自治体への周知を求める。

各府省庁からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【和歌山市】

情報連携が実現すれば、申請者の添付書類の省略や自治体窓口の事務負担軽減につながり、乳児等通園支援事業の円滑な実施に大きく資するものである。

この意義に鑑み、対応の「検討」を早期に具体化し、令和9年6月から確実に情報照会できるよう、着実に進めていただきたい。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

乳児等通園支援事業における利用者負担軽減の認定に必要な税情報等について、マイナンバー情報連携により取得できるようにすることは、利用者の課税証明書等の取得・提出負担の軽減及び市町村の確認事務の効率化に資するため、情報連携に必要な制度上・システム上の措置について、検討を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項のみ記載）

—

各府省庁からの第2次回答

乳児等支援給付認定に関する事務等において、地方税関係情報をはじめとする利用特定個人情報の情報提供及びその求めを可能とするため、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令の一部を改正する命令(令和8年デジタル庁・総務省令第19号)」により必要な法令改正を行った(令和8年6月26日公布・施行)。

また、令和9年6月からの運用開始に向けて、個人番号を利用し、情報提供ネットワークシステムを通じて地方

税関係情報等の必要な情報を照会できるよう、必要な準備を進めているところであり、この中で地方自治体に対する事務取扱い等に関する周知についても検討してまいりたい。

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

こども家庭庁 第2次回答

管理番号	383	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	○(3)
提案分野	05_教育・文化		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

提案事項(事項名)

子ども・子育て支援交付金の申請事務の簡素化・効率化

提案団体

栄村

制度の所管・関係府省庁

こども家庭庁

求める措置の具体的内容

子ども・子育て支援交付金の申請事務に使用している支援金システムについて、既存のMicrosoft Accessを使用した申請システムから市町村の執務環境に依存せず、かつ GUI を意識した新たなシステムの構築(クラウド等インターネット上で作業できる仕組みの構築等)を求める。

具体的な支障事例

子ども子育て支援事業については、交付金の申請事務において Microsoft Access を使用した申請システムで行っている。自治体の DX 等に伴い、そもそも業務端末に Microsoft Access が標準導入されていないことに加えて、業務における使用頻度が低い Microsoft Access の導入費用は高額であることから、新システムの構築が必要と考える。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改革による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

新システムの構築により、全国自治体のソフトウェア維持に要する経費の節減と職員の負担軽減につながる。

根拠法令等

子ども・子育て支援事業費補助金交付要綱

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

ひたちなか市、さいたま市、相模原市、半田市、枚方市、寝屋川市

○入力した情報が反映されていないケースや、意図しない形での入力になる、エクスポートした CSV を読み込めないなど、普段使い慣れていないシステムでの入力による弊害が出ている。愛知県への提出資料は Excel で入力し、提出することとなっていることから、Web システムに限らず、使い慣れた Excel での入力・提出も選択肢

に入れていただきたい。

各府省庁からの第 1 次回答

【意見】

お問い合わせの子ども・子育て支援交付金にかかる交付申請・実績報告等の申請事務に使用している交付金システム (Microsoft Access) をクラウド等の新たなシステムを構築して移行することについては、Microsoft Access の導入で既に一定程度の申請事務の簡素化・効率化は達成されていることに加えて、移行することによる申請事務への影響、費用負担についても十分に検討する必要があることから、今後の課題として慎重に検討してまいりたい。

【理由】

クラウド等の新たなシステムの導入については、Microsoft Access の導入経費が不要となることや、OS・ソフトウェア環境に依存しない運用が可能となるといったメリットがある一方で、クラウド接続に係る執務環境が必要となるデメリットもあることに加え、システム変更に伴う業務フローの見直し等によって、申請者である市町村の負担がどうなるかが不明確であるため。

各府省庁からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

システム変更に伴う業務フローの見直しによる一時的な負担の増加は認めるものの、スタンドアローンによる運用を継続した場合のシステムの改修や、端末の維持に係る経費を長期的に勘案すれば、クラウド化等の新たな仕組みの導入が長期的には費用負担の軽減となることも考えられ、システム変更を検討する意義は十分にあり。総務省の定める自治体 DX 推進計画の「地方公共団体情報システムの標準化」に基づき、自治体ではすでに LGWAN 等を活用したクラウド環境整備が進められており、既存システムのクラウド化において執務環境の構築はデメリットとなりえない。また、現行の Microsoft Access の運用においては修正パッチの適用などの管理上の手間により申請作業にかかる負担や時間が増加しており、その改善が必要である。クラウド化を含むあらゆる手法を視野に入れながら、申請事務のさらなる簡素化・効率化に向けた具体的な検討を進めることを求める。

各府省庁からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

子ども・子育て支援交付金の申請事務について、市町村の端末環境に左右されないクラウド型又はウェブ入力型の申請システムに見直すことは、自治体の作業環境上の制約解消、ソフトウェア導入・維持経費の削減及び申請事務の効率化に資するため、特に積極的な検討を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項のみ記載）

—

各府省庁からの第 2 次回答

引き続き、クラウド化については他の事業のシステムの導入や定着状況を踏まえながら、今後の課題として慎重に検討してまいりたい。

一方で、現行の Microsoft Access の運用において、修正パッチの適用にかかる操作事務等の事務負担の軽減が必要であり、事務負担の軽減に向けた具体的な検討を令和 8 年度中に行い結論を得る。

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

こども家庭庁 第2次回答

管理番号	385	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	×
提案分野	03_医療・福祉		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

提案事項(事項名)

私立保育所について子ども・子育て支援法の不正利得の徴収に関する規定と同等の制度整備を求めること

提案団体

横浜市

制度の所管・関係府省庁

こども家庭庁

求める措置の具体的内容

子ども・子育て支援法の不正利得の徴収に関する罰則規定は私立保育所に対しては適用されず、民法に基づく利息請求にとどまり、施設類型により差が生じている。他の施設種別との公平性の確保のため、また、給付費の不正受給に対する抑止効果が期待できるため、私立保育所にも同等の制度整備を求める。

具体的な支障事例

【現行制度について】
給付費を不正に請求したことが判明した場合、幼稚園・認定こども園・地域型保育事業者に対しては、子ども・子育て支援法に基づく加算金を請求しているが、私立保育所に対しては、同様の制度が整備されていないため、民法に基づく利息を請求している。
【制度改正の必要性】
子ども・子育て支援法に基づく不正利得の徴収に関する規定は、返還額の40%を追加徴収することができる一方で、民法の利息は3%であり、施設種別により徴収できる追加額が大きく異なっており、公平ではない。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

「不正受給を防止すべき」、「不正受給を行った法人に対してより厳しく対応すべき」との声がある。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

私立保育所に対しても、子ども・子育て支援法に基づく不正利得の徴収に関する規定と同等の制度が整備されることで、給付費の不正受給に対する抑止効果が期待でき、不正受給事案発生に伴う調査、指導監査、返還金請求などの事務負担の軽減も見込まれる。

根拠法令等

子ども・子育て支援法第12条、子ども・子育て支援法附則第6条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

ひたちなか市、さいたま市、川崎市、茅ヶ崎市、小牧市、大阪市、宮崎市

—

各府省庁からの第1次回答

施設型給付費等については、本来、教育・保育給付認定保護者がその支給対象となるところ、利便性等を考慮し、法定代理受領を可能としているものであるため、特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者による不正受給があった場合に、返還させるべき額のほかに、当該額に100分の40を乗じて得た額を徴収することを可能としているところである。

各府省庁からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

施設型給付費と委託費において取扱い等に相違があることについては承知しているが、私立保育所で不正受給が生じた場合、不正受給額の返還を求めるにとどまり、経済的不利益が十分とはいえず、市民への説明や運営事業者への抑止力の観点から課題がある。また、不正受給の抑制を通じて、調査、指導、返還請求等の事務負担の軽減に寄与するものとする。

私立保育所に対する委託費も公費により実施される子育て支援施策であることから、不正受給を防止し、公費の適正使用が確保される措置を講じる必要があると考えている。改めて、私立保育所に関して、子ども・子育て支援法の不正利得の徴収に関する規定と同等の制度整備を求める。

各府省庁からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

現行制度で対応可能である旨について、十分な周知を行うべきである。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項のみ記載）

—

各府省庁からの第2次回答

施設型給付費等については、本来、教育・保育給付認定保護者がその支給対象となるところ、利便性等を考慮し、法定代理受領を可能としているものであるため、特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者による不正受給があった場合に、返還させるべき額のほかに、当該額に100分の40を乗じて得た額を徴収することを可能としているところである。一方で、私立保育所については委託費という仕組みとなっているところ、これは、本来、市区町村に保育の実施義務があり、その上で、保育所に保育の実施を委託して直接費用を支払うものであり、施設型給付費等と同様に不正支給の加算徴収規定を適用させることは困難である。